

第三百三回国会 内閣委員会 議 録 第 二 号

昭和六十年十一月十九日(火曜日)  
午前十時二分開議

出席委員

委員長 中島源太郎君

理事 石川 要三君 理事 戸塚 進也君  
理事 宮下 創平君 理事 小川 仁一君  
理事 元信 堯君 理事 市川 雄一君  
理事 和田 一仁君  
伊藤 公介君 池田 行彦君  
内海 英男君 月原 茂晴君  
中村喜四郎君 堀内 光雄君  
上原 康助君 角屋堅次郎君  
新村 勝雄君 山本 政弘君  
鈴切 康雄君 日笠 勝之君  
田中 慶秋君 柴田 陸夫君  
三浦 久君

出席國務大臣

厚生 大臣 増岡 博之君  
通商産業 大臣 村田敬次郎君  
運輸 大臣 山下 徳夫君  
建設 大臣 木部 佳昭君  
國務 大臣 後藤田正晴君  
(國務庁長官)  
國務 大臣 金子 一平君  
(經濟企画庁長官)

出席政府委員

内閣 審議官 海野 恒男君  
内閣 審議官 平井 清君  
内閣法制局長官 茂串 俊君  
人事院 總裁 内海 倫君  
人事院事務総局 仙田 明雄君  
任用局長  
總務庁長官官房 米倉 輝君  
審議官  
總務庁人事局長 手塚 康夫君

總務庁行政管理 古橋源六郎君  
局長  
總務庁行政監察 竹村 晨君  
局長  
經濟企画庁調整 赤羽 隆夫君  
局長  
經濟企画庁國民 橫溝 雅夫君  
生活局長  
經濟企画庁物価 齋藤 成雄君  
局長  
經濟企画庁綜合 勝村 坦郎君  
計画局審議官  
國稅庁間稅部長 村本 久夫君  
厚生省生活衛生 北川 定謙君  
局長  
農林水産大臣官 吉國 隆君  
房審議官  
通商産業大臣官 鎌田 吉郎君  
房總務審議官  
通商産業大臣官 松尾 邦彦君  
房審議官  
通商産業省通商 黒田 真君  
政策局長  
資源エネルギー 野々内 隆君  
庁長官  
中小企業庁計画 広海 正光君  
部長  
運輸大臣官房國 中島 眞二君  
有鐵道部長  
運輸省地域交通 服部 経治君  
局長  
運輸省地域交通 神戶 勉君  
局長  
運輸省航空局長 西村 康雄君  
運輸省航空局長 大島 士郎君  
術部長  
建設大臣官房長 高橋 進君  
建設大臣官房總 佐藤 和男君  
務審議官  
建設省建設經濟 清水 達雄君  
局長

委員外の出席者

建設省都市局長 牧野 徹君  
建設省住宅局長 渡辺 尚君  
自治大臣官房審 石山 努君  
議官  
消防庁次長 井上 孝男君  
警察庁交通局長 越智 俊典君  
通企圖課長  
法務省民事局參 濱崎 恭生君  
事官  
大蔵大臣官房秘 寺村 信行君  
書課長  
大蔵大臣官房地 竹内 透君  
方課長  
大蔵省主稅局稅 日高 壯平君  
制第二課長  
大蔵省主稅局稅 瀧川 哲男君  
制第三課長  
大蔵省國稅局輸 劍持 宣揚君  
入課長  
厚生大臣官房審 木戸 脩君  
議官  
厚生省保健医療 羽毛田信吾君  
課長  
厚生省生活衛生 森下 忠幸君  
局水道環境部長 谷 修一君  
厚生省保險局長 小宮 和夫君  
療課長  
郵政省郵務局次 石川 健一君  
長  
内閣委員会調査 室長

委員の異動

十一月十九日

辭任 石原健太郎君

補欠選任 伊藤 公介君

辭任

伊藤 公介君

補欠選任

石原健太郎君

本日の會議に付した案件

連合審査會開會に關する件

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に關する法律案(内閣提出第一号)

○中島委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に關する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。元信堯君。

○元信委員 本日は、大臣の皆さんも大勢御出席をいただきまして、許可認可規制緩和の一括法案の質問をしたいと思うわけでございますが、二十六本にも及ぶ膨大な法案でございまして、これを一括法で審議をするというところになかなか難しいところがあるだろうと思うわけであります。

總務庁の長官は担当大臣でございましてからずつと御出席でございまして、各省庁いろいろ質問ある中で、總務庁だけには余り質問がない。まことに異な形になっているわけでございまして、翻って立法院として考えて見ますと、ここへ挙げられましたそれぞれの法律は、いずれもそれぞれ担当の委員会の審議によって立法されてきた、こういう経過があるわけですね。それを今度一括法でやるといふことになりましたと、きょうは各大臣もそれぞれ最大限都合をつけて出席をいただきましたけれども、時間的にいたしましてもなかなか十分な質問の時間がとれない、こういうことになりました。私どもは、本来これは各委員会においてそれぞれ審議をすべきではないか、こういう見解を

持っているわけでございます。それは、単に時間的な問題だけではなくて、もはや不合理になったもの、根拠のないものとおっしゃいますけれども、これから個別に見ていきたいと思いますが、検討してみますと、それぞれの行政分野にやはりかなり大きな問題がある、そういったしますと、それぞれの行政分野のエキスパートによって十分審議される必要があるのではないか、ほかの政策との関連も出てくるのではないかと、こう思うからであります。

まず総務庁長官にお伺いするわけですが、これらの法律を一括法にして横へ並べてすっぱり切ってしまう、こういうことになるわけでございますが、こういうふうにして出されたのは、個別の法のそれぞれの行政分野に与えた影響はない、こうお考えでお出しになったのか、まずその点から。

○後藤田国務大臣 元信さんおっしゃいますように、個々の委員会に単独法として出して審議するのがしるべきでないか、こういう御議論、これは私も理解はできます。

ただ、今回のこの民間に対する規制緩和の法律案というのは、御案内のように、行革案の答申を受けまして閣議決定をして、その際に、世の中ほとんど変わっておりまして、過去それなりの重要な意味を持っておいたものの中にも、時勢の変化に伴って不合理になっておる、あるいは不必要になっておるというものがある、これらはやはり見直して改廃すべきである、こういう御答申があったわけですね。したがってこの趣旨、目的というものは一つなんですね。

もちろんお話しのように、それが他の政策に全く影響ないのかといえば、そうじゃありません。それは関連があるわけでございすけれども、しかし何といえども、それによって個別の政策について重要な基本的改革を来すというものではない。というのは、不必要になり不合理になっているものをのける、こういう意味合いでございすから、一括して御審議を仰ぐことが全体を把握

するということの意味においても比較的わかりやすいのではないのか、私はそういうふうに思うのです。同時に、こういった扱いについては既に昭和五十六年に法制局長官から政府としての考え方を御答弁申した経緯もありますし、私どもとしては、それらを頭に置きながら今回一括法として御審議を仰ぐことが適当であろう、こういう考え方で御審議を仰ぐという取り運びにしたわけでございますから、この点はひとつぜひ御理解を賜りたい、かように思います。

○元信委員 既に不必要になっている法律であるから、それを改廃しても基本的な影響はない、こういうふうにおっしゃるわけですね。逆に申しますと、これからのいろいろ議論をしてみたいと思いますけれども、検討の結果、基本的にも影響がありそうだと、こういうことになると、これは一括法で扱うことは不適当、こういうことになるわけですが、これは審議してみなければわからない、こういう問題ですね。審議の結果、場合によってはそういうことはあり得る、こういうことですか。一遍一括法として出したのを取り下げて個別法として審議し直す、こういう可能性はあるわけですか。

○後藤田国務大臣 私どもは、個別の政策について基本的な改革を来すというものではない、こういう認識のもとで、同じような性格のある許可、認可その他の規制について、不必要となつておる理由がないではないかといったような統一した判断のもとに、一括法として御審議を仰ぐのが適当であろう、こういう考え方でございす。

○元信委員 ちょっと聞いたことと答弁が違ふような気がするが、このところは蒸し返していつても時間のむだですから……。

法制局長官、今総務庁長官から、既に見解の御表明があった、こういうことですが、このごろは法制局長官の見解も事によって随分変わる世の中でございますが、維持されているのかどうか。○茂中政府委員 御答弁申し上げます。

ただいま総務庁長官からも御答弁がありましたように、従来から、この法案の一括化につきましては私どもとしては一定の基準を定めておりまして、その基準に適合するかどうかということによって判定をいたしておるわけでございまして、委員御承知のとおり、従来から、いわゆる一括法案として御提案申し上げている事例というのは枚挙にいとまがないほどたくさんあるわけでございす。

その基準なり方針と申しますのは、これまた委員御承知のとおりでございまして、法案に盛り込まれた政策が統一的なものであり、その結果として法案の趣旨、目的が一つであると認められる場合、あるいは内容的に法案の条項が相互に関連して一つの体系を形づくっていると認められるような場合、こういった場合には一本化にふさわしいというところで、法案審査の段階でそのような処理を了承していただくわけでございす。

なお、以上の基準とは別に、いわば実際上の配慮をいたしまして、この基準を適用する場合に、原則としてできる限りは一つの委員会の所管の範囲でまとめるという態度をとっているところでございす。この点につきましては、法律案の具体的な内容に即しまして、これを一本化した方がよろうとする政策の趣旨、目的がかえって明確になるというふうなものもあるわけでございす。このようなものにつきましては、同一の委員会の所管に属しないものであつても、複数の法律の改正案を一本化するということにつきましては、これは従来からしばしば現実にも行われているところでございす。

今回の法案につきましても、先ほど総務庁長官から御説明がございましたようなことで、やはり一本化するが適当であるという判断を下しまして、一括法案として御提案申し上げた次第でございす。

○元信委員 ちょっと承服できぬところもありまして、一応各法案幾つかについてきょうは議論をしてみて、その上で最後に、総務庁長官なり法制

局長官に今の見解を維持されるかどうか、もう一遍御意見を聞く機会をつくりたいと思います。

運輸大臣、お急ぎだそうでございすから、運輸大臣所管のところから始めてまいりたいと思ひます。

まず航空法の改正でございす。先般、後藤田長官から提案理由の説明において一、二、三と三つに分けて御説明がございました。今回の改正はこの一、二、三のケースのどれに当たると考えてお出しになったか、まずその点を承ります。

○山下国務大臣 第三の技術の革新に当てはまる問題でございす。

○元信委員 技術の革新ということになりますと、具体的には一体どういふところがどう革新されたから今回要らなくなったのか、その辺をお聞かせください。

○大島政府委員 お答えいたします。

航空法の六十五条第二項の改正でございす。この法律の規定は昭和二十七年に航空法が制定された当時から変わっておりません。その当時の技術、航空機の状況から見まして、四発の発動機を持ち、三十五トン以上の航空機については、航空機関士の乗組みを義務づけたものが第一号の規定にございす。その後、近年の航空技術の進歩あるいは一般の参入技術の進歩によりまして、航空機にも大幅に電子制御技術あるいはコンピュータ制御技術、これが導入されるようになりまして、そういったしますと、航空機内の設計におきまして、操縦装置あるいは各種の操作装置、これの簡素化、あるいは計器、スイッチ類の数の減少等々、多くの技術革新による操縦室内の簡素化が可能となつてまいりました。そこで、最近では四発のエンジンを持つ航空機でも操縦士二人で安全に運航ができる、こういうような技術の時代になってきたことを認識いたしまして、今回、このうちの外形的要素で航空機関士の搭乗を義務づけた一号の規定を削除しようとするものであります。

安全性の問題につきましては、第二号の規定の

適用によって十分確保されるというふうに考えておられます。

○元信委員 抽象的で余りよくわからぬのですが、この法改正の提案理由の説明で「時代の変化等に伴って不要ないし過剰あるいは不合理となっている規制」を見直した、こういうことだそうでございますが、この三つのどれに当たるのですか。

○大島政府委員 ただいまお答えいたしましたように、技術革新のレベル、これの進歩によって技術的に合理性を欠くに至った、こういうふうな判断しているわけでございます。

○元信委員 そうすると、パイロットのほかに航空機関士を乗せていることは今の技術水準からいって不合理だ、こういう御見解ですか。

○大島政府委員 現在使用されております航空機、これはこの航空機が出現した段階の技術において航空機関士の搭乗が必要、こういうふうな判断されたものでございまして、現在飛んでいる飛行機から航空機関士が不要になる、こういう判断はとっておりません。

今後、現在の技術革新レベルに従って設計され開発されていく航空機、これについては、個別の機種ごとに技術審査を行うことによつて航空機関士の搭乗の要否を決めていく、これが合理的であるかと判断しているわけでございます。

○元信委員 提案がされておりますように、四発かつ三万五千キログラム以上の最大離陸重量を有する、この規制を全部外してしましますと、その二だけが増えるわけでございまして、構造上、操縦者だけでは完全な取り扱いができない飛行機については三名要る、つまり三名で設計されれば三名必要だけれども、二名で大丈夫というところで設計されておるならば、構造上そういうふうにつくってあればそれはもう二名でどんなものでも構わない、こういうことになるわけですか。

○大島政府委員 二名で安全に運航することができるよう設計され、かつ、製造国政府において

安全性について審査を受け証明を受けた、こういう場合には操縦士二名で運航することが許される、こういうふうな理解しております。

○元信委員 今回のこの航空法の改正は、仄聞するところによりますと、イギリスのBAe146という航空機が、比較的小さい飛行機だけれども、四発になっておるものだから二人乗りで設計されておるので、これが輸入を考へる場合の非関税障壁になっておる、こういう考へ方で今回出されてきたというふうな聞いておるわけですが、そういうことで間違いありませんか。

○大島政府委員 航空機の技術革新のレベルから申し上げますと、三十五トン以上、四発の二人乗りの航空機、こういうものが設計できるといふ段階に至っていることは私も従来から認識しておったところでございまして、直接の具体的な航空機としては、今先生御指摘のイギリス製のジェット機が出現してきた、こういうことでござい

○元信委員 そうすると、これは単にそういう輸入障壁の問題だけではなくて、将来において二人乗り時代が来る、旅客機二人乗り時代に対する対応としてこの法改正を出された、こういうことですか。

○大島政府委員 イギリスからの申し入れ、それからまた私どもの技術的検討の中で、航空機関士の乗り組みにつきましては外形的な要件で規定するよりも航空機そのものの機種別の詳細な技術審査によることが技術的に合理性がある、こういうふうな判断いたしましたわけでござい

○元信委員 そうすると、将来二人乗りの飛行機が製造国で耐空証明なり何なりを取って出てくるということになりますと、日本の空にも例えば二人乗りのジャンボが飛ぶ、こういうことを予測しているわけですか。

○大島政府委員 二人乗りのジャンボが開発されるかどうか、そのような動きは現在ござい

た場合にそういった新しいジャンボの設計が可能であるということはあるかと思ひます。

○元信委員 人ごとみたいなことを言っているけれども、これはもう既にボーイング747-400というものが開発されておる、ノースウエスとかもう既に十機発注をしておる、こういう時代に来ているわけですね。御案内のように、日航の完全民営化あるいは全日空の国際路線への進出、こういうことを考へますと、ますます民間航空の間で競争激化が進むことは避けられないと思ひます。そうしますと、やはりコスト面でもどうしても三人乗りより二人乗り、こういうことになるわけであり

○大島政府委員 現在のジャンボジェット、これは約二十年前に開発されたものでござい

○元信委員 アメリカの厳しい審査があつてそれをクリアしてれば日本はそれを信頼する、こういうお話でありますけれども、アメリカの厳しい審査といたつて、この前の日航の一二三便の事故を見てみると、ボーイング社のテストあるいはそれに基つて出された耐空証明、言われている

とこのリベットの打ち損じなどが見逃されていたらありませんか。それをあなた、今あなたのお話では、アメリカで厳しい基準で耐空証明が出されれば、それに従つて我が国でも二人乗りの飛行機を飛ばす、こういうことになるわけですか。我が国自身の立場というのとはどこにあるのです。

○大島政府委員 先般の日本航空機の事故につきましましては現在事故調査中でございますので、事故の原因については明確なことは申し上げられない段階ではござい

○元信委員 つくづく情けないことを伺うものでありますけれども、それじゃあの一二三便の747の修理について全然運輸省にも何にも責任はない、こういうことを言つておるわけですか。

○大島政府委員 ただいまお答えいたしました修理作業につきましては、日本航空がボーイング社に委託して修理させたものでございまして、私どもは日本航空を受検者として修理改造検査を行つております。私どもの検査といたしまして、修理計画あるいは修理過程における作業管理の状況あるいはできがりの状況、こういうところを

三

イングの修理ミスがあったということですが、日本航空の監督の不十分ということも考えられます。今後こういうことのないよう……

○元信委員 運輸省はどうかと聞いているのだ」と呼ぶ。運輸省も日本航空の検査員の派遣を指示するなど十分なことは尽くしたと思っておりますが、結果として事故が起きましたことは遺憾と思っております。

○元信委員 十分にやっていたれば事故があるわけはないのだよ。そういう態度というのが、我々これから運輸行政、航空行政、あなたたちに任せておいて非常に心配だということを言わざるを得ないところなんです。

一つ、じゃ例を挙げて聞きたいと思いますが、ボーイング707、これは二人乗りだね。これが既にもう十一月一日から日航では二人乗りで運航を始めたし、全日空ではその前から聞いておると思いますが、この707を日本で飛ばすことについて運輸省、十分な安全性の確認をやりましたか。

○大島政府委員 707は、日本には最初の飛行機は全日空が購入したものでございますが、第一号機の導入の際、あるいはその後の二号機、三号機等の際に、検査官を派遣して検査を行っております。特に第一号機については、アメリカの航空局がどのような審査を行ったか、こういう点についても詳しく調べたところでございます。

○元信委員 アメリカと日本じゃいろいろなことで事情が違うというのは当然のことですね。アメリカでテストをして、それを日本の審査官が横で見たとしたら、このことによって日本での安全性が確保されるということにはならない。いろいろ国情の違いということもあるし、挙げれば切りがないほど違いというものはあるわけです。

緊急脱出テストというのをしなければならぬというところになっておりますが、日本で公開緊急脱出テストをやりましたか。

○大島政府委員 緊急脱出テストにつきましては、日本で行う場合もございますが、707の場合に

は、アメリカの審査結果を十分調査して、日本でもやる必要はないという判断をしております。

○元信委員 アメリカの調査結果はどんなふうでしたか、言っておらんさい。

○大島政府委員 ちょっと手元に具体的な資料がないので記憶というところになりますが、二百五十人でありましたか、この乗客に対して緊急脱出テストをやったと記憶しております。

○元信委員 結果はどうかというのだ。

○大島政府委員 結果は、九十秒で脱出の規定、これを満了したと聞いております。

○元信委員 正確なことを言うと、これはアメリカでも一遍ではクリアできなかったのです。一遍は九十秒以上かかって、これは大変だということ、改めてキャビン・アテンダントをふやして、それでぎりぎりのところでクリアしたというのが事実なんです。そうじゃありませんか。

○大島政府委員 二回のテストを行ったということとでございまして、二回目八十六秒でクリアしたということをお聞きしております。

○元信委員 そうでしょう。アメリカ人と日本人じゃ体力違って違うし、ビヘービアだって違うわけですね、そういうときの、こんなにぎりぎりのものを日本でやらないでいいという法がありますか。やるべきじゃないですか。

○大島政府委員 日本で使われております707は二百三十五人乗りでございまして、これに対して、現在、客室乗務員つまり非常脱出を援助する乗務員でございまして、客室乗務員五名を乗せておりますので、これで安全性は十分確保できておる、こう考えております。

すね。この際、安全についてできることは全部やってみる必要があるんじゃないか。緊急脱出テストなんというところはそんなに金がかかることでもない。我が国が我が国の国民あるいは航空機の安全を守るためには、アメリカでやっておりますから大丈夫、しかしアメリカも今お話があったように不測の事態のところで、一回目はだめで二回目ではもうやっとならぬというふうなものについて、なぜ日本でやらないのですか。やるべきじゃないですか。

○大島政府委員 アメリカのテストは二百五十人という人数でやったものでございまして、我が国の707につきましては二百三十五名ということで決められておりますので、特に改めてのテストは必要ないと考えております。

○元信委員 基本的な考え方ですから、これはちょっと大臣答弁してください。飛行機の安全についてはアメリカの言っていることをうのみにするんじゃない、我が国は我が国自身のやり方に基づいて安全を国民に証明していく。安全ですよというところで、公開脱出テストというのはそういうPRの意味もあるんですよ。できぬことじゃないでしょう。アメリカでやったから大丈夫なんじゃないかと、日本は日本としてやる、こうすべきじゃないですか。どうですか。

○山下國務大臣 極めて技術的なことでございまして、内容については私から御説明するだけの知識は持ち合わせておりませんが、いざにいたしまして、基本的問題として、一般論からいたしまして、今御指摘の点のようにつづましては、日本においてもやるべきかどうかという問題について、見直しが必要であるかどうかというところを早急に検討したいと思っております。

○元信委員 それじゃちょっと見方を変えて質問しますが、この法改正について、我が国の航空機の乗務員の間に非常な危険の念が持たれているというところについて御存じですか。

○大島政府委員 航空機の乗務員が構成しております乗務員組合から私どもにもいろいろ質問がございまして、乗務員の組合団体と話し合いを持ったことがございます。私どもは、法の改正の趣旨、改正の理由等説明いたしまして、この一号を削除することによって安全性が低下されるということではないということについて、るる説明し理解を求めたところでございます。

○元信委員 あなたが飛行機に乗っているわけじゃないんだ。実際に飛行機を飛ばしている乗務員の皆さんが、これは非常に心配である、大勢のお客さんの命を預かって飛ばすことについて非常に心配をしている、こういうふうな言われているのに、あなたたちが、いいえ大丈夫でございまして、コンピュータがああでございまして、こうでございましてというふうなことは、僕は話が逆立ちしていいやしないかと思うのです。少なくともこの問題について、BAE146の問題は別として、これから我が国が二人乗務の大型機を導入するなどのことがもし仮にあるとしても、乗務員の理解と納得が得られなければ、心配で心配でたまらない人を乗せて飛ばすということではならぬでしょう。その辺についてどういう方針を持っているのですか。

○大島政府委員 先ほどもお答えしたところでございまして、航空機の乗り組みの基準、航空機関士の乗組みの基準につきましては、航空機機種ごとの技術審査を経ることが合理的であるわけでございますが、特定の機種を導入するかどうか、これは航空会社が決めることでございまして。その航空会社が、機種選定の検討の段階におきまして、自社の乗組員に不安がないような説得、説明の努力を尽くす、これは必要なことだと考えております。

○元信委員 そうしますと、運輸省として、これからそういう新機種の導入については、各航空会社が自社の乗組員たちと十分に話し合いをして、乗組員が安心して乗れるような飛行機でなければ認められない、こういう方針なんですか。

○大島政府委員 これまでにも、航空会社が新しい機種を導入する場合には、乗務員の事前の訓練、

教育等を十分行いましてやっているとどこでございませう。乗務員の方々の中には、また安全に対する考え方、これが立場上違ふ面もあるかと思ひますが、会社としても十分説得する努力は尽くしてゐると考へております。

○元信委員 立場上、安全性に対する考え方が違ふといふのはどういふことか。

○大島政府委員 十分な技術的な説明あるいは教育訓練、こういうことを尽くしていけばそういつた不安は解消する、そういつたたいのみのものであらう、こう考へております。

○元信委員 立場上安全に対する考え方が違ふと言われたのはどういふことか。立場とは何だ。

○大島政府委員 それは、航空機乗組員の間にいろいろ安全に対する要求項目がございませう。それについて会社としてはいろいろ話し合ひを重ねてやつていくところとございませうが、やはり航空機そのものの安全性というものは基本的にあるわけとございまして、これに基づいての論議を進めていく中で、最後までなかなか決着がでない問題もあるかと思ひます。そういつたことを指した、表現は不適当な部分があつたかと思ひますが、このような趣旨でございませう。

○元信委員 立場によつて安全性に考え方の差があるなどといふことは到底信じられない。今の発言、ちゃんと取り消さないよ、出てきて。

○大島政府委員 私の舌足らずな表現であつたかと思ひます。安全性は技術的な面において同一なものであらうと思ひます。

○元信委員 舌足らずじゃなくて、舌が多過ぎるんじゃないかと思つて心配になるね。安全性については、どんな立場であらうとこれは最優先といふことがなければいけぬわけだ。あなたの本心はどうも、安全性は立場によつて違ふ、会社側なら安全性について考え方が違ふはずだ、こう言ひたいのが腹の上から透けて見えるわけだけれども、まあその点は訂正をしたというんだから、それを根拠に話をしたいと思ひます。

大臣、お聞きのように、今度の法改正といふの

が、単なる貿易摩擦の解消といふことで話は始まつたか知らぬが、実態としては将来の大型機の二人乗務といふところへ話はつながつていくわけだ。幾らコンピュータが発達したからといつて、安全性をすべてコンピュータに任せるといふことはできない、こういうふうには言わざるを得ない。そうすると、どうしてもこの安全の問題は二人より三人、いろんな人が見てゐる方が安全に決まつてゐる。特に、ちゃんと普通に飛んでゐるときはコンピュータに任せるともできるかも知れぬけれども、この前の便のようにコンピュータがあらかじめ予測してない事故などといふことが起こつた場合は、もう機長も副操縦士もそれにかかり切つて、第三の人が、当面の対応しやなくて、事故原因について考えられるあらゆることに頭をめぐらして、そうして事故からいかに飛行機を救ひ出すかといふことについて考へる、こういうシステムといふのはどうしても必要になつてくると思ひます。ですから、今のお話にあるように、気楽に技術の進歩だ、コンピュータ化が進んだといふことだけでは、これからの大きな飛行機の運航について安全が確保されてゐるとは言ひにくいと思ひます。特に、飛行機の日常の乗務に当たつてゐる人から非常に強い不安が示されてゐます。それは立場にかかわらず、恐らくすべての運航乗務員の危惧だと思つてゐる。それだとして、今回の六十五条の二項の一号を外したといふことになると、その後何らかの安全に対する歯どめ、これはもう飛行機会社が営利でいきてまゐると、どうしても三人より二人、二人より一人と減らしたいのは、これは経済の動向でありまゝ運航省としてそれを野放しにするといふことにはならぬと思ひます。アメリカで安全だと言つておつたから日本でも安全だ、こういうようなアメリカの信仰みたいなことはやはり許されなかつたと思ひます。我が国独自の立場で、六十五条のこの項目が外れた、こういう事態を想定して、何らかの安全に対する歯どめ措置、乗務員の不安を解消する

ような歯どめ措置、それは例えば私がさつき申しましたように、一つはやはり乗務員と会社の間で合意ができなければこゝういふものは導入しないとか、そういう何らかの歯どめが必要にならうかと思ひます。運輸大臣、いかが考へてでしょうか。

○山下国務大臣 八月の十二日に日本航空で未曾有の事故が起きた直後だけに、この事故によつて利用者の飛行機に対する信頼感を失墜したことも事実でございませう。したがひまして、そういう見地からするならば、安全の上にも安全を確認するような方途でもつて飛行機は運航されなければならぬことは当然であります。

ただ思ひますのは、今御議論いただいておりました航空法といふものは、昭和二十七年の制定でございませう。当時の私の記憶からいたしましても、例えばダグラスはたしかDC4といふのが主力でございませう。その後いろいろのものが開発される。ボーイングにおいてもいろいろとございませう。まだ世界じゅう商業機ではジェット機が一機も飛んでおられない時代でございませう。それから航空機といふのはまさに驚異的な日進月歩を遂げてきたわけとございませうから、その過程においてやはり改善すべきところは法律の改善もしなければならぬことは私は当然だと思つております。

特に、コンピュータ等を導入いたしまして精密化、合理化が進んでおる。これは飛行機だけではないで船におきましても、何万吨という船が近い将来には機関室に一人も機関士を置かなくていいという時代が来ておる。したがつて、そういう時代において、飛行機も当然のこととございませう。さらに飛行機の性能が進んでまいりまゝ、いわゆる地上からのコントロールによつて、コックピットには無人でもつて飛ばす時代が来るかも知れない。そんな過程において、たまたま英国のBAe146といふのはどうかという引き合ひがあつた。いろいろ検討してみた結果、これは我が国で十分使える。たまたまこれが今の法律では基準に抵触するといふようなことから、これを

買つからといふことではなくて、この機会にひとつ見直しをやるということから始まつた問題でございませう。

おっしゃるとおり、私も先ほど御答弁申し上げたとおり、だからといって、ただメーカーがこれには要らないよ、それをうのみにしてやるといふことは決してよいことではございませうから、我が国は我が国として十分また検討しながら新規の導入は図つていかなければならぬと思ひます。そのことにつきましても貴重な御意見も拝聴いたしましたし、現状でいいかどうかといふことはまた検討を進めてまいりたいと思ひます。

○元信委員 この問題ばかりそういつまでもかかざり合つてゐると、二十六もあるのだからあれなんです。今いみじくも大臣が言われたように、私もそういう心配があるわけなんです。将来、無人機まで考え出すのじゃないかといふ可能性がある。そうだとすると、この六十五条の二項の一号といふのが、前段の廃止は、それはそれなりの意味があるかも知れませんが、そのBAe146に關して言へば、ですけれども、それを外したことが無人機にまで問題を広げていく、こういうことになるわけですね。今の四発・三十五トンという規定があることが、実際問題としてあなたが言うようなその無人機への道をふさいでゐるわけですよ、大きい飛行機は三人乗りでやらないといふ規定があることが。四発・三十五トンといふことについては確かに時代に合なくなつてゐるかも知れぬが、これを取つ外してあと向こうまで何にもない、青天井といふことになると、どうしても心配でたまらぬ。こういう気持ち、これはそういう飛行機に乗る国民にもあるし、運航乗務員にも当然あるだらうと思つてゐる。これを外すのは外すので仕方がないけれども、それについては代替の新たな、まあ歯どめと言つてまた変な話になりそうですが、安全確保のための施策が必要だといふ認識にやはり立つておられるといふこと、そのことだけをもう一遍伺ひます。

○山下国務大臣 あの日航機の事故以後の日本の

国内の航空三社の営業の実績を見ましても非常に落ちてゐる。ということからしても、やはり航空機というものは安全性がなければこれは企業としても成り立たないし、これまた当然のことでもありますから、先ほどから申し上げているように、安全の上にも安全ということを十分考慮した航空政策を運輸省が責任ある監督官庁として進めていくべきである、これが基本方針であるということゝを申し上げておきたいと思ひます。

○元信委員 時間の関係もありますので、次へ参ります。

オートバイの問題ですが、大型オートバイを海外で生産して、日本の国内では七百五十cc以上は生産しないように、こういうように運輸省の行政指導によってなっておるわけですが、海外からの輸入というものは認められているようでございます。

大蔵省、来ていただいていると思いますが、七百五十cc以上のオートバイ、大蔵省の刻みでいきますと九百二cc以上ということになるかと思いますが、一体一年間に何台くらい輸入されているのか、御報告願います。

○剣持説明員 お答えいたします。

ここ数年、大型オートバイの輸入は、台数にしますと大体二千台前後、それから金額にいたしますと二十五億円前後でございます。具体的な数字を申しますと、昭和五十七年、これが千九百八十八台で金額にしまして二十二億七千万円、昭和五十八年が二千二百五十台で二十五億六千万円、昭和五十九年が二千四百三台で約二十七億円、そういう数字でございます。ちなみに六十年は一一九月の数字でございますが千六百六十九台の十九億二千万円、こういう数字でございます。

○元信委員 最近の新聞の報道によりますと、海外で日本のメーカーが生産しているオートバイについて輸入の計画があったところ、警察庁が輸入に難色を示して、結局話がつぶれたというようなことがありましたが、海外のメーカーが生産しているものについては輸入は構わぬけれども、日本

のメーカーが海外に全額出資をしてそこで生産したオートバイは困るということになりますと、ここからの貿易摩擦の解消の一つの手段でありますところの資本進出についても、またそれがネックになりかねない問題だと思いますので、警察庁、こういう報道がされているわけですが、どういうお考えであるのか、事実関係とお考え方について承りたいと存じます。

○越智説明員 米国ホンダが生産してあるゴールドウイングの輸入計画につきましては、警察庁の方には相談を持ちかけられた事実はありませんし、それをまた断わった事実もございません。

ただ、私も交通安全ないしは暴走族対策の立場から、超大型二輪車の国内での販売につきましては、十数年前に、できるだけ抑えるようにというような意見を関係の方々にしたことはございます。

○元信委員　それでは、新聞の報道では何か警察庁が横やりを入れてということのようでしたけれども、そんな事実はない、生産は余り望ましくもないと思っておるけれども、海外でできたものはそれがどの何であっても別に警察庁としては物を言う立場にない、こういうことを確認しておいて

よろしゅうございますね。

○越智説明員 そのとおりでございます。

○元信委員　それでは、運輸大臣がお見えの間、ちょっと国鉄問題について伺っておきたいと思うのですが、国鉄の余剰人員の問題について、過日法の閣議決定で、政府も応分の引き受けをしななければならない、それが六十一年度分でもやるというよ

す。六十一年度といひますともう幾らでもござい  
ません、四月月ほどのことでもございますし、こ  
れを國家公務員として國鉄職員を採用するといふ  
ことになりますと、任用上の問題等が発生をして  
くるわけでありますけれども、その問題、今政府  
部内でどんな検討状況になっているのか、承りな  
いと存じます。

○山下國務大臣 おっしゃるとおりでございま

て、十月十一日付の閣議で、国鉄改革のための基本方針というものにおいて「国においては、その採用数の一定割合を雇用の場として提供することとし、昭和六十一年度の採用から実施に移す。」ということになっておるわけでございます。これを受けて、国鉄余剰人員雇用対策本部においても目下検討中でございますして、案がまとまり次第、本部の決定として政府全体で推進していくことになっております。

も、さっき言いましたように四月一日からの採用ということになりますと、実際問題として既にこ

としの国家公務員の試験は終わっているわけでありまして、これと別に採用するということになりますと、採用計画の上でも大きな影響が出てくることになるかと思っております。そこで、もうちょっと立ち入って聞きますと、

国が引き受けるという場合、国家公務員として新  
規採用の枠を持っているわけですが、その枠の中  
で引き受ける、こういうことなんでしょうか。

○平井政府委員 国鉄余剰人員雇用対策本部の事  
務局長をいたしておりますので、その立場からお  
答えいたします。

余剰人員問題は、国鉄改革を円滑に進める上におきましての最重要課題でございますので、その

解決に当たりましては、国を初めといたします公的部門が積極的に余剰人員の受け入れを行うことが必要であるということで、当本部を中心に政府関係全省庁の協議を進めておるところでございます。先ほど御答弁がありましたように、まだ身

体的な内容の詰めができておらず、きつてもいいけれども、できるだけ早くこれからの目標等を決めまして、六十一年度の採用から進めてまいりたいというふうにしておるところでございます。

○元僑委員 いや、質問は、国で引き受けるというのが、六十一年度の採用人員というのはみんなな粹を持っているわけですね、その中で考えておるのかどうかということを聞いている。

○平井政府委員 国の機関につきましては、その

採用予定数の一定割合を国鉄職員の受け入れのために割いていただくということで、過日の閣議決定におきましてもそのような方針が決められたところでございます。

**元信委員** そうしますと、国家公務員もいろいろな職種がございますけれども、国鉄職員にもまたいろいろあるわけですが、選考採用を考えているわけですか。

**C 平井政府委員** 形といたしましては、選考採用していたということになるかと思います。

**O 元信委員** 選考採用というのは一年間にそう幾らもないわけですね。例えば一番最近でわかるもの

のとすると、五十八年度の選考採用というのはいちばんの要諦で、五十九年度は、そのうち大学の先生とか医者とか看護婦とかこういうのは、国鉄職員の中で大学の先生になる人がそう何千人もおるとは思えないし、お医者さん、看護婦も知れたものです。そう

度ですと全部で二千二百人、常々お話があるように万単位で一年当たり考えておいでのようですけれども、とてもそんなような数字にならぬわけですね。そうすると、選考採用というのは、そういう今までも選考採用でやっていた部分じゃなくて、

試験で採用してきた部分を遠慮に切りかえてと  
 こういう意味なんですか。

○平井政府委員　御指摘のとおり、単に行(レ)ないう職種だけということでは間に合いません。できるだけ広い範囲の職種にわたりましての受け入れをお願ひしておるところでございますので、従来の運用より若干選考採用によるところがふえる

ことに結果的にはなるかと思いますが、最大限努力入れに御協力をいただきたいということでお願いしておるところでございます。

○元信委員　そうすると、お話の向きでは、今までは例えば新規採用、今度名前が変わってⅢ種というようになったのかな、今までの初級試験ですね。このⅢ種の試験で合格者の中から選抜する部分についても、選考で国鉄職員を入れてもらいたい、こういう意味なんですか。

○平井政府委員　そういう姿にもなるうかと思  
います。特に、現行の制度というものがもうござい  
ますので、その制度に従いながらできるだけ積極  
的にということをお願いしております。

○元信委員　これは現行の制度がないと言っ  
て、その制度に従いながらというのは何のこと  
やら意味がよくわからぬが、どういうことであ  
るか。現行制度はそういうのがないのでしょうか。  
その制度に従いながらとはどういう意味ですか。

○平井政府委員　一般の職種につきましては、選  
考による採用ということが不可能というわけでも  
ございません。できるだけ運用の中でやっていた  
だくようにお願いしておりますのでございます。

○元信委員　何のことを言っているのかよくわ  
からぬ。制度はないけれども運用によつてとい  
うのは、制度があつたらその制度の運用というの  
はあり得るけれども、ない制度を運用せよとはど  
ういうことですか。

○平井政府委員　制度そのものの問題につきま  
しては私も直接担当ではございませんので、私の  
方からの御答弁は差し控えたいと思ひますが、総  
務庁を含めまして各関係省庁の間で協議を進め  
ておるところでございます。

○元信委員　総務庁長官、どういふうな話にな  
つてゐるのですか。

○後藤田国務大臣　元信さんがおっしゃるよう  
な、六十一年度に限つて言いますとまさにいろ  
んな制約があることは事実ですね。試験は済んで  
いるわけですから、まだ発表はしてないと思ひ  
ますけれども、いずれにしても、六十一、  
二、三、四、五と五カ年間のゆとりがありま  
すね。そうしますと六十一年度もやはり採用して  
ただかなければならぬ、私はそう考へる。しか  
し、その数を幾らにするかといったようなことは  
今鋭意検討中でございます。それから同時に、六  
十五年度はこれは瞬間タツチになりますからこれ  
もそんなに過大には見込めない。やはり六十二、  
三、四が枠としては一番大きくなる年度ではない  
かな、こう考へるわけですね。

それで、御質問のような点について言いま  
す。初級について言うと、今は試験はたしか済ん  
でいると思ひますが、まだ発表はしてないと思  
います。そこで、新規採用の中でどの程度中央官  
庁で採用できるか、この数字を詰めなければなら  
ぬということ、今鋭意関係省庁との間で協議を  
進めて詰めておるわけですね。そしてそれが何  
くらいになりますか、ひとつでできる限り多く採用  
してもらいたいということ、各省にお願いをして  
おる段階でございます。

なお、試験制度が違ひますから、その点は同  
程度の資格といひますか、それがあつた者につ  
いては特別に任用できるという人事院規則があ  
りますから、それを適用して、そして国鉄職員の  
余剰人員の救済に充てていきたい。

そのいふゆる特別採用とでもいひますか、その  
数は、元信さんがおっしゃる通りに、従来は何  
だからそうするとそれは極めてわずかなであ  
り、こういう御議論でございますが、それはその  
とおりやればそうだけれども、こういう非常緊急  
の場合ですから、従来のそういう枠にはとらわ  
れないで何とかできる限り協力を願ひたい、こ  
ういふ考へ方のもとに今詰めておる段階でござ  
います。

○元信委員　人事院規則を大きく運用してとい  
うような考へ方ですが、ちよつと人事院にも  
伺ひたいと思ひます。

数の単位の問題になるかと思ひますけれども、  
これだけ大きな問題を抱えてゐるわけですから  
用だけで果たしてできるのかどうかという心配  
があるわけですね。一方で何千人、何万人とい  
ふ初級試験を受けて合格した人があつながら、  
それと別枠で国家公務員に入つてくることにな  
りますと、任用の原則にも影響が出てくると思  
ひます。ですから、人事院にとつても非常に重  
大な問題だと思ひますが、そのことについて総  
務庁から御協議があつたのか、あつたとすれば  
人事院としてはどういふうに対応し考へておら  
れるのか、そこを承りたいと思ひます。

○仙田政府委員　国鉄の余剰人員対策として  
公務員に国鉄職員を受け入れるという問題につ  
きましては、私もこれは国鉄改革にかかわる重  
要な事項ということで多大の関心は持っております。  
現在、国鉄余剰人員対策本部におきまして  
検討が行われてゐるということも承知はして  
おりますけれども、その具体的な内容については  
まだ相談を受けておりませんので、現段階で  
どういふことを余り明確に申し上げにくいわけ  
でございます。

ただ、人事院といたしましては、そういう形  
の採用ということになりましたら、公務員法上の  
任用の基本原則、成績主義の原則であります  
から、基本的な原則といふものがあるわけであ  
りますから、その原則との関係を十分考慮しな  
がら対処していかねばならないというふうに考  
へております。

○元信委員　先ほどの後藤田さんのお話だと、  
何かも人事院の規則について随分いろいろ考  
へてゐるようで、総務庁だけで考へられる問題  
ではないと思ひます。したがつて、この問題  
といふのは、一方において国鉄問題ではある  
けれども、しかし同時に、任用全体の公務員制  
度の問題にも響いてくる、こういう問題だと思  
ひます。したがつて、この協議といふのは相  
当慎重な協議が必要といふことになりま  
す。一方において、この場合、発表は十二月  
二十日前後と聞いておりますが、公務員試験の合格者もあ  
つたわけですね。合格はしたけれども、国鉄  
からこしらへて入つてきて、実際には試験に  
合格した人が採用されないのである、これも  
また大問題になるわけでありまして、四月一  
日から年度といふことになりましたが、その  
四月一日段階で大量に国鉄から国家公務員  
になるということは恐ろしく無理じゃないか  
、そんなふうな見通しを持たざる得ぬと思  
ひますが、その見通しについて後藤田さん、  
いかがでしょうか。

○後藤田国務大臣　そういう点がありますから、  
六十一年度は二、三、四のようにはいきま  
い、こ

う考へておるわけでございます。しかし、い  
ずれにせよ政治上の重要な課題でございます  
から、私もとしてはできる限り、現在の制度  
のもとで最大限、新規採用の中の一定数は  
ぜひひとつ特別任用をお願いをしたい。

なお、私は最初一番心配をしたのは、試験  
制度が違ふからこれは無理じゃないか、こ  
ういふ点を心配したわけでございますが、その  
点だけ私の方の人事局に命じまして人事局  
で検討した結果、特別任用といふ人事院の規則  
もあるから、そこらの運用である程度のもの  
はできるのではないか、こ  
ういふ回答を得ておりますから私はその  
線でやっていきたい、かように考へて  
おります。

○元信委員　本年度についてはまあ象徴  
的といひますか何人かやつて、準備が整  
つた次第、来年度からは本格的にといふ  
ような御答弁だと承りました。そのやり  
方については特別任用といふ考へ方だ  
そうですが、これはおたくの人事局だけ  
が考へておつても始まるわけであつて、  
人事院の権限に属するところが多いわけ  
ですね。

そこで、意見を申し上げますと、この問題  
を単に特別任用で済ましていふと、今度  
は我が国の公務員制度の将来に大きな  
問題を残しはせぬか、こういう危惧が  
生ずるわけでありまして、ひとつ慎重に  
対応していただくように申し上げま  
して、あと一点だけ運輸大臣に伺つ  
て、運輸省関係は終つたと思ひます。

監理委員会の亀井委員長ですね、いろ  
んなところで発言されてゐるわけですが、  
高松の地方懇談会で、新会社に働く人  
は従来どおりの生活給を保障しなければ  
ならぬ、こんなふうに発言をして  
おいてゐるわけですね。ところで一方、  
自民党の国鉄再建小委員長三塚さんは、  
ある雑誌のインタビューの中で、四万  
一千人の旧国鉄に残る人の処遇につ  
いては現給を保障する、こ  
ういふことを言つてゐるケ  
ースもあるわけですね。そこで、片一方  
で現給保障と言ひ、片一方で失業保  
険かそれに色をつける程度などとい  
ふようなことを言つてゐるわけだ  
けれども、それを称して生活給とい  
ふのです。

か、そういうものとの間にかなり差があるのです。が、今の時点で運輸省として、旧国鉄に残って職業訓練なんかをやる人の生活についてはどういってお考えをお持ちですか。

○山下国務大臣 今のお話は実は私は今初めて聞いたのでございまして、よく承知しておりませんが、政府委員がある程度承知しておるようでございますから、政府委員から答弁させます。

○中島(眞)政府委員 去る七月二十六日に国鉄再建監理委員会から出ました「国鉄改革に関する意見」におきまして、余剰人員として六十二年度初めに生じます人員が約六万一千名でございまして、そのうちの二万人は分割・民営化以前に希望退職によって再就職を図っていく、残りの四万一千人につきましては、主として清算業務を担当いたします。いわゆる旧国鉄に所属いたしまして、その後、おおむね三年にわたりまして再就職を図っていくということとございまして、その間の給与につきましては、監理委員会の試算によれば一応六〇〇程度を支給する。もちろん教育訓練などを受けている期間については全額、こういうことになっております。一応監理委員会ではそういう試算をいたしておりますけれども、この答申を受けまして政府としてどう対応していくかということとは、今後検討してまいりたいと思っております。

○元信委員 要するに何もわからぬということだね。今のお話の中でも、訓練中は全額で、それ以外のときは六〇〇というお話ですが、実際それじゃ食えぬわけだね。ですから、こういう点についても再建監理委員会の計算というのは随分過酷なといえますか、実行不可能な計画ではないかなという意見を申し上げます。運輸大臣、どうも御苦勞さまでございました。

次に、地代家賃統制令ですが、時間かなり超過してしまつたので、この地代家賃統制令を廃止した場合といえますか、当然今の対象になつてゐる住宅にお住まいの方は大変困窮されると思

うのです。その中でも、統計によれば低所得者あるいは高齢者、こういう方が多いわけですし、こういう人たちは生活そのものが根底から破壊される可能性が出てくる、こういうふうに思うわけですね。これについては、七月三十日の住宅審議会の「新しい住宅事情に対応する住宅政策の基本的体系についての答申」の中でも、「このため、居住者のうち住宅困窮者に対する公共賃貸住宅への入居のあっせん等の体制を整備し」云々と対策が示されているわけですが、承りたいと思つております。

○渡辺(尚)政府委員 地代家賃統制令の廃止の影響につきましましては、統制の対象となる住宅が限定されていること、あるいは実際の支払い賃料が統制額を超えている事例がかなり見られる、あるいは統制の対象となつてゐる住宅が昭和二十五年以前に建築のものであるということから非常に老朽化している、あるいは統制が撤廃されてもその当事者間の借地あるいは借家法上の地位は変更はないというふうなことから、比較的小さいというふうな考えをおつておるわけでございます。

統制令の廃止に当たりましては、賃貸借当事者間の無用なトラブルがあると思つております。そういうことの発生を防止する、あるいは居住者、特に今ございまして低所得者の方々が困ることのないよういろいろな措置を講じてまいりたいと思つておるわけでございます。

それを挙げてまいりますと、まず第一に、国、公共団体から、統制令の概要でありますとかあるいは廃止の趣旨等、統制令の廃止に伴います正確な情報を広報等により十分提供したいと思つておるわけですね。

次に、国あるいは公共団体から、経営者団体でありますとかあるいは仲介業者団体、こういうものに対しまして、まあこれはないと思つてまいりつても、便乗値上げの防止等につきまして指導を行つてまいりたいというふうな考えでございます。

それから第三に、居住者からの多様な相談が出てくると思つたので、これに的確にこたえられ

るよう、公共団体の住宅相談体制の充実を図つてまいりたいというふうに考えております。

それから第四に、統制令対象住宅の入居者のうち、統制令の廃止に因りまして他の方へ転居を希望される、あるいはそれがやむを得ないと認められるものにつきましては、公営住宅の入居資格を有する場合には特定目的公営住宅制度というのがあるわけですが、これに優先入居を図るよう措置したいというふうに考えております。必要によりまして募集枠の拡大でありますとかあるいは、多少時間がかかりましても、建設の促進というものを図つてまいりたいというふうに考えております。

それから次に、公団あるいは公社の住宅があるわけでございますけれども、そういったものの優先入居制度というのがあるわけですね。これを活用して、公営住宅の収入超過者の例がございまして、それに準じまして優先的に入居することができるよう措置したいというふうに考えております。

それからさらに、先ほど申し上げましたように、老朽化している住宅が非常に多いということとございまして、現実問題としてそれが不良住宅といたしまして撤去が行われるというような場合があると思つております。これは入居資格等の問題がございまして、一定の条件の場合には公営住宅の特定入居制度というのがあるわけですね。そういった制度を活用するように公共団体を指導してまいりたいというふうに考えております。

またさらに、統制令の廃止に伴いまして、負担額が大きくなるけれどもそこを動かさないといふ方も当然出てこられるというふうに考えられますが、そういう方々につきましては、生活保護担当部局との連携を強化いたしまして的確な住宅扶助措置がとられるように措置してまいりたい、というふうに考えております。

○元信委員 公共住宅、公営住宅に対する期待が大きいですけれども、公営住宅の場合は入居制限がかなり厳しいですね。特に入居資格は取

入だけでなく世帯の状況にも関連して、私どもの今までの経験で言うと、こういう極めて低家賃の住宅については、公営住宅の方が安くてきれいでいいと思つても、いろいろな事情があつて入れないという人が随分あるわけですね。こういうところについては、お役所仕事ではなかなかカバーし切れないところがあると思うのですが、そういうところはどういうふうにお考えでしようか。

○渡辺(尚)政府委員 先ほど申し上げましたように、統制令の廃止そのものが直ちに大きな影響があるというふうには我々は考えておりませんが、それを前提といたしまして、廃止に伴つて他へ転居したいとかやむを得ないという場合には、特定目的制度で優先入居を図るよう通達によって処理してまいりたいと思つております。

参考までに申し上げますと、五十九年度の七大都市府県でいわゆる特定目的公営住宅募集戸数は約六千七百戸でございまして、そんなに多くはないと思つております。統制令の廃止後の公営住宅の需要に対応する必要があるかと思つております。そこで、供給量という点でも非常に既存住宅の空き家募集を活用して、特定目的公営住宅の募集枠を拡大するよう通達したいと考えております。

それから、これはちょっと時間のかかる問題でございましてけれども、需要動向によつては、必要に応じて予算の重点配分等を行つて建設を促進していくというのを考えております。

それからまた、不良住宅ということになつて撤去が行われる場合には、特定入居制度というのがあるわけですね。これはもちろん一定の資格がありまされども、そのまゝ入れるということとございまして、そういうことで対応してまいりたいと思つておるわけでございます。

○元信委員 この節は公営住宅も家賃が非常に高くなつておまして、統制令対象の住宅よりはかなり高家賃というありさまでありますから、なかなかそううまくはいかぬだろうと思つております。ですが、このことばかり言つておるわけにはいきませんの

この統制令はずっと昔、三十八年ごろに二度ばかり廃止の改正案が建設委員会に出されましたが、廃案になっておるわけですね。その後二十年余もたつておるわけですが、そのころに廃止しなければならぬ事情があつて、今また廃止しなければならぬ事情がある。この間の運用は一体どういふふうになっておつたのか、ちよつと承りたいと思います。

○渡辺(功)政府委員　ただいま議員お示しのとおり、地代家賃統制令につきましては、昭和三十五年、三十六年に政府提案で、三十七年、三十八年は議員提案により提出されていたところでございます。統制対象につきましては、昭和三十八年当時におきましては借家で二百九十五万戸ございました。借家総数の四割という数でございましたけれども、現在では九十万戸ということで、借家総数の七割という状況になっておるわけでございます。

その間何をしてもらったかということでございますが、統制の実施を適正にしたいということとかから、毎年地代家賃に関する実態調査を実施いたしまして、これも予算等の関係がございまして全数調査というわけにいかないわけでございますけれども、運用実態の確な把握に努めてまいりましたのでございます。

それから、地代家賃統制令におきましては、御案内のことかと思いますが、地代家賃停止統制額あるいは認可統制額で公正でないと思へられるに至つたものにつきましては、建設大臣がこれにかかわるべき額を定めることができるという規定になつておりますが、これに基づきまして、最初にあつたのは昭和二十六年でございますけれども、その後二十七年、三十九年、四十六年、四十九年、さらに五十年代に入りましては五十一年、五十二年、五十三年、五十四年、五十五年、五十八年、六回の告示改正を行つてきております。

○元信委員 この問題は、いづれ連合審査でもや

次に、通産省所管の消費生活用製品安全法あるいはガス事業法、消費生活に直接かわりのある部分の自己認証への移行でございませうけれども、この問題について質問したいと思います。

質問に入る前に、これも貿易の非関税障壁問題という取り上げ方だと思えますが、以前に金属バットが非関税障壁のシンボルのように取り上げられて、何かアメリカのどこかの出先へ行くと、バットすらだめだということで飾ってあったというような話まで聞きますが、それを政令から外し、途端に金属バットの事故が輸出をいたしまして、やれ飛び過ぎるの、やれ折れるのという騒ぎになったわけであります。このことは貿易摩擦と生産用品の安全を考える上で非常に象徴的なことではないかと思えますので、まず一、二お伺いしたいと思います。

政令から外したことによって、一体輸入量がふたかどうかという点、もう一つ、ネガティブなとして事故が集中したわけですが、事故の原因、政令から外したとことと関係があったかどうかというところに承りたいと思います。七月二十日の参議院の決算委員会と触れられておりませんが、その時点では事故原因はさっぱりわかりませんが、調査中という答弁だったので、しばらくがたちましたから恐らくわかったと思います。で、その調査を踏まえて、一体政令から外していろいろ効果があったか伺いたいと思います。

○松尾政府委員　ただいまお尋ねのございました、金属製バットを特定製品から外しましたの五十八年でございますけれども、その結果、輸の状況を見ますと、輸入が顕著にふえたという字にはなっておりません。

ちなみに五十五、六年度には金属バットの輸が四千数百本あるいは二千数百本のオーダーでございましたが、五十七、八年度は一本も実績がございませんでしたけれども、五十九年度は千六五十本の輸入が行われております。本数がこの

それから第二のお尋ねの点は、この夏の事故と特定製品から外したこととの関係についてでございます。先般の七月の参議院決算委員会におきましては、仰せのとおりまだ検討中というところでございましてけれども、私ども、折損事故がこの夏の夏相次いだために、直ちに関係企業から事情を聴取すると同時に、当該企業に早期回収等の指導もいたしました。あわせて、製品安全協会に對しまして立入検査の実施、テストの実施等、原因究明を行うよう指示いたしましたわけでございます。

これを受けまして、協会の中に設置されました金属製バット基礎調査委員会におきまして事故の原因について検討が行われましたところ、これまでの結果によりますと、原因といたしましては三つあったというふうになっております。一つは、バットの手で握る部分と球が当たる部分との間の部分、だんだんに口径が細くなってくるその中間部分でございますけれども、その部分の強度が十分にでなく弱かった。それから、調べてみますと材料に腐食が見られた。第三に、その折損事故のありましたバットの伸び率が低下していた、つまり弾性が弱まっておったということの三つの要因が、ふくそうしたものとして出てきたものという一応の結論が得られたわけでございます。

そういうことにかんがみて、本件を特定製品か

○元信委員　事故原因についてもまだ十分納得が  
できるわけじゃない。絞っているところの強度が  
弱かったから折れたというのだけれども、強度が  
弱かったというのは原因じゃなくて結果だと思う  
のですね。何で強度が弱くなかったかということ  
が問題であって、強度が弱うございましたという  
のは同じことを言っているだけのことなんです  
ね。なぜ強度が弱かったかというところ、この強  
度が弱かったからということでは答弁にならぬ、こ  
う思う。そういうわけで、原因究明が必ずしも十  
分でないということになりますと、そのことは特  
定製品を外したことは関係がないというのは、  
にわかには思えないところもあるわけであり  
ます。

しかしながら、このことにそうこだわっている時間はないので、ちょっと整理してみると、要するに金属バットがシンボルとしてやいのやいのと、言われてこれを外した。外したけれども、別にそのことによって輸入がふえたことは事実としてない。しかし、事実としては事故が非常にその時期に集中して起こった。これはやはり、そのときに材質の問題とかなんとかに対するメーカーの考え

方に変化があったのではないかなというふうに見ざるを得ないわけであります。

そこで、今回の法改正によっても幾つかのものが自己認証に移る。これは自己認証で、基準そのものは国が引き続きつくるわけでありますから、金属バットよりは十分よからうかと思ひますが、しかし、自己認証ということになりますとかなり国民の側から見るといろいろ心配もある。そう言つては大変申しわけないが、我が国のメーカーが必ずしも信頼できないという面もあるわけであります。これはまた場所を変えてやらなければいかぬと思つておりますが、例のワイン騒動、マンズワインなんかにしても、言われても言われてもあれくらい性懲りもなく繰り返すというのが大企業という状況でありますから、国民から見れば、やはり政府はふんどしを締めてしっかり生活用品の安全については今後とも監督を強めていただきたい、こういうふうに思つております。

そこで、今後この自己認証へ移行した後、ますますそういう意味では通産省の用品安全に対する監督の責務は大きくなるかと思ひますが、この点についてどういふ対策をお持ちなのか、承りたいと存じます。

○村田国務大臣 お答えを申し上げます。

原則論として、自己認証制度を導入することによって貿易摩擦の緩和に役立てるといふ基本論に立つわけでございますが、今御指摘の消費生活用製品に対する自己認証の導入後においても現在と同水準の安全水準を確保しなければならぬ、そして消費者保護上遺漏なきを期さなければならぬ、そういうことで、対応策として次のようなことを考えておるわけであります。

第一に、自己認証品目の製造事業者及び輸入事業者に対する改善命令、回収命令等の厳正かつ機動的な運用に努めていかなければならぬ、これが第一点です。第二は、製造・輸入・販売事業者に対する立入検査、試買テストについては、今後自己認証品目に重点を置いて実施するなど、その充実に努めてまいらなければならぬ。

これは元信委員御指摘になりましたように、安全の確保というは何よりも大事な問題でございますから、通産省としては、こうした措置の機動的な運用によって、今後とも消費者の安全確保を図つてまいらる方針でございます。

○元信委員 今お話のありました試買テストの問題についてちょっと伺いたいと思ひますが、大体今まで試買テストというのはどれぐらいの規模でやつてみたのか、これは金額でおっしゃつていただくのが適当かと思ひますが、並びにこの自己認証に移行後、これに対して具体的に予算で言へば一体どれぐらいふやしていくようなおつもりがあるのか、そのことを承りたいと思ひます。

○松尾政府委員 消費生活用製品につきましては試買テストは幾つかのアイテムがございまして、中でも、特定製品につきましては通産検査所におきまして行つておりました、検査所におきまして安全基準に適合しているかどうかをチェックするために試買をしてテストを行つておるわけでございまして、六十年の予算額は四百万円でございます。

それから、御案内のようにSマークのほかにSGマークという認定製品と言われる製品がございまして、これにつきましても試買テストは製品安全協会が実施しておりますが、六十年の予算は約千四百万円でございます。

なお、このほかに、新しい製品の試買テストという制度がございまして、新製品で安全性に問題があると思われず製品につきましても、広く市場に出回る前に通産検査所が市場から買い上げまして各種試験を行うものがございまして、これが六十年の予算で一千万円計上されておりました、直接的に製品安全法に繋がっております安全関係の試買は合計して約二千八百万円でございますが、そのほかに、この法律に直結しておりません関係の試買予算も別途三千二百万円ほどございまして、したがしまして、それを合計すれば約六千万円と申しまして、それを予算があるわけでございまして、

今後、この予算につきまして、先生仰せのとおりどのように拡充を図っていくかという点になりますと、なかなか財政の厳しい時期でございまして、私も精いっぱい努力はいたしておりますけれども、なかなか増額というようなことは難しく、従来の実績で申しますと、年々マイナスシーリングのもとで減額を強いられたのが実情なわけでございます。

したがしまして、私もいたしましては、減額は強いられたいと思ひますが、何とか試買テストにつきましては今年度自己認証制度を導入するような品物にできるだけ重点的に運用することに努めて、仰せのような問題点が解決できるよう努力してまいりたいと思ひます。

○元信委員 試買がますます重要な意味を持つようになるときに、毎年予算は減つていっておる、しかもこの先ふえる見込みはなさそうだというのは、消費者としてはまことに心細い事態だと思つたのです。重点的といつても、今までだつて重点的に運用してはいたはずですね、漫然とやつていたわけではないんだから。そうなりますと、自己認証のものに重点的にやつていくことになるかと、今までやつておりました事故情報とか苦情とか一般試買とか、そういうことがますます手薄になつていくことなんですから、どうかそんなようなことを言つてはいないで、積極的にこれに対して予算を重点的につける、このことをやつていただきたいと思つたのです。

それと同時に、今お話がありましたように、試買の予算が何やらかんやかんひくつて年間で六千万前後、ますます減りそうというのは、それがカバーしている行政需要に比べていかにも少ないと思つたのです。六千万ぐらいではろくなものは買えないだろう、しかも品目はますますふえていくわけなんです。

そうしますとこういう考え方というのはできないかなと思つたのですが、食品衛生法には、食品衛生法上問題がある商品については収去という考え

方があって、要するにただでもらつてくる、買わぬでもいい、こういうことでちよいと持つていってこれをテストするということが大幅に認められておるわけですね。通産関係はそうはいかない。全部、工場での立入検査で持つてきてテストするのでも代価を支払わなければならぬということになりますと、行政上甚だ限定されてくると思つたのです。何かといえども予算がございませぬ、お金がありませんからできませんというふうなことになるので、そこへ逃げ込まれるのも甚だ都合だと思ひますので、その点について検討する考えがあるかどうか、ちょっと聞かしていただき。

○松尾政府委員 予算の乏しい折から、先生の御指摘は御示唆に富むところではございませぬけれども、実は私どもの法律では、今先生仰せになられました食品衛生法等の収去制度に類するものといつたしまして、立入検査に並びまして特定製品の提出命令という制度があるわけでございまして、この制度を運用するに際しましては、立入検査に参つた際には、大方の製造事業者の場合には製造事業者自身が検査設備を保有していることが多いわけでございますので、その製造事業者の検査設備を利用することなどによりまして安全基準の適合性についてかなりの程度のチェックが可能ということになつておるわけでございまして、そういう意味で、立ち入りの場所において検査を行うことを私どもとしては原則といたしてまいつてきておるわけでございまして。しかし、それでは著しく困難な場合もないわけではございませぬ。そのような場合にしましては、御指摘にございまして、ように、製品の提出を命じまして、立ち入りの場所以外の場所におきまして検査を行うという考えをとつてまいつてきておるわけでございまして。

そういうわけで、私もいたしましては、立入検査と提出命令とをうまく活用すると同時に、あわせて先ほど御指摘のございました広く市場に出回つております特定製品についての試買検査とをうまく有機的に活用することによりまして、所要の安全行政の遂行を図つてまいらることにいたし

し、そういふような民間を入れるといふことになりますれば、これは法律改正が必要になつてくるわけでございます。

○元信委員 民間に国立病院の経営を移譲するといふのはなかなか重大な問題だと思ひますが、もう少し詳しく、民間といふのはどういふものであるか、例えば医療法人といふのはあるわけですが、こんなものを考えているのか、その辺のことをお聞かせください。

○木戸説明員 民間と申しましたが、やはり公的性格の強いもの、つまり何かあった場合にはその医療内容について指導ができるとか、もう少し言えば、こういうふうに経営を改善しなさいとか場合によればその理事長等の人事についても配慮しなさいといふ指導ができるというような範囲を考えておるわけでございます、そういうふうになりますと、一般の医療法人とか一般の公益法人ではそれには該当しないといふことでございまして、それは当然限定されるでありましようけれども、例えば社会福祉法人のようなものは公的性格の強いものといふふうに理解しております。

○元信委員 社会福祉法人が医療施設を持つといふことについて、かねて厚生省の御方針は、その社会福祉法人が本来社会福祉事業としてやっている事業の中でやるならともかく、そうじゃない一般外来等を含めて地域に開かれた病院といふことになる、これは余りふさわしくないといふようなお考えを持っていたやに承りますが、その辺はどうなふうになつてゐるのですか。

○木戸説明員 先生御指摘のように、社会福祉法人といふのはやはり社会福祉事業といふことで、従来で言うならば無料とか低額診療、現代的に言うならばリハビリテーションとか健診事業でありますとか、低所得者あるいは社会福祉サービスに近いような医療といふものが主になるわけでございしますので無制限ではないと思ひますが、しかしながら、その内容等によつては社会福祉事業とし適当な医療であると判断されれば、これも経営移譲先として含めることは可能であるといふふう

に考えております。

○元信委員 もととの方針は、今審議官が言われた前段の社会福祉法人が医療行為をするのは社会福祉事業の範囲の中でやるのが好ましい、こういうことだったですね。ところが、国立病院の経営を移譲するということになると、国立病院は社会福祉事業としてやるのじゃないんです。そういうことになりましたと、そこに重大な方針の矛盾が出てくる。今までの方針を、苦し紛れに社会福祉法人でも引き受けてくれればそんな今までの指導方針はいわ、こういうふうに関係するわけですが、そうじゃないのですか。

○木戸説明員 先生御指摘のような点もあるわけですが、しかしながら、地域の医療の需要というものを考えますと、最近、ますます高齢化社会を迎えまして、狭義の診療でないリハビリテーションといったような分野もたくさん出てきているわけではございません。

実は、この国立病院・療養所の再編成のために、自治体病院とか医師会とかあるいは病院の経営者、学者等が集まっていただいて御議論願って意見をいただいたわけではございますが、やはり今後の医療というものは少しそういうふうに広げて考えるべきだという御意見もいただいているわけではございます。私も、社会福祉法人に一般的な通常の医療機関がやるような医療というものを決して期待しているわけではございませんが、地域の事情によっては、医療をいけば福祉サービスの方に外延的に延長したといったようなものも非常に今後重要になってくるということも考えられますので、そのような点も含めて考えたいとおっしゃるわけではございません。

○元信委員 そうすると今までの、社会福祉法人がやる医療については社会福祉の範囲の中でという方針についてはこの際撤回をする、そういう考え方はですか。

○木戸説明員 昭和二十七年に先生御指摘のようなものを含みました通知が入っているわけではございますが、これは社会福祉法人が病院経営を行う

ことを一切禁止しているというふうには考えていないわけではございません。それから一方では、無料、低額というのは現在の医療保険制度の発達によつてある面ではかなり薄れてきているわけではございますので、逆に、今私が申し上げましたように医療と福祉サービスの中間というふうなものが必要になってくるということではございますので、私も、社会福祉法人が置かれましたそのときどきの社会に対するニーズというものを考えれば、決して方針を転換したということにはならないというふうに考えておるわけではございません。

○元信委員 言っていることがよくわからぬのだけれども、今までの方針は方針としてあるけれども、その方針から大きくはみ出すことをやろうというのだから、今までの方針を撤回するのと同じ言え、それはそうじゃないと言います。どっかにしなければならぬ、はつきりしないと。どっかにないない、どうです。

○木戸説明員 社会福祉法人でもリハビリテーション事業を広くやっている病院というものもあるわけではございます。具体的に、例えば先生の地元でございます浜松におきましても、社会福祉法人の聖隷事業団というの病院を二つやっております。もちろん一般医療もある程度は基本的にはやっておりますが、やはり社会福祉法人にあつたリハビリテーションを中心とした医療というものをやっているように思われるわけではございまして、そういう面から広く医療というものをとらえていけば、決して方針の大転換ということはないというふうに理解をしております。

○元信委員 そういう個別のことを言うものだからおかしくなるのです。これ以上言いませんが……。

そうすると、社会福祉にくつつけた医療ということではあればいいということになると、今度は逆に、それでは国立病院の移譲を受けてそこで老人ホームをやりますよとか、そういう話というのは出てくると思うのです。国立病院というのはどこでも非常に敷地が広くていいですから、それに

附帯する事業、あれもこれも、学校までやろうなというふうな話になると、これは経営移譲の精神と随分違うと思うのです。無償で譲渡を受けて、病院は病院で小ぢんまりやっておいて、そのほかの土地であれもやりましょう、これもやりましょうというふうなことが一体許されるとお考えですか。

○木戸説明員 先生御指摘のように、それは許されることではないわけではございません。

ちなみに、昭和二十七年に地方自治体に国立病院を移譲した場合には、十五年間は病院事業をやらない、こういう条件をつけてございまして。当然、今度は移譲する主体も広げようということではございまして、その趣旨を没却するような野方図なことは規制をするつもりではございまして。

具体的には、やはり十五年とか相当の期間は病院として経営をし、こういうことになるかと思ひますが、問題はその病院がやる医療の内容をどこまで認めるか、こういう問題になるかと思ひますので、その点は慎重に検討をいたさなければならぬというふうに思っております。

○元信委員 医療はもちろんやってもらわなきゃいけませんね。病院として、やりますと言つて移譲を受けて、やめちゃっただなんて、こんなものは詐欺みたいなものでお話にも何にもなりません。それは病院は病院でやりましょう、ではほかのことを一緒にやりましょうだなんていうことになって、その一角だけで言うならば、ほかの事業を始めるなどということはどうなんでしょうか。

○木戸説明員 附帯事業としてどこまで認めるかということではございますが、それは極めて限られた範囲内になるべきものというふうに私は考えておりまして、あくまで医療ということに限定すべきものと考えております。

○元信委員 この問題は別のところでも議論があるろうかと思ひますので、これで終わります。最後に、後藤田長官には、ずっと聞いておつていただいて、航空法などに一番時間をかけて議論

したわけではございますが、お聞きになっていかがですか。規制緩和として、航空法の改正について言えば、ある一種の飛行機の輸入についてこれがバリアになっておるからこれを外すという法改正であつたかと思ひますが、それがずっと将来、我が国の航空の安全の基本的な問題として大きな影響を持つ法律改正であるということが御理解いただけたかと思ひます。

そういうことになりましたと、こういう一括法ということでは法案の審議の形にどうもなじまぬのじゃないかと思ひますが、最後にその辺の御見解を承つて終わりたいと思ひます。

○後藤田国務大臣 規制緩和は、たびたび申し上げておりますように、世の中の変化で不合理になつておるものをこの際改良しよう、こういう趣旨でございまして、別段重要な政策変更といったような内容のものは含まれておらぬのではないかと。もちろん規制緩和の際にも、国民の生命あるいは健康あるいは安全、こういうような点についての緩和をするというときには、政府としてはそれなりの十分な配慮のもとにやらなきゃならぬ、これは当然のことではございまして、そこらは政府としては十分心得てやらせていただいているつもりでございまして。

いずれにいたしましても、航空機の問題等も、何せ昭和二十七年のもので、外形標準をやつておつたわけですから、今日こゝまで発達をすれば外形標準を外しても、第二号でつかの「構造上」云々というものの十分な活用によつてそういう心配はない、こういう判断のもとに廃止に踏み切らせていただいているわけではございまして、御説の御意見は十分わかりますけれども、政府もただいま言つたように安全であるとか健康であるとかということについては十分配慮してやつていきたい、かように考えます。

○元信委員 あれが外れることによって、運輸大臣は将来は無人の旅客機があり得るようなことを言うものだから、これはなかなか重大な問題だと言わざるを得ないわけですね。今まであれがあ

つたばかりにそんなことが言えなかったわけですからね。ですから、そこは理解の差にもなりますから、これ以上申し上げません。

最後に厚生大臣、民間活力の導入ということが盛んに言われるわけで、私も非常に心配するわけですが、先ほど国立病院・療養所の経営移譲の問題をやや長く申し上げたのもその点でございますが、今回のこの国立病院の再編成がそういう民間活力という観点でやられるということになりますと、これは我が国の医療制度上大変な問題になるかと思いますが、お考え方として一体そういうお考えがあるのかどうか、その点について最後にちょっと承っておきたいと思えます。

○増岡国務大臣 今回の国立病院・療養所の統合再編成につきましては、その目的としては、適切であり、効率的な医療供給体制を確立しよう、という課題にたえるために、国立病院・療養所が果たすべき役割等々、民間の医療機関も含めて役割分担を明らかにしようということでございますので、この統合そのものが民間活力を活用しようという趣旨のものではないわけでありまして、しかし、一部民間に移譲するということがあるといたしますと、結果的にはそういう側面を持つかと思えますけれども、目的としては先ほど申し上げたとおりでございます。

○元信委員 この問題については民間活力の導入ということとは根本的に見地が違ふだろう、こう思うわけですね。したがって、先ほどの木戸審議官の答弁には私はちょっといろいろ不信があるわけでございますが、またこれは別途説明をいたしたいと思えますけれども、あくまで本来の再編成の趣旨というものを踏み外すことのないように強く申し上げて、終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○中島委員長 午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時二分再開

○中島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。日笠勝之君。

○日笠委員 既に十二日に本会議場におきまして、中曽根総理以下閣僚関係の皆様方に概略の質疑をいたしまして御答弁いただいたところでありますけれども、時間の関係上詰めるわけにいきませんので、できれば何点かさらに審議を深めていきたいと思えます。

まず一点は、何といいたしても一括法案で提出されるというこの方式でございます。今回の二十六法案の内容は八省庁にまたがっておりますけれども、中身が乏しい、新鮮味が乏しいと言われ、鳴り物入りであった割にはそのような評価があるわけでございます。

中曽根総理のいわゆる中曽根式政治方法、手腕は、一つはよく言われます私的諮問機関の活用、二つ目は一括法案方式ではなからうかと思っております。中曽根行管庁長官の時代、そして現総理の時代と合わせまして、六回の一括法案としての法案が提出されたわけでございます。この中身をよく見まして私も考えますのは、例えば今回二十六法案でございますけれども、その中でどうしてもこれだけは反対しなければいけないというものがあれば、算数ではありませんがゼロ掛ける二十六はゼロにしなければいけない。ほかのものは通したい、ぜひ通してもらいたい、しかしこれだけはどうしても反対しなければいけないという法案があった場合には一応反対せざるを得ない、そういう審議権といえましょうか、こういうものを縛るということも考えられるわけでございますが、改めて長官に、今回の一括法案方式につきましてもどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○後藤田国務大臣 今回一括法案として御審議を願うようにいたしました理由でございますが、午前中にもお答えを申し上げましたように、行革審の答申を受けまして、時代の変化とともに不合理になってきている、あるいは過剰になっている、必要になっているといった規制については、やはり社会、経済の活性化あるいは日本の市場の開放性といった点から合理化すべきである、こういう統一的政策といえますが御答申があったわけですから、つまり趣旨、目的が同じであるということでも私どもとしては一括法案でお願いをしておるわけでございます。

もちろん、日笠さんがおっしゃるように個別にそれぞれの委員会で行う方がいいじゃないかという御議論は十分承知しておりますけれども、一括法で扱うについては、五十六年の法制局の見解もあり、その見解のもとで私どもとしては十分検討して一括法にいたしました。また、従来からの同じような趣旨のものが十一回ばかり経験がございます。そういう先例もあり、そしてまた一括法にすることによってかえって総合的な把握が、理解が容易である、こういってようなことで審議をお願いしておるのである、私どもは国会の委員会の審議権をどうこうなんということはいささかも考えていないわけでございますので、こういって点はぜひひとつ御理解をいただきたい、かように思うわけでございます。

○日笠委員 そうしますと、来年いわゆる臨教審の教育改革についての答申が出ますが、教育改革というフレームに包み込んで、例えば文部省以外にもいろいろ省庁が関係してくるわけですね。保育所であれば厚生省も絡みますし、放送大学というところであれば郵政省さんも絡みますし、青田刈り、就職問題であれば労働省さんとかかわってくる、外国人の教員としての採用といえればこれは法務省もかわってくる。そうすると、来年もまた教育改革ということで一括法案で我が内閣委員会に出されるというようにことが目に見えてあるんじゃないかと心配するわけですね。やはりこれは私が言いますように、一つ一つの法案

の趣旨、経緯、みんな違うわけですね。そういう意味においては各委員会もあるわけですから、各委員会でも慎重に審議してもらおう。国民の代表として慎重に審議する権利も我々にはあるわけでございますから、そういう意味においては、この一括法案の提出については慎重にセレクトはする、こういうことには考えられぬでしょうか。

○後藤田国務大臣 今御質問の中の教育改革の方は、まだ臨教審でどういう結果が出るかわかりません。何とも申し上げかねますけれども、私どもとしては、やはり趣旨、目的が同じであるということから、一括してやらなければならぬというものは、ひとつ従来どおりお認めいただきたいと思えますが、日笠さんあるいは先ほど社会党の代表の方の御質疑がございましたように、国会審議権との兼ね合い、こういう点は政府としても十分配慮しなければならぬ課題である、かように考えております。

○日笠委員 趣旨説明、提案説明されるのが長官ですから、ほかの関係大臣も各省庁の方もいなくて、長官一人だけでやってほしいような感じになってくるわけですね。先ほどお話を聞いておりましたけれども、労働省から国鉄だつて全部絡んでくるわけですね。それを全部内閣委員会、内閣委員会ということになっちゃうと、これは専門の方ばかりではありせんので、一括法案形式というもののについては今後慎重に検討を加えていかなければいけない、かように要望しておくわけでございます。

【委員長退席、石川委員長代理着席】  
続きまして、やはり国民の皆さんの関心が高いのは、来年の六月二十七日に、三年間の行革審の設置期限が切れるというところであります。行革審の言う進捗状況によればやと五合目である。その五合目も、長官のお話を聞きますと、まだ激励の意味を含めた五合目である、こういうふうな御答弁もあつたわけでございます。そういう意味では、来年の六月二十七日、ポスト行革審でございますけれども、考え方はいろいろあるかと思う

わけですが、一つは、新たに立法して延長していくということ。二つ目には、長官のもとに総務庁の中に八条機関としての審議会をつくるという考え方。三つ目は、行政監察局に引き継いで、パトロンタチを受けていくということ。それから四つ目ぐらいには、もう全く何もつくりたくない。こういう四つぐらいの考え方があろうかと思いますが、長官はこの四つの中でどれが一番適当か。これは私の前質問しましたら、まだ先の話だとおっしゃいましたが、あと六カ月はどうかしないわけではありますので、まずその点の考えを承りたいと思います。

○後藤田国務大臣 政府は、行革審の累次にわたる御答申を受けて、その都度閣議決定をして、国会の審議を仰ぐべき事項は新立法として御審議を願って今日に至って、ある程度の成果を上げておると私は思いますが、まだまだこれから先、例えば国鉄の改革の問題であるとかあるいは特殊法人の問題であるとか内閣の総合調整機能の強化の問題であるとか、大変重要な課題が残っておりますので、その中で、まだ行革審で御審議を仰いでおるものもございますし、我々としてはそれをどう消化するかというのがやはり課題としてあるわけではあります。

同時にまた、私が仄聞しているところによりますと、行革審は恐らく来年の年明けぐらいからは、最終の取りまとめといえますが、総合卒業論文とでもいいますか、その御審議もなさる、こういうことを聞いておりますので、それらを受けて今後どうするかということについては、正直に言って私どもとしてはまだそこまで検討をしておる段階には至っておりません。

しかしながら、行政の改革というのは時代の変化への対応ということでございますから、これだけ急激に世の中が変化をしていく以上は、行政改革は政府としては絶えざる課題である、私はそういう認識でございますから、そういう認識のもとに、今後どうするかは今日笠さんがおっしゃったようなことも参考させていただきまして勉強させていただきます。

○日笠委員 それでは長官の考えは第五の概念の未定、こういうことでございますか。今のところは未定である。先ほど言った四つぐらいの概念があるわけではございますが、我々としては、いつぐらいいまでどの方向へ持っていくのかということとを早く国民の皆さんに周知徹底をして、そして行革はやはり今後も続けていくんだ、こういうアピールも大事じゃないか、かように思いますので質問をした次第でございます。

それで、先ほど長官は、今後国鉄の問題とか内閣総合調整機能の強化とかいろいろ言われましたけれども、三庁統合については言われませんでした。私はいつも、これで三遍目くらいだと思いたが、三庁統合問題、まず率先垂範して中央省庁から見本を示していかなければいけないというのが私の持論でございます。非常に言いにくい言葉でございますが、世間ではつまみ食い行革と言われているそのイの一番に手が着てくるのが、この三庁統合問題なんです。そういう意味で、もうちょっと詳しく伺いたいと思います。

五十八年の七月に国土行政関係三庁連絡会議が設置されました。もうかれこれ二年四月が来ようとしておるわけではございますが、この連絡会議は大体どれぐらいのペース、月一週とか二カ月に二遍とか、どういうペースで現在鋭意合会を持っておられるか。それから、今まで何回くらいやっただか。どこまで着詰まったか。いつをめどにこの連絡会議は結論を出すのか。結論といえまじょうか、一応内容的に話し合いを終えるのか。こういう一つのめどがなければ、いつまでもだらだらと、いつになるかわからないということではいかぬと思うわけではございますが、この三庁統合について、今言ったことを踏まえての御答弁をお願いしたいと思います。

○古橋政府委員 お答えいたします。国土開発の行政関係の三庁の連絡会議でございますけれども、五十八年七月二十七日に第一回の合会をやりまして、三庁にかかわりますいろいろ

な計画の調整であるとか行政の調整という問題を議論するということとで発足したわけでございまして。

現在まで八回、六十年十月十七日に八回をやっております。五十八年には七月、九月、五十九年二月、五月、十月、六十年になりまして二月、五月、十月、こういうようなペースで進んでおります。

そして、その内容は、現在その三省庁の間において、具体的に行政の問題として問題になっていることをお互いに連絡し合ひまして、国土開発の執行がうまく調整されるようにという連絡をしておる、こういうものでございます。

○日笠委員 そうすると、いつごろまでにそのめどを出すかということはまだ決定はしてないわけですか。いつまでにめどが出るのかかわらない、こういうことでしょうか。

○古橋政府委員 この三庁の連絡会議と申しますのは、この統合を図るために議論をしているというものではございませんで、現在の国土行政関係施策及び計画の円滑な調整と総合的実施を図るというところで、おのおの庁がやっております事業をお互いに連絡し合ひまして、そして総合性がとれたものにしていく、こういうものでございまして、いつまでにその三庁の統合を図るという観点から議論をしているものではないということをお断り承りいただきたいと思っております。

○日笠委員 確かに臨調答申には統合をしないといは書いてないわけですね。各省庁の特性とか経緯をよく勘案してということではございますが、しかしこれは統合するという方向での臨調答申、これは変わらぬと思うのです。検討だけしなさい、こういうのではないと思うのです。そういう意味におきまして、沖繩開発庁、北海道開発庁、それぞれ設立の経緯はいろいろあるかと思ひますけれども、やはり中央省庁の統合ということ、これがもって見本となるわけではございませんから、その点も、今後とも鋭意合会を重ねて、成果のある、実りあるものを検討していただきたい。

このように思うわけではあります。

と同時に、例えば地方行革大綱については、この十一月自治事務次官から通達がなされて、八月までに提出ということとで、これなんか七カ月くらいで出せということですね。検討しなさい、こういうことですね。こういうのは早いので、すね。よき様にやれということはい、自分のやることはなかなか進まない、こういうことではないかぬと思うわけではあります。この地方行革大綱につきまして、きょう現在、各県、政令都市、市町村、どれくらい報告がされておりますか、まず御報告をお願いしたいと思います。

○石山(参)政府委員 地方行革につきましては、各地方団体、これに対して積極的な取り組みをいたしておりますが、行革大綱の点について申し上げますと、この策定につきましてはおおむね順調に推移しているものと考えております。十一月十八日現在、都道府県では三十七団体、指定都市では四団体が策定済みということになっております。市区町村につきましては、最近の調査がございまして、これは九月二十日現在でございまして、その調査時点では一五〇の団体で策定済みという報告を受けております。その後、日時も経過をいたしておりますので、さらに相当数の団体で行革大綱の策定がなされているというように考えているわけではございまして、私どもとしては、今後引き続きその策定について適切な指導、助言を進めてまいりたい、このように考えております。

○日笠委員 そうすると、これは一応八月末までに提出、市町村の場合は都道府県にですね。これは八月末という九、十、十一、もう三カ月余りたっているわけではございますが、それでもなおかつ、策定状況をお聞きしますと十一月以降にもなるという都道府県が五つ、市町村に至っては千二百六十二市町村が十一月以降になる、こういう状況だそうではございますけれども、これは督促をするというふうなことはやるのですか。どうでしょうか。

○石山(勢)政府委員 この行革大綱についての指導につきましては、先ほどもちょっと触れたところでございますが、私どもとしてはこの行革大綱が速やかに策定されるように今後とも引き続き必要な助言、指導を進めてまいりたい、かように考えております。

○日笠委員 済みませんが、そのまゝいって下さい、もう一つありますので。

もしもことしはいくらいまでに出さないところには、ペナルティーみたいなものは考えるのですか。交付金とか補助金とか、こういうのはどうでしょうか。

○石山(勢)政府委員 行政改革というものは、地方団体の場合、国の場合でも同じでございますけれども、やはりそれぞれの行財政の見直しということで、本来自主的に進められるべき問題であらうかと思ひます。そういう点で、行革大綱の策定そのものに直接関連をして具体的な行財政措置を講ずるといふようなことは考えておりませんけれども、地方行革は地方団体の当面する非常に大きな問題でもございまして、私どもとしては、すべての団体において大綱の策定がなされ、行革の推進が図られるように今後とも指導をしてまいりたい、かように考えております。

○日笠委員 策定の進捗状況が若干おくれおるようでございますが、やはり自治省といたしまして、この地方行革大綱のとりまじりという御指導をしていかなければならない点もあると思ひますので、鋭意御努力をお願いしたいと思ひます。

続きまして、「増税なき財政再建」というのは、これはもういわゆる行革の大きな柱でございまして、政府の基本方針でもある、私はこのように考えております。五十七年四月二十日、これは当内閣委員会における当時の中曽根国務大臣、行管庁長官の御答弁がございまして、それは我が党の鋭切委員からの「増税なき財政再建」というのはどういう意味、増税ということはどういうことかという趣旨の質問に対して中曽根国務大臣はこのような

答えておりますね。「私は、わりあいこれを厳しく考えておるものでございまして、たとえ新しい税目を起こすとかあるいは新しく税率を上げるとか、そういうような制度の改革等によりまして税額、税収をふやす、そういうようなやり方はこれは増税と考えております。」こういう御答弁があるわけでございまして。

長官は、この増税ということについて、概念について当時の中曽根国務大臣の御意見と一緒にございましょうか。

○後藤田国務大臣 私は、第二臨調の御答申の中に「増税なき財政再建」、これは行政改革のことであり、理念である、かように理解をしております。

あの答申の中にもたしか、新しい税目を課することによって税の負担率の上昇を来すようなことは避けるべきであるけれども、しかしながら税の中にはいわゆるでこぼこといひます不公平といひますか、こういう問題がある、これは是正してしかるべきであらう。それからまた、したがって税の中長期課題については、これは多少税負担が上がるかもしれない。しかし、その場合にもどちらかといえば、これは社会保障負担とあわせて考えるべきであつて、社会保障負担の方に重点を置いて考えるべきではないのか。さらにはまた、税構造全体の中にひずみがある、こういう問題については是正措置を考えてもよからう。こういうようなことを書いてありますから、私はそういう限度内においてただいまの御質問の点については考えていくべきもの、かように考えているわけでございまして。

○日笠委員 そうすると、新しい税目ということに限って、それを起こすということは、この当時の中曽根長官の趣旨と考え合せて、新しい税目を起こした場合はこれは「増税なき財政再建」の趣旨に反する、かようにお考えでしょうか。新しい税目を起こすということだけについてはどうですか。

○後藤田国務大臣 私は、中曽根さんの行管庁長

官当時という御答弁をしたのか知りませんけれども、ただいま申し上げましたように第二臨調からの御答申、これは閣議で決定をいたしておりますから、したがつて、新しい税目によって税の負担率の増高を来すような新しい措置は差し控えるべきであらう、かように理解をしております。

○日笠委員 そうしますと、今農水省の方から、水資源の涵養あるいは森林を整備するということ水資源税という構想が出ております。これは創設の税目でございますが、私はこれは新たな税目である、このように思ひますし、先ほどからたびたび申し上げております政府の基本方針である「増税なき財政再建」の趣旨に反する、かように考えますが、長官はどうお考えですか、水資源税ということについて。

○後藤田国務大臣 今度の予算の要求の際に、たしか流水の占用料でしたか、それから今御質問の水資源税ですか、これは農林省なり建設省から大蔵当局に対して概算要求の段階で出ておるといふことは承知いたしておりますが、いずれにせよ、この問題は予算編成の際に関係省の間で着詰められべき問題であつて、今私の口からどうこうと言うことは差し控えていただきたい。

○日笠委員 ですから、総務庁長官として、行政改革を進めていく上での大きな柱である「増税なき財政再建」、増税ということと新しい税目を起こすことは、先ほどの御答弁でもこれはやはり趣旨に反するのじゃないかという旨の御答弁がありましたね。そういう意味では、何回も言ひますが、この水資源税というのは新しい税であることには変わりない、これは創設でございまして、目的税でございますから、予算編成の審議の中でいろいろとお話はあるかと思ひますが、「増税なき財政再建」を見守つていかなければならない、守るよう監督していかなければならない総務庁長官として、この水資源税についても一度、個人的な見解でも結構でございます、どのようにお考えですか。

○後藤田国務大臣 今この段階で私がお答えする

のは果たしてどうか、こう思ひますけれども、私が先ほどお答えしたのは、新しい税目を起こすことによって税負担率全体、現在どれくらいになっているか承知しておりませんけれども、恐らくは二五、六%でしょう、それが新しい税目によって、その新税によって税負担率全体が上がつたというときにはこれは差し控えるべきである、こういう答申ですから、その線は守らなければならない、こう思ひます。しかし、またほかで減るものもあるかもしれませんから、これは今何とも言えません。

〔石川委員長代理退席、委員長着席〕

○日笠委員 だんだんと答弁が、初めは新しい税目を起こすことは中曽根行管庁長官時代もこれは増税だと考へるといふ答弁が、五十七年四月二十日、当内閣委員会であつたわけですね。先ほど長官にお伺ひすると、やはり新しい税目を起こすことについては、その当時の長官の御答弁と同様の趣旨のお話があつたと私は今認識しているわけですから、この水資源税というのは、税負担は上がる、上がらないとは別として、新しい税目ということでは「増税なき財政再建」の増税になるのではなからうか。そういう意味で、負担云々ではなく税目を起こす、これはすなわち増税になる。こういう先ほどからの話の一貫性を考へていただいて、総務庁長官でございまして当然予算審議の中に入つていられるわけですから、どういふふうに思ひますか。大蔵省も、目的税ということで、財政硬直というのを考へて、どうも賛成じゃないようなお話を聞いています。新しい税目ということ、もう一度、長官どうですか。

○後藤田国務大臣 私が先ほど来お答えしているのは、新しい税目を起こすことによって国民全体の税負担の割合が上がるということ、これは行革審の答申としては避けた方がよからう、こういうことを言つておるわけですから、そういう理解をしていただきたいと思います。

○日笠委員 お帰りになりましたら五十七年四月二十日の当時の中曽根長官の御答弁をよく読んで

いただいて、継続性はあると思いますから、私は  
 たびたび申し上げますが、この水源税は、創設の  
 新しい税目と思います。聞くところによります  
 と、水道水なんか一世帯月に二十四円とかわずか  
 な金額だ、こういうふうに言われておりますけ  
 れども、これで負担率が大幅にアップするわけじ  
 ゃありませんけれども、国民に「増税なき財政再建」  
 と言っておるこの行革の大きな柱が、どうもこの  
 辺で理解がだんだんと薄まっていくように考える  
 わけでございますので、この点は、私はあくまで  
 も水源税は新たな税目であり「増税なき財政再建」  
 の趣旨に反する、このように御主張申し上げて、  
 次に移りたいと思うわけでございます。

それから、予算編成の作業が今いろいろと行われておると思います。本格化されておると思ひます。これも臨調答申にありますように、また政府の一つの大きな行財政改革というところでの柱でございますが、六十五年までに特例公債依存体質からの脱却、いわゆる赤字体質脱却ということでございます。来年度の予算編成、今大蔵省中心にやっておるわけでございますが、円高ということで輸出産業に相当ダメージ、大きな影響が今後出てくるのではないかと、経済成長も予測したより下がるのではないかと、そういうことからの税収不足ということから考えまして、明年度の国債発行額の一兆円減額をやらなければ、御承知のとおり六十五年までの特例公債依存体質脱却が非常に厳しくなってくる、困難になってくる、こういうことでございます。もし来年度の予算編成で一兆円、詳しく言えば一兆一千五百億円でございますか、約一兆円ぐらいの国債を減額していくことができれば非常に厳しくなってくるということとで、六十五年までの赤字国債体質からの脱却ということは一兆円減額でなければ厳しい、こういう認識をお持ちでしょうか、長官。——これは長官に、もし来年度予算編成で一兆円減額でなければ六十五年までの赤字国債体質の脱却は厳しい、こういう認識をお持ちでしょうかどうかと聞いているのです。大蔵省は関係ありません。

○後藤田國務大臣 具體的な財政見通しについて私が今責任を持ってお答えする立場にはありません。いづれにせよ、我が国の財政事情は今厳しい状況に置かれておるわけでございまして、六十五年度までに特例公債依存の体質から脱却するといふためのあらゆる施策を予算編成の際にも講じていくべきであらう、かように考えているわけでございます。

○日笠委員 これはまた、後日大蔵省に質問する  
ときがあればやることにいたしました。次に移り  
たいと思います。

金子長官に何点かお伺いをしたいと思います。いわゆる九月二十四日の行革大綱によりまして、二百五十八項目の規制緩和、こういうことが決定をされたわけでございますが、これも本会議場で質問をいたしました。景気拡大の量的な効果というものの、これは推しはかることができないというふうな御答弁であったかと思いますが、民間の調査機関なんかもそれなりにやっておるようでございます。どうでしょうか、やはり定量的にどういう効果があるかということは予測が難しいでしょうか。

○金子国務大臣　せっかくの御質問でございますけれども、正直申しまして、定量的に、何が幾ら輸出をふやす効果があるかとかいう計算がなかなか出ない。ただ、例えば内需拡大方策全体、計画全体で言えば事業規模で三兆一千二百億、あるいはGNP計算で言えば四兆一千億の効果が今後出ますよという概略の数字は出るわけでございまして、それによって輸入増加は二十億ドルぐらいになるであろう、しかしそれは向こう一年間の計算で申し上げているわけでございますので、ごく大づかみな計算であるということは御了承賜りたいと思います。

**○日笠委員** 今、日本とＥＣとの貿易摩擦解消のために関係会議が行われておりまして、ＥＣの方から、アクションプログラムが三年間でどの程度効果があるのかということで、これは数字を挙げて具体的に教えてもらいたい、見える形で示して

もらいたい、こういう要請があったようでございます。これは非常に今後努力をしていきたいといふことのようにございますが、やはりこれも難しいでしょうかね。

○金子國務大臣 昨日、日・ＥＣの關係會議がございまして、先方から第一に申し出がございましたことは、一体今度のアクションプログラムの効果としてどれぐらいの黒字減らしができるかということとございしましたけれども、これまた、今御答弁申し上げましたような趣旨で、定量的にはなかなか難しゅうございます。それに対して、それでは今後タイムスケジュールをつくってどれぐらいずつ減らすかというようなことを考えてくれぬかと申しましたけれども、これも正直言ってなかなかできないことなので、ただ言えることは、我が国自体がやはり黒字減らしをしなきゃいかぬという気持ちになってきておるし、それから輸入も製品輸入をどんどんふやしたい。輸入傾向が少なくて輸出傾向の方が多いことは万人の認めるところなので、そういう努力をお互いいたしましょうということと、昨日は締めくくったような次第でございます。

○日笠委員 あわせて長官に、内需拡大について御質問をしてみたいと思います。

先ほと言いました E C との關係會議でも、内需拡大が要請をされたということは新聞報道で相知っておるわけでございますが、これは内需拡大についての經濟關係會議の決定でも四つの方法があるように出ておりますね。一つは御存じのとおり民間の設備投資であり、二つ目には民間の住宅投資、三つ目にはいわゆる公共事業の拡大、四つ目がいわゆる消費拡大といましようか消費の喚起、こうあります。私はやはり内需拡大は、これは經濟見通しでございますけれども、GNP の六〇%を占めておるのが個人消費でございますね。その個人消費を拡大するということは、やはり何といましても減税という方法があるのではないかと思います。

これは十月一日付の「時の動き」という「政府の

窓」のサブタイトルがついております雑誌でございますが、長官、大河原さんと対談されていますね。その中に長官も、「内需振興」というと、いつも取り上げられるのは、大幅減税をやったらどうか、公共事業を増やせと言われるんだけれども、財政再建をやっている最中なのだから、なかなか思い切ったことができないんです。しかし、「ここからですね、「工夫を凝らして、来年度予算では、今の所得税の減税、住宅減税や投資減税」云云とありますが、長官ははっきりと、工夫を凝らして来年度予算では所得税の減税へ持っていくたい、今いろいろ検討している、こうインタビューでおっしゃっておられます。拘束性はないかとは思いますが、長官の、中でも内需拡大のキーポイントはやはり個人消費の拡大だ、それにはやはり減税が大きな効果がある、こういう意味のインタビューの御答弁だと思のですが、工夫を凝らして今いろいろ検討しているとおっしゃるのですが、具体的にこの所得減税について来年度どのようにお考えですか。

○金子國務大臣 大河原前大使との対談で、今御指摘のありましたような話をしたことは事実でございます。私、GNPの一番大きなウエートを占めている消費の促進をいたしますために最大の効果があるのは、やはり所得税の減税だと思うのです。特に、今は、せっかく所得が伸びても累進税率が過度に高いために持っていかれてしまふ、あるいは教育費の負担や住宅ローンの負担にあえいでいる中産階級では、所得がふえても手取りが少ないということじゃ消費が伸びませんから、この階層を何とかもう少しゆとりあるものにしてやること、が正直言って一番大事なことだと思います。

ただ、財政の現状がこれまた御承知のとおり大変難しい段階でございまして、きょうは大蔵省参っておりますけれども、担当者と言われれば全く手がないと言っておりますから、まあそう言われて知恵を出せよ、少しでも知恵はこつちからも出すよということではいろいろ話をしている段階で

熱建材認定制度、これは去年の検査件数は十六件なんです。妨げはないどころか、もう五件と云う十六件であれば、十一月末までに原則廃止といふことでありましたわけですので、これはすぐにで

もできるのじゃないでしょうか。できるものも十二項目の中にはあるのじゃないでしょうか、来年三月まで待たなくても。この点はどうか、来年度か。具体的じゃなくても結構ですから、漸次廃止していくのか、一括して廃止していくのか。

○金子国務大臣 いろいろ後始末もあるから、漸次廃止の方向へ持っていくことと、決して決して放っておく次第ではございません。

○日笠委員 各省庁の抵抗が激しくて、いわゆる検査手数料とか天下り先はどうだとか、そういうふうなことが云々されておるわけですから、漸次廃止できるものからやっていく。これは原則廃止でございますから、そういうことでひとつ前向きに取り組んでいただければと思うわけでございます。

それから続きまして、各省庁が輸入拡大に役買おうというところで呼びかけられて、一部の特殊法人とともに具体的にいろいろプロジェクトチームをつくられて、外国製品を購入していくというところでやっておるようでございます。これはどうでしょうか、まとめておられますか。今現在の各省庁の輸入品についての実績といたしまして、トータルで結構ですよ。

○黒田(真)政府委員 通商産業省といたしましては、本年の四月と八月に、我が国の主要企業百三十四社に対して輸入拡大に関する協力要請を行ったところでございます。これらの協力要請に対する各社の対応ぶりにつきましては、九月の時点で説明を受けておりました。その結果を取りまとめた数字といたしましては、その百三十四社分が去年に比べて七十三億ドル程度の輸入をふやしているところではないかというふうな報告を受けているところでございます。

○日笠委員 ジャ金子長官、私の長官への質問は以上でございますので。ありがとうございます。それでは、さらに先ほど問題も出しましたけれども、ECの委員会の駐日代表部からの対日輸出報告の中に、いわゆるワインとかアルコール飲料に

関する要求が六項目出ております。これはそれぞれどういうふうに対応していこうとお考えか。これは国税庁さんでしょうか、お酒ですから。

○村本政府委員 お答えいたします。ECの方から、特に私どもの方で所管をいたしております酒類につきまして、いわゆる原産地ですとか原料のラベル表示をきちっとやれ、こういうようなことが言われているところでございます。

やや細かくなりまして恐縮でございますが申し上げますと、一つはワインについて、原産国あるいはバルクワイン等を混合しております場合にはその混合割合を表示する、あるいは外国のシンボルですとか名前を使っているようなものは禁止せよ、こういうようなことが第一でございます。

それからウイスキーにつきましては、穀物を原料とするアルコールとその他のアルコールのそれぞれの割合といたしまして、そういうようなものの表示を義務づけるような法制を導入せよという第三番目といたしましてブランドンについて、コニャック地方以外で生産されたブランドンに対して、コニャックの使用を禁止するような法制を導入せよ、そういったことが言われているところでございます。

私どもの方の対応といたしまして、順次申し上げますと、一つはワインの問題でございます。原産国表示、これは現在公正取引委員会が商品の原産国に関する不当な表示についての告示を定めております。したがって、これにのっとってやっておるところでございます。

それからバルクワインの混合割合、これにつきましては一つの問題でございますけれども、要するにワインは国産である、さらにさかのぼって、そのもとになったワインの生産国あるいはその割合を詳細に表示するというところにつきましては、そのほかの食品等についてもそこまでやっているような事例もない。これは今後の業界の対応待ちでございますけれども、なかなか我が方としてそ

これまで指導をしていくという状況にはないものと考えておるところでございます。いずれにいたしまして、その国産ワインの表示につきましては、最近の状況を踏まえまして、業界でワインの表示に関する公正競争規約の設定を鋭意検討しているところでございます。したがって、その過程でそういった問題についても今後業界としてどう対応していくか、さらにそれを公正競争規約にどういう形で持っていくかということについては鋭意検討中でございます。私どもも監督官庁といたしまして積極的に指導していきたい、このように考えておるところでございます。

さらに、ワインの外国シンボル、名称の使用禁止、これについては既に、そういったことが起こらないように、そういったものについては、特に外国語や何かを非常に多く使っている、消費者に誤認をされやすいというふうなものについては、きちっと日本語で製造者の名前を明瞭に表示をする、メーララベルに表示する、そういう指導をしております。この点については既にECの方としても評価を与えておる、こういうような状況になっております。

それからウイスキーの問題につきましては、まあウイスキーの場合はブレンドというのが一つの非常に重要な商品の特性をあらわす、そういうふうなものでございまして、そのブレンド割合を明示するというのは、企業秘密といえますか、そういうふうなことでなかなか難しいところでございます。ただ、穀物以外のアルコールを使用しているウイスキーにつきましては、もう既にブレンド用アルコールとかスピリッツとか、そういうようなことをモルトウイスキー、グレーンウイスキーというふうなことで並べまして表示する、そこまではいっているところでございまして、消費者についてもその使用の事実がわかる、こういうような状況になっているものと考えているところでございます。

なお、ブランドン・コニャック名称、これについては既にマドリッド協定に我が国としては加盟

をしておりまして、こういうような名称はもう使用できないというふうなことになるわけであります。現に国産ブランドンでそういうような名称を使っているものはないというふうなことでございまして、改めて法制上の措置をとるというふうな必要はない、そういうふうな考えでございます。

○日笠委員 それに関連をするのですが、ことしの三月に予算委員会の第二分科会で、私はしょうちゅうの原料表示とか成分表示についてお尋ねいたしました。当時の山本閣議部長さんは、いわゆるこのしょうちゅうの原料表示とか成分表示について「公正規約を設定すべく鋭意検討中でございます」、それから八カ月たちましたけれども、現況はどうでしょうか。

○村本政府委員 お尋ねのそのしょうちゅう乙類についての公正競争規約設定の作業でございますけれども、現在、原材料等をどういうふうにするか、さらにはいわゆる冠表示と称してありますけれども、表しようにちゅうとかソバじょうちゅうとか、そういうものを冠して言う場合に一体どういう基準、どういうルールをもってやっていくか、そういうようなこと、三月時点からかなり進展をいたしまして議論は着詰まってきたところでございます。この間、公正取引委員会の御指導等も受けながら、また私どもとしても引き続き今後積極的に指導してまいりたい、このように考えております。そういうことで、かなり事態は進展をいたしておりますけれども、なおそういう業界のコンセンサスを取得していく必要がある、さらにまた、この所管官庁でございます公正取引委員会の方の御指導も得ていかねければいけないというところで、かなり煮詰まっておりますけれども、もう少し時間がかかるのではないかと、こういうふうな状況でございます。

それから、しょうちゅうの甲の方につきましても、今検討を始めております。特にそういう非常に商品が多様化しているのは乙類でございますが、そういう乙類がどういうふうにか決まるかとい

うような動向を見ながら、いずれ甲類につきましてもそのような公正競争規約をつくっていくというようになるか、このように考えております。

○日笠委員 いわゆる規制を緩和し、市場を開放し、輸入を拡大するというこのパターンですけれども、このECの要望なんかは、反対に規制を強化してくれというわけですね、強化することがかえって輸入はしやすいんだという。ですから、輸入緩和とイコール市場開放、輸入拡大じゃない場合もある。また、こういう食べ物、飲み物というのは消費者に正しい情報を知らせるということ、これはやはり当然のことのようにも思います。そういう意味では、どうかひとつ鋭意検討していただきまして、消費者の皆さんに正しい情報を提供するという意味も込めまして御検討を今後とも続けていただきたい、かように思うわけでございます。

それでは、時間が大分来ましたので、各省庁の方へいろいろとお伺いをしたいと思います。まず大蔵省さん、自動車重量税の件でございますが、これは消防ポンプ自動車と積載車、それを積んでいる車の特別措置ということでございまして、この消防車というのは、そんなに年がら年じゅう使用して走っておるわけではございません。そういう特殊性にかんがみて、これは陳情も来ておりますので御存じだと思いますが、消防ポンプ自動車及び積載車の重量税の免税ないしは負担の軽減、こういうことについて特別措置を講じてもらえないか、こういう要請がいろいろと来ておると思えますけれども、この点のお考えはいかがでしょう。

○日高説明員 消防自動車に対する自動車重量税の軽減要望につきましては、私どももそういう声があるということは十分承知いたしてはおります。ただ、先生御承知のように、自動車重量税は四十六年度税制改正で創設されたわけでございまして、そのときの創設の趣旨は、いわば自動車の走

行が道路の建設とかいろいろな社会的費用をもたらしている、そういう現状にかんがみまして、その自動車の使用者に必要最低限の負担を求める、そういうことであつたわけでございます。したがって、いま、こういう創設の趣旨から見ると、いわば自動車の用途に基づいた軽減あるいは免税、そういったものは一切設けられていない、そういう事情にございまして、消防自動車がいわば公益用ということではもちろん十分承知いたしてはおるわけでございますけれども、今申し上げたような自動車重量税の趣旨から見まして、なかなか軽減なり免税をするというわけにはまいらない。その点御理解をいただきたいと思ひます。

○日笠委員 その経過はよく知っておるわけでございますが、住民の財産と生命を守る消防車でありまして、これも全部地方自治体の負担ということでもありまして、なかなか地方自治体も補助金カットというようなことで厳しいということ、この、当然重量税創設の意義を知った上での陳情、要望だと思ひますので、今後ともひとつ検討はお願いをしたいと思ひます。

それから、これは行革絡みでございます、地方支分部局の件でございますが、大蔵省、ブロック数は八ブロックにするということで北陸財務局、これはことしも私は質問いたしましたけれども、六十年度末にということでございますが、そろそろ予算措置も当然講じなければいけない問題でございますが、北陸財務局の今の進捗状況はいかやうになっておりますか。

○竹内説明員 お答えいたします。

御質問の北陸財務局の件につきましては、五十九年一月の閣議決定「行政改革に関する当面の実施方針」というのがございまして、それにおきまして「財務局を全国八ブロック制とすることについて、引き続き検討を進め、昭和六十年度末を目途に具体的結論を得る」とされておるところでございます。したがって、財務局の統合問題につきましては、六十年度末を目途に具体的結論を得るよう引き続き慎重に検討してまいっている

ところでございます。

○日笠委員 六十年度末というところの三月三十一日ということですね。そうすると、来年度予算の概算要求等々の問題があるので、これはもう既に決まっておるのじゃないでしょうか。でないと、概算要求はどうなりますか。二つとも存続で出しておるのですか。末に統合するということははっきりしておるわけですね。その辺はどうなのですか、予算措置。

○竹内説明員 ただいまの御質問の概算要求の件につきましては、概算要求の時点で具体的な形で具体的な結論を得るに至っておりませんので、この件につきましては、具体的な形で要求が行われておらないところでございます。

○日笠委員 はい、わかりました。結構ですよ。では、続いて厚生省さんの方へ何点かお伺いしたいと思ひます。

これは既に概算要求に盛り込んだということでございますが、いわゆる老人保健法の改正でございます。いわゆる初診料四百円を千円にするという、また入院費三百円を五百円にするというこの件でございますけれども、国庫補助金でございまして、この削減という観点から老人保健法を改正するのではないかと。もう一つは、加入者の按分率を高めるため、拠出金でございまして、このためという、いわゆる国庫の補助金をカットするために財政事情ということで老人保健法も改正し、老人の方々にさらに負担を、こういうふうな結論的にはなるかと思ひます。

特に、私どもは何といひましても、日本が今日まで長寿国世界一ということ、その大きな原因というものは、安いといひましても、だれでも安い医療が受けられる。安いといひましても、確かにあったと思ひます。今後こういうふうな一部負担を増加いたしますと、大体今言われておるのは五割くらい負担率になる、このように言われておるわけでございますが、この老人保健法改正でございますが、反対の声が非常に多いと思ひます。国庫補助金を千九百四十億円削る、こういうことでござ

いますけれども、防衛費の方は二千億圓くらいですか上がるのです。大体防衛費のふや分、老人保健法を改正して国の補助金をカットする、大体横並びくらいの金額になってくるわけですが、どうもこれは私も腑に落ちない。これはどうしても慎重に審議をし、国民の、特に老人の方々の健康を守るという立場ではもう反対をせざるを得ない、かように思うわけでございます。

これは後日、社会労働委員会等で詳しく慎重に審議されることと思ひますけれども、特に私が一点お聞きしたいのは、今度老人保健法を改正し、一部負担を先ほど言いました初診料四百円を千円にするような場合、今までにかかった老人医療費の総額であるとか一部負担の総額であるとかいうことから見まして、大体何割くらいの負担率になるかと考えてみようか。一説には五割くらいになるのじゃないかと聞かれております。

○羽田説明員 お答えをさせていただきます。先生のお尋ねの、今回の一部負担によりましてどの程度の負担率になるかということにつきましては、お答えをさせていただきます。前にも、ちょっと今先生のお話の中で、今回の老人保健法の見直し、老人保健制度の見直しは財政的な観点からする国庫負担減らしではないかというふうな御指摘がございましたので、その点を含めましてお答えをさせていただきます。

今後、本格化します高齢化社会といひましても、は避けられない勢いで来るわけでございます。このことに備えるために、一面においてこの人口増に伴います高齢者の保健医療費を含めた負担をどのようにしていくか、また中長期的にこの老人医療費というものをいかに歯どめをかけ、また健康に年老いていただくかというところが今大変重要な時期になっております。そういう観点から総合的に老人保健制度をこの際見直しをしようというところから、今回の老人保健制度の見直しを企図いたしておるものでございまして、財政的な負担を軽減するということを主眼とした改正と

いうふうには私も考えておりません。

そうした中で、この負担につきましても、一面においてどうしても老人の方々は若い世代、他の世代に比べても約五倍の一人当たり医療費がかかります。これを国民の間でいかに公平に負担をしていくかという観点から、先ほど御指摘のございました各保険者、医療保険各制度の間の老人保健に要します拠出というものを、公平化を図るというのをさらに一歩進めるような形で、加入者按分率と申しておりますが、この加入者按分率の改正と、それから今御指摘のございました、主として老人の方々の老人保健の医療費というものは、若い世代、現役の世代の方々に負担をしていただいております。現状では、医療費で申し上げると、一・六%を患者負担という形で老人の方々に負担をしていただいております。残りを現役の方々に負担をしていただいておりますというのが現状でございます。そうした中で、今申し上げた今後大変高騰していく医療費ということを考えますと、世代間のバランスということを考え、また適切な受診というものの観点に立ちまして考えますと、今回、先ほどお話しのごさしました程度の引き上げをお願いをしてよろしいのじやなかろうか、こういうふうなことで今回御提案を申し上げることにいたしておるわけでございまして、その結果によります効果と申しますか、負担率はどのような形になるかというところは、この六十一年度で申し上げますと、これは満年度実施ではなしに九カ月実施でございまして、三・七%の効果があるというふうに見込んでおるわけでございまして、以上でございます。

○日笠委員 一昨年は同じく老人保健法が改正になりましたですね。去年は退職者医療制度の導入、来年はまたこの老人保健法の改正と同時に高額療養費の自己負担額五万一千円を五万四千円、こういうことで毎年この医療行政というものはカメレオンのごとく変わっていくわけですね。国民の目にも非常にわかりにくい。迫り来るいわゆる

政府が言うところの長寿社会、私は高齢化社会と申しておりますけれども、国民の生命と健康を守るといふ確固たる医療制度のビジョンを掲げて、国民の目の前に示し、国民にそれを判断していただく、こういうことを御一考をお願いをしておきたいと思っております。

それから、同じく厚生省さん、いわゆる診療報酬請求書、レセプトでございまして、これは今どれくらゐ種類がありますか。私のいたしておるのには相当ありますけれども、お医者さんがこれを書き込んで支払基金の方に回すいわゆるレセプトでございまして、何種類ございまして、それが一つと、これを簡素化するというお考えはないかというところ。この二つをあわせてお願いをしたいと思っております。

○谷説明員 社会保険診療報酬明細書、いわゆるお話のございましたレセプトでございまして、この種類でございまして、医家、いわゆるお医者さんが使われますものについて、非常に細かく分類をいたしますと、現在四十種類というふうなことでございまして、

このレセプトの様式あるいは記載要領につきましては、今までの医療保険制度のいろいろな変遷ですとかあるいは点数表が複雑になってきたというふうなことで、今申し上げたようなかなり多くの種類が現在使われておるわけでございまして、この点につきましては、今も御指摘ございましたように、特に医療関係者の方から、この事務にかかると負担が相当あるということで簡素化すべきだというふうな御意見もいただいております。このように、私もこのレセプトの簡素化あるいは合理化ということにつきまして現在検討を進めております。今後、医療関係者を初めとした関係者の御意見を伺いながら簡素化をするという方向で検討を進めてまいりたい、このように考えております。

○日笠委員 ぜひひとつ合理化、簡素化をお願い方をしておきたいと思っております。それから、これは筑波の学園都市の国立公書研

究所で発表といひましようか明らかにした件でございまして、水道の水からジベンゾフランという有害物質、これは毒性の強い農薬などに使われており、またタール中に含まれておりました、発がん性とか催奇性の疑いが持たれておる物質でございまして、これが検出された、こういうふうな報道がなされておりました。それについてどのように対応していけるかお考えか。極端に言えば、全国の各都道府県に水質検査をするように通達といひましようか連絡をする、そういうふうなことも含めまして今後の対応方、これについてひとつお聞きをしたいと思っております。

○森下説明員 御説明申し上げます。

先生御指摘の新聞報道は、仰せのとおり、国立公書研究所の職員が分析法の精度を向上させようといふことで大変研究されて、今までの二万分の一くらい精度のものができたといふことでアメリカの雑誌に発表された、これがニュースのきっかけになったわけでございまして、こういうやり方で、今までは検出することができなかったレベルのジベンゾフランなどの微量物質が検出できるということになったわけでございまして、

今回検出されましたレベルのジベンゾフランにつきまして検討いたしましたところ、大変微量でございまして、現在の知見では健康影響について心配する必要はないと考えております。したがって、直ちに新たな行政措置、例えば水質のガイドラインをつくるかといふことを講ずる必要はないと思っております。水道水の安全性につきましては今までもいろいろ調査研究してまいりましたし、そういうことで今後関心を持ちまして、こういった関係の情報、つまりこれは研究所の発表でございまして、だれでもこういった高度なレベルの作業ができるかどうか、これからはこの辺から詰めなければならぬわけでございまして、関連の情報、それから知見の集積、こういったものに努めてまいりたいと考えております。

○日笠委員 この有害物質は体内残留ということも心配されておるようでございまして、国民に

命の水でございまして、こういうものが安全に供給されるということで、今後さらに監視をして研究もしていただきたい、かようにお願いをしておきたいと思っております。

それから、輸入が拡大されていきますと当然輸入品がどんどん入ってくるわけでございまして、中でも食品でございまして、これにつきまして、昨年三十六万四千件輸入件数がございまして、そのうちの四・六%が検査されておるわけでございまして、内容的には確かに麦とか大豆とかが圧倒的に多くて云々ということがありますけれども、要は、今度のように規制緩和になって、そしていわゆる消費者団体の皆さんなんか心配するのは、そういう検査までがございなくなるのじやないか、そういう行政の後退ということを心配されて、いろいろと巷間言われておると思うわけでございまして、

そこで、食品衛生監視員、現在六十七名でございまして、来年度からは成田、それから大阪でも、土曜日午後、また日曜日もやっております、こういうことでございまして、現在のこの六十七人の体制、これは少ないといふことはもうだれが見てもわかるわけでございまして、この今後の対応について、特に人数の面ではどのようにお考えか、お聞きしたいと思っております。

○北川政府委員 先生御指摘のように、輸入食品の監視に關しましては、現在六十七名の食品衛生監視員を配置してその安全確保に努めておるところであります。先生御指摘のように、大変な輸入食品の件数の増大に対応して、この人数で今後とも対応できるかといふことについてはなかなかいろいろ問題があるわけでございまして、検査の水準のレベルアップ、これは技術的な水準のレベルアップ、あるいは各種の輸入する食品あるいはその関連する物質の種類によりまして重点的に検査をするとか、いろいろな方法で安全の確保が保たれないといふことのないように努力をしておるところでございます。なお、監視員の人数の増につきましては、五十

七年には十二名、六十年には一名の増を見ているところですが、六十一年度においても増員の要求をしているところがございます。

○日笠委員 五名ほどと一応お聞きしておりますけれども、やはり輸入食品というのについて添加物の問題とかいろいろ言われておりますので、特にその点をお願いしたいと思います。

と同時に、いわゆるワインの有毒物質混入、ジエチレングリコールの件でございますが、これについては各社が安全宣言を、まあ厚生省さんにもいわゆる安全宣言と言われているように、それがなされたその後出てきたわけでございますが、ジエチレングリコールが混入しているということが日本の国内で発見されたといましようか、発見したそのそもその発端ですね。これは業者が持ち込んだというふうな話もあります。一般消費者が持ち込んだという説もありますが、その発端はどうかというところにあつたんでしょうか、わかりますか。

○北川政府委員 ワインに混入したジエチレングリコールの問題につきましては、一番最初は七月十日、新聞報道が第一報を報じていただいたわけでございますが、それを受けて厚生省は、各検査所あるいは都道府県あるいは厚生大臣が指定した検査機関等にこの情報を照会いたしまして、あらゆるそれぞれの部署でこの種の混入の事実があるかどうかをチェックしておいたところでございますが、指定研究機関から、八月二十九日に入りました、マンズワイン社のワインからジエチレングリコールが検出されたという情報の提供があつたことが最初の発端でございます。

○日笠委員 一般消費者が持ち込んだわけですね。一般消費者が検査所へ持ち込んでわかつたというところでございますね。そういうことで、もしそういうことがなければ恐らく日本にはなかつたということになっておつた可能性もあつたわけでございます。

そういう意味では、今新聞紙上をにぎわしております有毒シヤンパン、都の衛生局で今検査中と

いうところでございますが、シヤンパンにもジエチレングリコールが混入しておつたという、これはオーストラリアの消費者情報協会の発表でございます。日本の場合これを輸入をしているわけでございますが、現時点でこのジエチレングリコールの検出というところはあつたんでしょうか、また検査中でしょうか。シヤンパンの件をその辺の状況をあわせてお知らせ願いたいと思います。

○北川政府委員 御指摘のシヤンパンからのジエチレングリコールの検出の問題でございますが、厚生省は現在各分野にこの事実の確認を鋭意進めておるところでございますが、我が国への輸入実績が確認されておるフランスのシヤンパンは、フランスのG・H・マム社製のコルドン・パールという商品名のものでございますが、これらについては業者を通してその在庫品等についてジエチレングリコール混入の有無を調査をしている段階でございますが、現在の段階ではその方面から自社検査の結果でも出ていない。また東京都の衛生研究所におきましても検査をしているところでございますが、現段階ではすべてマイナスというところでございます。

○日笠委員 過目そういう事件があるから余計に国民は敏感になつておるわけでございますが、今後とも輸入食料品、飲食品ですね、これについてさらに国民の生命と健康を守るという立場で御健闘をお祈りしたいと思います。

建設大臣がいらつしやつてお忙しいと思いますが、ちょっと建設省のこと、地代家賃統制令のことについて先にお聞きをしておきたいと思ひます。

まず地代家賃統制令の今回の廃止でございますが、全国に今、これは五十八年現在でございますが、借家が九十万件で借地が三十四万件、こういうふうになつておられます。この地代家賃統制令については罰則に懲役刑、罰金とあるわけでございますが、この十年間、罰金適用がございましたか、まづお聞かせ願ひたいと思ひます。

○渡辺(尚)政府委員 十年間ということになりますと昭和五十年からということになります。三十七年以降は起訴された件数は皆無でございますので、したがってゼロということでございます。

○日笠委員 三十七年以降ゼロということは、この罰則規定は適用されてないということ、有名無実になつておる、このようにも一応は言えると思ひわけでございます。

問題は、この地代家賃統制令が廃止になつたら、本委員会でもたびたびその点が問題になつております、いろいろと質疑がされておるわけでございますが、統制令が廃止になれば、すぐに思ひ浮かぶのは、我々素人でございますけれども、家賃値上げでございますね。そうすると、確かに老朽家屋で値上げがそうできるものじゃないんだ、市場のメカニズムに合せていけば当然そんなに値上がりすべきものじゃないという御答弁も説得力はあるのですけれども、しかしながら、やはり場所によっては相当上がるということも考えられるわけでありませう。

そうすると、先ほどの質疑をお聞きしますと、公営住宅、市営住宅であるとか公団であるとか、そういうところへのあつせんもやる、こういうふうなお話もございました。私がそこで思うのは、公団・公営住宅はともに収入制限、上限があるわけですね。そちらの方からいただいたいわゆるたな子さんといましようか、家を借りておられる方々の収入の調査がございしますが、確かに低収入の方も多いわけでございますが、中に三百万以上、四百万以上という方も相当数あるわけでございます。そういう方はそういうところへ入れないわけでしょう。これは収入基準、上限があるわけですが、その点はどうなりますか。あつせんするといつても、実際には条例とかで決まつていて、収入がオーバーしているといふ入れない、こういう場合の住宅相談といふか対応ですね。

○渡辺(尚)政府委員 先生からも御指摘ございましたが、廃止の影響につきましては、幾つかの点からそう多いものではないといふふうに考えてお

るわけでございます。

お示しのように、収入が一定限度以上という場合には公営住宅の対象にならないわけでございますけれども、これは一般の民間の借家に住んでおられる方、先ほど九十万件というお話がございましたけれども、全体の百二十四万件といつたしましても全体総数の三割でございます。民間借家に入つておられる方と九十万件の対比を見ますとこれは七割ということになつております。したがうして、そういう方々とのアンバランスというものも今回の統制の必要性がなくなつたということの理由になるわけでございますので、一般と同様な形で対応せざるを得ないといふふうに考えます。

○日笠委員 一年間の猶予期間はあるわけですが、結局、公団・公営住宅に収入がうまいこと合致して入る人はいいけれども、入れない人はアフターフォローはできない、こういうことになりませうね、そういう収入基準をオーバーする方については。

それが一つ、もう一つあわせて。これが廃止になりますと九十万の借家の方がすぐ出ていくわけではありませぬ。値上げ交渉ということがあるかと思ひますが、もし値上げということになれば、幾ら老朽家屋といへども、大体どのくらい値上げになる可能性があるか。これは昭和三十六年の委員会審議においては大体二割ぐらい上がるだろうといふふうな答弁も出ておるようでありませう、これはどうでございますか。

○渡辺(尚)政府委員 まず先ほどの第一点でございますが、収入制限がございします。したがうして、公営住宅といふことに限定して申しますと先ほど私が御説明したとおりになります。公営住宅につきましてはむしろ支払い能力という点からのチェックがございしますけれども、いわゆる収入制限というものはないと思ひます。したがうして、例えば公団とか公社の優先入居、そういうしたものも活用することによつて御指摘の点は対応できるのではな

いだらうかと考えております。

それから上昇見込み、どのくらい上がるのだからかということでございます。これにつきましては、先ほどから申し上げておりますように影響は少ないというふうなことは考えておりますので、そう急激なものはないと思っております。今現在の現実の統制額、それから実際に統制されている家屋でありながら統制額を超えて両者の合意によって支払われている額、実際支払い家賃というふうな言っておりますけれども、その格差を一つの目安、そこまで上がることはないと思っておりますけれども、最大の格差と見てみますと、大体二倍ぐらいではないだろうか。この場合にはかなりの修繕が行われているということがございまして、やはり実態的な差はそんなにないものと考えております。

○日笠委員 家賃統制令、それに類するものがまだ残っている国が世界じゅうに何カ国かあると聞いておりますが、そういう国はいろいろと改正をしながら今日まで続いていると思うわけでございします。先進諸国で言いますと何カ国ぐらい残っておりますか。

○渡辺(商)政府委員 先進諸国全体につきましてはそういう調査を行っておりませんので、どのくらい残っているかということがわかりませんが、二、三について申し上げますと、例えばイギリスにおきましては、昭和三十三年以前に成立した賃貸契約につきましては民間賃貸市場の突進に合うようにされつつも規制されている、しかし昭和三十三年以降のものについては統制はありません。それからフランスにつきましては、大正六年に家賃統制というものが行われたそうでございますけれども、昭和二十三年に一部を除いて統制が撤廃されております。最後に西ドイツでございますけれども、これも大分古く、昭和十一年に家賃統制というものが始まったそうでございますけれども、昭和六十年、ちょうどございしますけれども、統制が完全に撤廃されております。

○日笠委員 大臣、収入階級を見ましても百万円

未満の方が二十万戸もあるわけですね。それから、年齢階級を見ましても六十歳以上の方が二十万戸、これは一口に言えば低所得・高齢化、こういう方が借家に住んでいる方に多いと言えるわけですね。これは各市町村の窓口等も通じまして、住宅相談、こういうものにも親身になって乗ってあげないと、撤廃された、一部の地域だけ急激に上がる、出ていきたくない、行くところがない、先ほどの公営住宅の方は収入制限もあるというふうなこともありますが、その辺のアフターフォロー、市町村とどういいう連携を持ってやるか、このことを一つだけお聞きしたいと思っております。

○木部国務大臣 先ほど来先生のいろいろ気配りをした御意見を承りまして、私も非常に感銘いたしておる一人であります。こうした法律を撤廃するということ以上は、高齢者であるとかまた弱い方々に対して不安とか不満とか心配とかということを与えてはならないと思っております。これは私どもが行政をこれから実施する場合に一番大きな、大事に取り組んでいかなければならぬことである、またそういう使命を建設省は持つておると思っております。

そういう意味で、先ほど来局長もいろいろ御答弁いたしましたように、公共賃貸住宅への優先的な入居の問題、また生活保護の関係につきましては厚生省その他の省庁との連携等もとりながら、特に都道府県とか市町村、そういうようなところへ今御指摘ありましたような相談コーナーのようなものを設けるというふうなことで、できる限り温かみのある、そうした方々に対する最善の配慮を私どもとしてもぜひお願い申し上げます。やらない、そういう気持ちで撤廃の晩には最善の努力を尽くさしていただきたい、かように考えております。

○日笠委員 血の通った行政をひとつお願いをしまして、建設大臣お忙しいでしょうから結構でございます。

あと一、二問、郵政省さんが来られていると思

ども、速達区域ですね。これは配達受け持ち局から四キロ、一部八キロと聞いておりますが、これは一応速達が届くわけでございますが、それ以外は速達料金の返還を求めないというところでございしますが、速達としては行かないわけですね。今、全国三千八百四十六万世帯中約五割の二百二十万世帯は速達区域外と聞いておりますが、これではよろしいのでしょうか。郵便法六十条に速達の規定がございしますが、その第二項に「速達の取扱いは、郵政大臣の定める地域にあてて郵便物につき、これをするものとす」と、こうあります。先ほど私が言った配達受け持ち局から四キロ、一部八キロ、まずこういう認識が正しいかどうか。それから、全国で速達区域外の世帯がどれぐらいあるのか。この二つについてお答えいただきたいと思っております。

○小宮説明員 お答え申し上げます。

速達の配達をする地域の規定につきましては、先生のお言葉のとおり原則四キロ、それから多少条件はございしますが、それに合致するところは八キロ以内ということになっております。

なお、昭和六十三年三月末の数字で申し上げますと、速達配達区域外にございします世帯は二百一十一万世帯ということになっております。ちなみに、年々少しずつ解消しておりますのでこういう数字になっているわけでございます。

○日笠委員 私が住んでいるのは岡山市のちょっと外れでございますが、この辺は新興住宅街でございますが速達が来ないのです。どう見ても岡山市の街の中で、岡山駅からだつて車で二十分、夜だと十五分ぐらいのところですね。スピード違反してじゃありませんよ。そういうことで、これは毎年見直しをしていくことが大事だと思いま

す。というのは、信書は独占事業の郵便局、いわゆる郵政省しかできないわけですね。そういう意味におきましても、速達の区域を拡大していくという方向、これを毎年見直ししていくという方向、こういうお考えがあるかどうか、この点をあわせてお願いいたします。

○小宮説明員 お答え申し上げます。

先ほど先生からお話のありましたような基準の中にも速達が行かない地域がございします。現在これを、定員あるいは財政、そういったものの許す範囲でできるだけ毎年解消していきたいというところでやっております。

さらにもう一つ、あるいは先生の御指摘はこういう部分にも入るのかと思ひますが、現在の四キロ、八キロという基準自体も変えていくべきじゃないか、これも方向としてはそのとおりだと思ひます。ただ、私も、八キロ以内とかあるいは四キロ以内の現在の規定の中でもやらずにちやいけなところが残っておりますので、さしあたりの問題は現在の規定内で残っているところを精力的にやっております。なお、その後も、現在の規定の変更というふうなことも将来の問題としては当然考えていかなければいけない問題と考えております。

○日笠委員 こういうことほど規制を緩和をして、郵政省さんはワールドゆうパックとかふるさと小包便とか、いろいろ民間にまで参入してくるというぐらゐ今非常に鋭意努力をされておるわけでございますが、速達も高いわけですから、扱いはそれだけ郵便料金がふえるわけですし、そういう意味では、交通の利便さという点も、非常に道はよくなってきた、車の性能がよくなってきた、こういうこともありますので、鋭意ひとつ見直しをして拡大をしていく方向でお願いを申し上げます。

それから、細かいのですけれども、これはあるお年寄りの方から聞いたのですが、はがきによくスタンプを押したり、書く場合に裏と表を間違えて書くのです。書いたつもりが反対だった、もう一遍書き直す。こういうことで、はがきについて右の肩とか左の隅とか何か印をつければ非常にわかりやすい、こういうふうなお年寄りが何人かいらっしゃるわけでございます。そういうのはがき一枚にしても、いわゆる利用者、消費者の利便性を考えて改善していくということは大事なことで

と思うのです。細かいことですが、今のはがきの件、どうでしょうか。

○小宮説明員　そういうお話があるということも実は私も最近聞いたことがございますのですが、郵便の仕事というのは、先生御承知のように非常に幅の広いというか全国民が御利用いただくものですから、実はいろいろな御意見、両方あるようなケースが多々ございます。ただ基本的には、できるだけ国民の御利用になる皆様の利便に合うようにということを考えてやっております。例えは、いまして、はがきについていいにしても、例えば野線の入ったものであるとかあるいは印刷の都合上というふうなお話で、これも以前御指摘があったことがございますが、折らない往復はがきを発行してくれとかいったようないろいろな御意見を今まで取り入れたケースもございいます。

さて、それで先生御指摘のこの件でございますが、実は私も過去に余りそうだった御意見、お聞きしてなかったわけでございます。そして、このはがきの裏に印をつけるの当然これが目ざわりだという御意見の方もあるいはあらうかと思っております。今回いわば新しい御意見として私どもの耳に入りましたことでございますので、十分頭を置きまして、また私も、今後、いろいろな郵便のモニターなどもたくさんお願いしてございまして、そういう方々の御意見なども含めながら検討してまいりたいと思っておりますが、今すぐひとつ実現をしてみたいというところまでは正直、今の時点では考えていないというところでございます。

○日笠委員　郵便事業に関する行政相談は、昨年でございますが、一万七千四百五十一件あったところでございますが、そういう中にもさらに光るアイデアもあるかと思っておりますので、ひとつ鋭意前向きに、利便性を考えてサービスをしていくという方向でいろいろと御検討いただきたい、かように思います。

最後に、食品添加物BHA、ブチルヒドロキシアニソールにつきましてお聞きしたいと思っております。これは既に有名な添加物でございますので御

案内のとおりだと思っておりますけれども、昭和五十七年にラットの胃がんの発生が認められた。名古屋市立大学の方でそういうことが確認されたわけでございます。これを五十八年二月、全面禁止ということで考えておったわけでございますが、禁止を予定しておりましたけれども、五十八年一月にアメリカ、イギリス、カナダ、日本の四カ国の酸化防止会議、このBHAというのは酸化防止剤でございますが、それによりまして、日本以外の三カ国からBHAの禁止措置に反対というところで一時延期をする。発がん性が弱いとか、各国では使用している、実験がラットだけの一例であるとか、こういうことで要請がありまして、現在ペンディング中でございます。最近ビートル大を使って実験をしたということで中間報告がまゝめられたと聞いておりますが、いかようになつておりますでしょうか。

○北川政府委員　先生御指摘のとおりビートル大を使って今実験を実施し、昨年の暮れ食品衛生調査会毒害部会において中間報告が行われたわけでございますが、それによれば、発がん性を示唆するような積極的な所見が認められなかった。この実験の報告書が提出された段階で、FAO、WHOの専門家会議に提供しまして、我が国以外の試験結果等も含めまして、この専門家会議の評価を現在持っておりますという段階でございます。

先ほど先生御指摘のありましたアメリカ、カナダ、デンマーク等各国の試験の進捗状況につきまして、まだ明らかになってない点が多いわけでございますが、WHO、FAOの専門家会議での評価の目的は、まだ現在のところめどが立っていないという段階でございます。私もどなたもいたしましては、このFAO、WHOの専門家会議での評価が出ることを待っております、こういう状況にございいます。

○日笠委員　これは昭和四十七年の参議院の社務での附帯決議の中にも、食品添加物の安全性については、その時点における最高の科学的水準により常時点検を強化するとともに、食品添加物の使

用は極力制限する方向で措置することとし」云々とあるわけですね。そういうことでございまして、特にこのBHAについては、日本の名古屋市立大学で、ラットではございまして、前胃にがんの発生が認められたという厳粛な事実もあるわけでございますので、この点ひとつよく踏まえた上で、日本人には日本人の体質というものがあるでしょう。有用性と毒性ということの絡みからの結論を出すということもあるでしょう。いずれにしても慎重に、何回も言いますように、国民の生命と健康を守るという立場で対処していくということをお願いを申し上げておきたいと思っております。

○北川政府委員　厚生省といたしましては、先生御指摘のように、食品添加物の安全性の問題につきましては、慎重の上にも慎重に対応してまいりたいというところで、現在も、その四十七年の衆参両委員会での附帯決議の趣旨に沿いまして、安全の確保に努力をしておるところでございますし、今後その路線でやってまいりたいと思っております。

○日笠委員　予定の時間が参りましたので、質疑は終わりたいと思っております。

○中島委員長　田中慶秋君。

○田中(慶)委員　私は、今般の許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法案、すなわち設置法の緩和等について、民社党の立場から質問をさせていただきたいと存じます。

冒頭に、今般が行革を推進すると常々言っているわけでありまして、幾ら立派な行革を行おうとしても、実際に執行するのは公務員の皆さんであり、そのために優秀な人材を確保しようとするのが当然であらうかと思っております。そういう観点に立って、大学と企業との間で、十一紳士協定となつていて、それぞれの役所間の問題等も含めて、これらについて現在、十月一日の会社訪問が民間企業における一つの申し合わせになつていて、これについても有名無実、すなわち青田刈りやあるいは指定校制度等もまだ廃止をされない。逆に

これが一カ月も一カ月半も前に既にそれぞれの企業が行い、そして内定しているというのが実態であります。

こうした環境の中で、各国家公務員の方も優秀な人材を得ようという形の中で、この取り組みが現実には八月五日に二次試験を行い、十月一日発表、十一月一日面接、こういうタイムスケジュールになつてはいるにもかかわらず、長い間の習慣でこのことが守られていない。そういう観点に立って、人事院は各省庁に対して十、十一協定を守るようにということとそれと通達をされているようでありまして、これらの一連の考え方に付いて、まず人事院に、これらの試験日程及び通達についてどのようにされているのか、お伺いしたいと思っております。

○仙田政府委員　まず試験の日程でございますが、先生からお話ございましたように、一種試験、これは大卒を対象とする試験でございますが、一種試験につきましては、七月七日に第一次試験をやりました、その結果、第一次試験の合格者の決定を七月三十日にいたしまして発表いたしました。八月五日に第二次試験として筆記試験をやりました。翌六日から二十三日まで順次人物試験ということで面接をやつてまいりました。そして、十月一日に最終合格者の発表をいたしました、こういう経過でございます。

それから、就職協定に関連する問題でございますが、これもまた先生のお話にございましたように、就職協定につきましては、現在のい、ゆる十、十一協定、十月一日に会社訪問を開始してよろしい、十一月一日から面接選考に入つてよろしい、こういう十、十一協定の申し合わせになりましたのが昭和五十一年からでございます。その後だんだんに進展してまいりまして、当初は十月一日以降の段階では人事担当の部長は面接してはいけないというところだったのですが、五十五年に面接してもよろしい、こういうふうに変りました。そういうことで今日に至つておる。これが、中央雇用対策協議会という、いろいろな業種別の

経営者団体とそれから労働者がメンバーになっておる組織で決められた申し合わせでございます。

そこで、採用の問題も先生お話しのように、優秀な人材は役所も採りたければ民間の方も採りたい、これは共通の立場で、言うなれば競合関係にあるわけでございますので、民間の方はそのように決めたが役所の方は勝手にやるということではいけないというところで、役所の方としても人事担当課長会議の席で、これは課長会議の自主的な申し合わせということで、民間の協定の趣旨を尊重してやっていくということと申し合わせをいたしまして、自來水の申し合わせを繰り返してきておる。この場合は、四月の初めにそういう申し合わせをいたしまして、さらに六月二十六日だったかと思いますが、いよいよ一種試験が始まるという時期でございますので、改めてもう一度御確認をいただいたというふうな経過でございます。

○田中(慶)委員 今経過については御説明をいただいたわけでありませうけれども、とりあえず大蔵、自治、建設、農水、通産、この五省についてどのような形で人事担当課長、きょうお見えになっているのは課長さんですか、これらに対してどのような対応でこの取り組みを行ってきたか、明確に答弁をいただきたいと思ひます。

○寺村説明員 大蔵省では、たゞいまお話がございましたように、人事担当課長会議の申し合わせの趣旨を踏まえまして、十一月一日以降志望者との対応を行い、十一月一日に採用面接を行ひまして内定者を決定しております。

○石山(勢)政府委員 御指摘の点でございますが、私も自治省といたしまして、あくまでこの十、十一協定に反しないようにということで採用関係の手続をいたしております。現実の問題として学生が情報を得たいというふうなことで来省する場合もございますけれども、このような場合におきましても、あくまで協定に反しないように対応するというふうに留意して対処してきております。

○高橋(進)政府委員 建設省におきましても、採用に当たりますてはいわゆる十、十一協定を遵守して手続をとっておりますところでございます。新規採用者の内定はそういう意味で十一月一日以降に行つております。そのほかの点につきましてもこの協定を遵守しております。

○吉國政府委員 農林水産省におきましても、六十年度の一種試験の合格者に関しまして採用につきましては、十、十一協定の趣旨に沿ひまして、十一月一日以降官庁訪問受け付け、十一月一日以降採用選考を行つたところでございます。

○鎌田政府委員 通産省におきましても、各省庁の申し合わせの線に沿ひまして、十一月一日以降官庁訪問を受け付け、十一月一日に採用面接を行つております。本年度につきましても、十一月一日に官房長を初めとする関係局長、課長から成ります選抜試験委員によりまして面接を行ひまして、内定をしたということになっております。

○田中(慶)委員 そういふ答弁があると思つておりましたけれども、現実には全くその答弁をしていない。はっきり申し上げて、十、十一の協定を守つていたら、人事院が何でも、毎年繰り返して通達を出さなければいけません。というところ、同時に、八月五日のこの第二次試験が行われると、学生は既にそれぞれの省庁の訪問を始め、そしてまたそれぞれの省庁は、それを受けて各面接あるいはまたそれぞれの対応を人事担当者が行つていふのが現実の事実であります。

○田中(慶)委員 先ほども人事院の仙田局長が言われていたように、民間で青田刈りをやるから、民間が早くやるから役所もい人材が欲しい、だからこういう問題を含めてそれぞれの省庁がいろいろの動きのあることは承知をして、こういうことも聞いておりますし、あるいはまたそれぞれの省庁が現実には面接やその取り組みを行つていふことは事実だと思ふのです。こういう点で、一つの行政が、民間がやるから自分たち役所もやるという、こういう精神であつてはいけな

いのではないかと思ふのです。お互いに決めたこと、特に行政指導的な立場である皆さんのところが、優秀な人材を欲しいというのはいけませんけれども、そういう青田刈りをやつてはいけません。ではないか、私はそんなふうに思ふのです。

例えば、こんなことをずっと繰り返しているのなら、それはどこかに問題があるのだから、それをもっと話し合つて、現在のやり方がまずければそれを直すとか正していくことであるならいけれども、みんな答弁、同じでしょう。十、十一協定を守つてそのとおりしてあります。自治省だけがそれぞれ訪問を受けて事情云々ということを書いておられますけれども、現実にはそうではない。こういうところに、幾ら立派な行政改革をしようとしたって、幾ら物を決めたって抵抗があつて守れない、やれない、だからいろいろの形で官僚の壁は厚いというのを言われるわけでありませう。私たちは、この一連の問題を考えた、民間とそれと争つて青田刈りをやるならば、それなりに今の制度が悪ければ直せばいい。そういうことをもつと徹底して議論をする、こういうことをしないで、せつかくのそれを、現在のお互いの協定をただ空念仏的にやろうとしていふところに大きな問題があるのじゃないかと思ふ。

もう一回、悪いけれども申し上げますが、その内示というものは、それぞれの省庁を申し上げるならば、少なくとも私の調べている範囲とは全然違ひます。はっきり申し上げて、もう八月に会社訪問を受け付け、要するにそれぞれの省も訪問を受け付け、あるいはまた九月には、具体的な何回かの訪問の中でAさん、Bさん、Cさんのそれぞれ肩たたきまで始まつているのではないですか。そして、二次試験が優秀な結果であるならば、面接を含めて二次試験に合格をしていふならば、うちに來てもらいたいというふうな話までそれぞれの学生に申し上げていふのが事実じゃないですか。そういうことを含めて、今回のように單なる十、十一協定は守つております、こういう考えでは、幾らこれから行政を刷新しようとしても私は

それは守れないような気がします。特にこれは人事院の制度にすら私は影響してくるのではないかと思います。

例えば今は人事院というのが試験をやつて、各省庁がそれぞれに任用云々という問題もありません。そして最終的に発表するのは人事院であります。そんなことをして、その中間における各省庁の任用の取り扱いの問題はみんなばらばらにやつていふ、そういう点で指導的な役割を果たさなければいけない人事院、すなわち局長、どのようにこの問題を考えられるか、もう一度答弁してください。

○仙田政府委員 先ほども申し上げましたように、人事院といたしましては、大卒者の採用選考の問題というのは、民間と歩調を合わせて一緒にやつていかなければならない。どちかが有利なように選考するということがあることがあつてはならないわけでございます。そういう意味で、民間において形骸化したとかいろいろの御批判はありますけれども、十、十一協定というものがある以上、役所としてはその協定を尊重していくという立場をとらざるを得ないというふうに私も考へておりました。そういうことで再三人事担当課長会議で申し合わせもしていただいたということでございます。

先生お話しのように官庁の問題は、五省庁の責任者の方々が自省庁の採用選考の問題について今ほど申し述べられましたので、私からは特にそのことについては申し上げませんけれども、一般に、ことしの大卒者の就職について、就職協定が有名無実である、あるいはこんなものにならない方がいい、青田買いがことしほどひどいのは最近ないないというふうないろいろな報道がなされ、御批判があつたということは事実でございます。そこで、私も現状でいいというふうには考へておりません。また、この問題は学歴社会問題との関係もございまして、今文部省、労働省あるいは経済団体、さらに大学というふうな関係者が一体となつて、どうしたらもう一つ取り扱ひができ

るのかというところで真剣な検討が進められておるといふに承知しております。私もそれはそういうものの動きを見ながら、公務部内においても民間とかけ離れたことのないように、そして守られるような協定なり取り扱いの方針が決まれば、これは役所のことでございますから、先生御指摘のように率先してこれを遵守していく、こういう体制に持っていきたいというふうに考えております。

○田中(慶)委員 いずれにしても現実に、それぞれ優秀な人材を欲しいというのにはわかりますけれども、遵法精神といえますかお互いに協定が守られていない、有名無実の現在の協定であり、かつまた各省庁においても、特にそれぞれの応募の多いところは、そういうことを含めて、大蔵から自治、建設、農水、通産まで含めて、もう既に十月一日の発表以前に面接その他を具体的に行為していることは事実であります。

そういう点で、例えばAというまじめな何も知らないところの学生がいたとします。その学生は人事院に問い合わせました。人事院は今のうちに十、十一協定に基づく話を説明にしたいにしたいというわけでありまして。そうすると、それを信じておりますから会社訪問とかそれぞれの省庁訪問は全然いたしてありません。ところが、十月一日発表されますと、その後は十一月一日でありますから、そこまで待っている間にもうその時点ではすべて決まってしまう、これが現実であります。やはりそういうことを含めてお互いの協定は守る必要があるし、それぞれの人事課長さんが今それぞれの立場上で物を言っていると思ひますけれども、やはりそういうことであってはいけませんと思ひます。そういう点で、長い慣行があるならばその長い慣行に従って、現実の申し合わせ、協定を要するべきであらうし、あるいは問題であるならばその問題をちゃんと明確にして、お互い守るべきところは守っていかねばいけないんじゃないかと思ひます。それが真の意味での協定であり、相互信頼につながるのだと思ひます。

そういう点でもう一度局長、今現実には十、十一協定は率直に言って守られていないと私は思ひます。あなたも率直に言ってこのことについてどういふふうにお考えになつてゐるか。

○仙田政府委員 官公庁の問題に限ってのお答えというふうにならうかと思ひますが、重ね重ねの答弁で大変恐縮でございますけれども、繰り返し人事課長会議で守ろうという申し合わせがなされておる。そして、今先生が呼びになつた五省庁の責任者の方々が、私の方では守っております、こういうふうな答弁をしているわけでございまして、私としてもそうであるというふうな判断をいたしましたと思ひます。

○田中(慶)委員 局長の立場もわかります。しかし今お言葉のように、守つていただいていると思ひますというところでありますから、あなたに對してはもうこれ以上申しませんが、これは大変な問題だと思ひます。ただ言えることは、現実に各省庁が十、十一協定を守っていないことは事実なんです。こんなことをしていませんと、人事院の今後の存続すら私は大変大きな問題になってくるんじゃないかというのを心配しておるのです。これは人事院が決めたことです。そうすると、こんなことをしていれば試験制度の問題にまでつながってくるんじゃないかと私は思ひます。

例えば、自治省の人事担当者にもう一度答弁していただきたいと思います。あなたのところは少なくとも、都道府県全部にいろんな形で自治省という立場で指導的な立場があるわけですか。しかし、自治省はもう既にこれらの任用の問題について十月一日に内定していることは私の調査の結果、事実であります。ですから、私は昨日も申し上げていろいろと調査をさせていただいておるわけですが、その中で、では各都道府県がこういう採用の問題に関して、二次試験、発表、そしてまた次の合否の発表のときに、それ以前に面接をしているか、全然してないかと思ひます。それは国家公務員と違うという話でありますけれども、私は国も地方も精神は全く同じであらう、

こんなふうな思ひです。そういう中で、監督官庁である自治省がそういうことを現実に行つていくことは事実でありますから、そういう点を含めて、今後、大きな問題点は問題点として、改善すべきところは改善すべきだと私は思ひます。ただ、今みたいな紋切り型で、十、十一協定を守つておられますというふうになつてまいりますと、それでは今まで現実に皆さんが行つておられることは大変な協定違反ではないか、こんなことを申し上げざるを得ないわけですか。そういう点でもう一度自治省、それらについて答弁を願ひたいと思ひます。

○石山(警)政府委員 この問題につきましては、先ほどもお答えいたしましたように、あくまで協定の趣旨に反することのないように私どもとしてはこれまで留意をきたつたつもりでございます。御指摘もいただきましたので、その点については今後さらに関係者に趣旨を徹底いたしまして、指摘をされることのないような対処をまいりたいと思ひます。

○田中(慶)委員 人事の問題でこれ以上は時間の関係もありますのでやみませんけれども、ただ総務長官、いずれにしてもあなたは行革を推進する立場での総元締めでいらつしやるわけですね。ですから、いろいろな問題を含めて遵法精神というものはもっとそれぞれの省庁に徹底しなければいけないと思ひます。はつきり申し上げて、人事というのはいろいろな形でそれぞれの思惑はあろうが、しかし原点というものは遵法精神であらう、こういうふうな思ひです。ところが、今申し上げたように、総務長官にこのことについて聞くのは酷かも知れませんが、現実にはこういう問題がそれぞれの省庁間で行われている、こういうことが一人だけではなく二人、三人の学生の中で明確にされているわけですか。しかし立场上、公式の席からそういうことは言えないというのならそれは結構です。しかし、問題があるならば問題があるようにそういうことを含めて正していかなければ、あなたが幾ら行革の旗を振つたところで、いろいろなことを含めてやろうとしたところ

で、これでは抵抗があつて私は守れないと思ひます。

〔委員長退席、宮下委員長代理着席〕

今それぞれの答弁を見たところ、十、十一協定は守つております、そういう紋切り型の答弁しか出てこないわけですか。そうすると、昨年の人事院勧告の問題のときに人事院の権威の問題で論議をされたと思ひます。そんなことを含めて人事院の権威の問題や、あるいはまた今後人事院が本當に必要なかどうか、こんなところまでやがて発展しそうな気がいたします。そんなことを考えたときに、これらの問題について、それぞれの省の監督官庁として総務長官、もっとこういう問題について、問題点があるならばあるように、それは人事院の仕事かも知れぬけれども、こういうことを含めて、私は行政改革の遵法精神に基づいて原点に立つて考えなければいかぬのではないかと思ひます。この辺について総務長官の考え方をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○後藤田(国務)大臣 人事院の御提唱で、各省の人事課長会議で十、十一協定、これができている以上は各省庁とも遵守すべきものであらう、こう思ひます。

ただ、御質問を聞いておりますと、守つていないではないか。あるいはそうかも知れませんが、これは古くて新しい問題ですから。しかし、これはいろいろな面に弊害を及ぼしております。そういうことでございまして、御趣旨の点も頭に置きまして、守られてないという実態があれば、政府としてはこれは正をするように各省をさらに一層指導をいたしたい、こう思ひます。

○田中(慶)委員 ありがたうございます。いずれにしてもそういう実態が至るところで出てきておることは事実でありますから、はつきり申し上げて、まじめにやっている学生はかわいそうなんです。ことしもそういう学生が現実にいるわけですか。十、十一協定を守つておられますと云うが、守つていたらそういう人は出ないのですから。そうしたら、今まで採用したのを撤回しろ、

私はそういうことをここで言わざるを得なくなってくる。しかし、今それを言ったところで、時間の関係もあるし、また今後の大きな問題を今ここで一挙に解決はできないと思いますから、それは人事院の方で今後そういうことを含めて考え方を明確に正していただきたい。要望しておきます。

次に、今回政府が内需拡大策の一つとして出されたそれぞれの規制緩和について、少なくとも自由経済を妨げている産業規制の緩和にかかわる項目は極めて少ないのではないかと、私はこういうふうに考えております。そういう前提に立ちながら、例えば貿易摩擦の問題を一つとて、外国から日本に対する批判も来ていることは事実だと思ひます。他の国から批判をされている貿易摩擦解消のために、あるいはまた内需拡大についても同じことが言えようかと思ひますが、こういう前提に立つて、政府はどのような考え方を持たれているのか、冒頭にお伺いしたいと思います。

○後藤田国務大臣 日本は社会経済の活性化あるいは国内市場の開放、そしてまた内需の拡大、こういったような観点から、古くからおる各種の規制、これはかえって鎖になっていきますからこれをできるだけ開放しよう、こういうことで行革審からの御答申もあり、政府としてはそれを真っ正面から受けとめて、各省との調整を図りながら、法案として提出すべきものは御審議を仰ぐ、こういうことでやっているわけですが、この中身についていかにも見るべきものがないではないか、こういう石川委員の御指摘も過般でございます。

私も率直に、これで十分だなんてことも考えておりませんが、ただ今回の指摘は、二百五十八事項に及んでおるそのうち当面法律改正を要する事項は四十二事項の二十六法律である、こういうことで、それ以外の項目について立法措置を要するものは、単独法あるいは今後の立法、これによって処置をしますし、多くのものは政省令の事項がござります。それらの中にも相当重要な問題が実は含まれておるんじゃないか。例えば、金

融関係では預金金利の自由化の問題、それから運輸関係ではトラック運送業の参入規制の緩和、航空三社の事業分野の見直し、あるいはまた石油関係では、これは立法を要するのですが、石油製品の輸入自由化、あるいはまた基準・認証、これは立法化措置を今回お願いしておりますが、あるいは輸入プロセスの関係、こういうようなことで、やはり今度の二百五十八事項も実際やってみると相当なる規制緩和になりはせぬか、私はこう考えております。

しかし、しばしばお答えしているように、これでもいいのかと言えはそうはまいりません。これはやはり総数把握をしまして、そしてその上でさらにまた引き続いてやるべきものはやるということにできれば、時代の変化には行政は対応できない生活性化にもならない。同時にまた、外国からのいろいろな批判も招くであろうと思ひますから、これはやはり第一的には各省庁でこういうものはやるべきだと私は思ひますが、さらに政府としても全体を把握した上でやるべきものがあれば取りまとめて、引き続いて努力をしていきたい、かように考えます。

○田中(慶)委員 今長官のそれぞれ意欲のある取り組み、また二百五十八項目といいますが、これを一つのスタートラインにして、今後の大いに突破口になればいいというのを私は期待はするわけですが、長官も何回かそれぞれの本会議でも答弁をされてきたように、現実には中身は大変お粗末だと私は思ひます。一生懸命やろうとしている最中にお粗末だと言ふのは大変申しわけないのですけれども。

実は私は、九月に民社党の塚本委員長と訪米をさせていただきました。ちょうど貿易摩擦の問題が非常に大きな議題になったわけでありましたけれども、このときも、貿易摩擦を何らかの形でお互いに真剣に改善しなければいけないじゃないかという話し合いを向こうの政府の人たちとさせていたいただきました。しかし、そこで問題になってくるのは、アメリカは何も日本の品物を規制しようとして

していない、日本が物を買ってくればいいんだ、しかし日本にはそれぞれ障害になっている多くの規制がある、それをまず取り除くように日本内部の努力をしてもいい、こういうことが具体的に指摘をされ、そして、日本の官僚というのは力があるからなという言葉まで出たように、そういう指摘をされているのです。恐らくECの問題だって、今そういう指摘をされているのじゃないかと思ひます。それぞれの項目で、向こうの政府もあるいは議会も、特に議会の場合においてはヒステリックなくらいにそういう点を具体的に指摘をしましりました。そして、それぞれ法案をおれたちは用意しているんだぞ、アンフェアだからだ、不公平だからだということを絶えず私たちはそれぞれの場所であつてまいりました。

ドル高の問題もありましたけれども、日本のそういう問題を、アクションプログラムと云つて、それに基づきながら改善をすると言つても、現実にはまた大きな障害が出てきていることも事実だと思ひます。内需拡大と言つても、内需拡大にもこれらの問題が影響しているのは事実でございます。その一連の考え方、今長官が述べられたようなこと、現実には外国から見てもこれらに対しての評価というものは非常に少ないんじゃないか。そういう点で、私は向こうの人たちとの話し合いの中で具体的な指摘を相当されてまいりました。

特に製品項目まで設けられまして、極端なことを言えば魚に国籍があるのじゃないかなんというような話まで、いろいろなことが現実にはされているわけだ。例えば同じ海上で、遠洋航海で日本の船がとつてくる魚、それはストレートに米て、外国船で同じようにとつて日本に持ってきたとするとそこは検閲がある。それは当然いろいろな形があるかと思ひますけれども、そんなことを含めて一つ一つの問題の指摘をされたわけです。私たちは、日本にいてわからない点、あるいは日本にいても問題点があるというふうにも考えておりましたけれども、外国に行つてそういうことを指

摘されると、やはり何とかしなければお互いに自由主義社会は守つていけないんじゃないか、こんな感じを受けてまいりました。長官、もう一度これらについてお考えを述べていただきたいと思います。

○後藤田国務大臣 私も田中さんと同じように、アメリカ関係あるいはECの連中からそういう話もしばしば耳にしておりますし、また大変残念なことに、それがアンフェアである、関税だけでなしに、幾ら関税を下げて非関税障壁があるじゃないか、この非関税障壁が今御指摘のようなことで、日本はいかに閉鎖的である、こういうことでアンフェアという言葉を使われまされ。日本人は、アンフェアと言えはアンフェアでないくらいに考えておりますが、そうじゃない。これは卑劣だという意味ですから、大変残念に思ひます。

ただ、私は率直に言ひまして、確かに最近のようないくつかの黒字が重なつておりますから、日本が少々犠牲はありましてもやはり率先をして市場の開放、あらゆる努力をすべきであるというところは十分心得ておりますけれども、しかし日本の市場は現実には、アクションプログラムを決めてあれを実行するとした場合、私は、諸外国の市場に比べて特に日本が閉鎖的であるというふうには考えない。ただし、やはり率先してやらなければならぬ日本の立場ですから、そういうことから考えればやはり外国の批判に対しては率直に耳を傾けてやらなきやいかぬのではないかと、こういうふうに考えます。

〔宮下委員長代理退席、委員長着席〕  
なぜ一体外国からこれだけの批判が出るかといへば、黒字が背景にあるわけですが、しかしやはり日本と欧米各国との社会制度が違う、言語が違う、習慣が違う、いろいろな悪条件がありますから、誤解に基づく面も相当ありはせぬか、こう思ひます。したがって、日本としては国益を踏まえましてやるだけのことはやる、しかしながら主張すべきことはきちんと主張するということが、少なくともアンフェアと言われることのない

ようにだけはこれは対外関係においてはやらなきやならぬ、かように考えております。

○田中(農)委員 いずれにしても、今それぞれのニーズが違ふ、あるいは国が違ふ、言葉が違ふ、確かにそのとおりだと思ふのです。日本語で言え

ば大変、特に大臣や役人さんの答弁は、よく検討しますとかよく参考にしてとかいろいろなことが出ますけれども、英語はそういうことではないわけ

です。イエスかノーか、こういう形で迫ってまいりますから、やはりそういうことを含めて日本語のいいところはいいなりに使い分けをすべきだと思ふ。しかし、現実にはそういう問題で私は痛切に感じたところがありました。

そういう点、特に私たちが考えなければいけないのは、世界のGNPの一〇％は日本がそれを担当している、こういうことですから、そういう点で、やはり国が違つても、黒字が多い、それだけの問題じゃなく、国際化社会の中における日本の役割というものがその辺から意識革命をしていかなければいけないのではないかと思ふ。それは民間に求めただけではだめだ。役所そのものが、政府そのものがそういう考え方でやっていかなければいけないのではないかと。

そういう前提に立つて、次は厚生省、この規制緩和の問題で、規制緩和でも、厚生省の中では特に一括する問題ではなく、安全上の問題の規制あるいは経済関係の問題の規制、それぞれ分ける必要があると思ふ。

そういう中でも、現在外国から批判の強い中で輸入検査の問題があるわけでありすけれども、諸外国から日本への輸出を阻害している、こういう指摘をされている中で、例えば食品等の輸入では、食品あるいはまた付加物や器具あるいは容器、こん包等の輸入をしようとする業者は、厚生大臣に届けを出して、税関はその検査に対する輸入届け書の提出がなければ輸入を許可しないという状態で飲食できるものやあるいはまた調理によつて飲食できるもの、国内において食品製造業者の

加工による原料等のものがあるわけでありす。器具等においても同様であります、しかし、今それがすべて一律の法律によつて行われているところに大きな問題があると思ふ。

私は、目的等々によつてはその範囲を縮小したり、あるいはそれぞれの項目によつてそれぞれの法の目的や規制の目的というものを分けるべきではないか、こんなふうに思ひますけれども、この辺はいかがでしょうか。

○北川政府委員 先生御指摘の、食品の輸入の問題についてでございますが、食品というのは、基本的に言えば安全、しかし非常に大勢の人の口に入つて直接健康にかかわる、こういう性格を持つておるわけでございます。

法的には、食品及び食品添加物、器具、容器包装等を輸入しようとする場合には食品等輸入届け出書を届け出る必要があつて、これはいろいろ食品の種類あるいは食品以外の容器等、それぞれ安全性の問題についていろいろなレベルがあるわけでございますが、届け出というものはその最初の最小要件ではないかと我々は考えておるわけでございまして、この届け出を受けた上で、非常に危険性のあるものあるいは衛生上問題のあるもの、こういうものについては綿密な検査をする、優先的に検査をするというふうなことをやっておるわけでございます。

ただいま先生御指摘をいただいた点につきましては、制度の上からも、本年七月三十日に決定しました「市場アクセス改善のためのアクション・プログラム」におきまして、一部の食品の製造原料について届け出を不要とする措置をとるほか、器具及び容器包装、缶詰、瓶詰等衛生上の問題の少ない食品については、初回に届け出後一定期間に届け出を必要としないという等の措置を講じておるところでございます。

○田中(農)委員 いずれにしても、それぞれ継続的な輸入という問題、こういう点については、やはり時々チェックは必要かも知れないけれども、

も、その都度認証がなければならないということであつては、やはり今指摘をされているような輸入の妨げになるだろう、こういうことも言われまじし、極端なことを言えば、そういう害に侵されないうなものは一回で後は必要ないんじゃないか、私はこんな気がします。瓶詰あるいは缶詰はそれそれ最初のチェックをされれば、後はそれそれ継続的に輸入されてくるものについては、まあワインの事件があるから云々じゃないんですけれども、しかしそういうことは別にして、開放すべきじゃないかと思ふのですけれども、そういう点はどうか。

○北川政府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、一部の食品製造原料については届け出が不要になるとか、あるいは先生今御指摘になられたんですが、缶詰、瓶詰等あるいは器具、容器包装等特段の問題のない食品等については、届け出を初回だけは届け出るけれども、その後の一定期間に限り届け出なくともよろしい、そういう方向に持っていくこととしておるわけでございます。

○田中(農)委員 いずれにしても、これからそれぞれ多岐にわたつて要請が来ようかと思ひますが、これらについてぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思ひます。

次に、建設大臣がせっかく来ておりますので、建設省関係について御質問をさせていただきます。まず建設省の関係であります、特に建設の場合において、例えば一つの都市計画法あるいは最近の俗に言う線引きの見直し等の問題ではそれぞれ検討はされておりますが、私は、建設関係においては、いま少し許認可権限の移譲を各市町村にすべきではないか、こんなふうに考えております。

これは調整区域にしよう、それは自分の税金対策の中で大体やつてしまつた。それが今日コンクリートされているために、都市計画に大きな問題が起きていくというものが実態であります。その後少しづつ見直しはされようとしておりますけれども、抜本的な方針がない。例えば駅から何キロまではそういう形の中で見直しをしようとか、幹線道路、国道や地方道何メートルについて線引きの見直しをしようとか、そういう具体的な考え、取り組みがされてない。こういうところに大きな問題がある。

今建設省が指導しているのは、例えば調整区域でも五ヘクタール以上あればそこは市街化として認めよう、こんな話でありますけれども、現実にはそういうことはなかなかできない。こういうこととありますから、ただそういう一つの思惑的な、あるいはまたそういう実効のない一つの法的な問題というものをもう少し緩和をしてみたい、あるいは権限の移譲を、それぞれの知事や指定都市の市長くらいであればそういうことをやつてもいいんじゃないか。まずこれらについてお聞かせをいただきたいと思ふのですけれども、これは建設省の考え方を聞かせてください。

○牧野政府委員 いろいろお話がございましたが、権限移譲の関係について申し上げますが、お話のとおり、四十三年に新都市計画法になる前は、御承知のとおり都市計画は形式的には全部国が決めることになっておつたわけです。ただ、国となつておりました、実際上は市町村が原案をつくつて、都道府県経由でやつておつたという実態がございます。そこで、四十三年に新都市計画法を決めます際に、その実態をも踏まえて、だれが都市計画を決定するかということにつきましまして、これは都道府県知事、市町村というふうに決めたのであります。

先生お話しのとおり、当然いい町をつくるというための計画でございますから、市町村が重要な地位を占めるというのはこれは当然だと私は思ひます。ただやはり、都市計画を一々の町でやるの

ではなくて、より総合的な観点から決めるものもございまして、あるいは広範に影響を及ぼす事業のものもございまして、あるいは国道等、言ってみれば骨格的な施設もございまして、そこでそういうものにつきましては、一応知事の都市計画決定権限というふうにしたわけでございまして、

ただ、たゞいま例示にもなっておりますが、線引き等につきましても、お決めのものはもちろん市町村でございまして、知事がお決めのになります都市計画も、すべて原案は市町村から起案をしていいますか、原案を起して上げていただくというふうになっておりますし、法律上も知事が都市計画決定をするときには市町村の意見を聞くという趣意を明記しております。そういうことで、御指摘のとおり、市町村の意見というのは大事だと思っておりますが、十分反映されるようなシステムに一応なっておりますというふうに考えておる次第でございます。

○田中(慶)委員 今答弁いただいたんですが、はっきり申し上げて現実にはそうならない。ですから、その辺を明確に責任の分担をしない、してもらいたい。私は申し上げている。私も都計審のメンバーを少なくとも十年やってきて、問題になっているんです。特に首都圏において、それぞれ線引きの見直しをしてくださいますと、建設省は内閣拡大のためにしなさい、しかし知事がつちりしてきて、かきつ類がおかしなことをして、やうとそこをいまして線引きの見直しをしたらどうだという話が出てきて、現実にはそういうことができない。そういう点で、それぞれの分野の権限の見直しというものは当然すべきだと思っております。ですから最終的には、じゃあと言つて、それぞれの市町村が県へ上げたところで、そこでまた建設省と農水省の綱引きがあつて、現実には線引きの見直しができないんです。現実には総務長官、そうなんです。やはりもっとそういう点で、この際だからそういうものも含めて整理をして、権限の移譲できるものではないか、あるいはまた、他省庁間との調

整はできるにしても、その主体性を完全にどこに置かうかということ。片方は線を少なくするのは嫌だと言つて守る、片方は何と宅地を開発して安いのを提供していい町をつくらうとしていろいろやるうとする。お互いに縄張り争いを現在していることは事実じゃないですか。こういうことを含めて、やはり見直しをすべきところは見直しをして、権限の移譲を明確にしない、私はそういうことを言つてゐるわけですから、そういう点についても一度考え方を述べてください。

○田中(慶)委員 線引きの例で申し上げましたけれども、例えば今度の問題は、内閣拡大という前提でこれらの規制法の緩和の問題があるわけですね。そうしますと、じゃ宅地開発要綱はどうですか。各市町村によってみんなばらばらでしよう。開発指導要綱があつてみたりあるいは開発規制要綱があつてみたり、みんなばらばらにわかつていじやないですか。一つの大きな団地を開発しようとする、事前協議から始まり、そして指導、そして申請をされ、認可をされ、それだけで少なくとも着工まで三年から四年かかります。この四年の中で金利もかかっているわけですよ。一年縮小すれば土地は大体二〇%安くなるのですよ。もっとぜい肉を取つてやるならば、安くいい土地を消費者に渡すことができるのです。それをどういう形でみんな上乗せをしている。これについて建設省、どう思ひますか。

村と都道府県と両方にいろいろ協議をして、大変関係部局も多いというふうなことで、そういう点でもうちょっと事務処理が迅速にできないかというところで従来からも指導いたしておりましたけれども、今後はもうちょっと具体的に、こういうふうな手順で審査、協議をやつたらどうかというふうなマニュアルをつくつて具体的な指導をしたいというふうに思つております。

この線引き制度というのは、大変恐縮でございますが、大きく言えば、限りある国土を都市的な土地利用を図るかあるいは農業的な土地利用を図るか、もちろんそれ以外にもございまして、そういう二つの土地利用を図る上での指標というふうに区分けに使つておる制度でございますから、当然それぞれの関係する分野で話し合ひなり調整が行われるのは事実でございます。そういう調整をした上でやるわけでございますが、やはり線引き制度のような骨格、根幹にかかわるものは一応権限として知事、ただこれも、先ほどちょっと簡略に申し上げましたが、私、知事が決定権を持つてゐる都市計画につきましては市町村が発案と申し上げましたが、これも現在はそのようでございますが、従前は線引きについては一応原案を知事の方で、いろいろな指導をございまして、ただしこれは五十七年から市町村の方で案を上げるといふこととにございまして、ただ、上げたものを全部するかどうかというの、やはり決定権限のある知事さんがいろいろ総合的な御判断をするところではないかと考えております。

○清水(達)政府委員 宅地開発指導要綱、それぞれの市町村がそれぞれつくつておりました、中には行き過ぎたものもあるというふうな御指摘についてはそのとおりでございます。従来から建設省といたしましては、自治省と協力して行き過ぎは正に努めておるところでございます。特に昭和五十八年には宅地開発等指導要綱に関する措置方針というふうなことで、具体的な施設整備水準の行き過ぎなどの是正を求める通達を出しまして、今努力をしております。

○清水(達)政府委員 具体的な千葉県とか神奈川県とか、今そのデータを持っておりませんが、建設省が各都道府県に照会をしまして調査した結果では、全体としては、例えば事前協議、それから開発許可申請六カ月未満というものが大体六、七割ぐらゐるというふうな状況になっておりました。一年を超えるものというのはパーセントとしてはそんなに多くない。ただ、ひどいものは先生おっしゃるようなものもあるのは事実でございます。

それから、開発許可の期間が非常に長くかかって金利負担がかさむという御指摘でございますが、正式の事前協議とかあるいは開発許可の申請がなされてからの処分がなされるまでの期間の調査をやつていきますと、そんなに長くかかる事例は多くないわけでございます。もとよりそういうところは公共団体が開発はさせたくないというふうなところがあるところであるとかあるいは埋蔵文化財の問題があるとか、そういうふうなところについてはかなり長期を要しておりますけれども、事前協議等に乘るものについてはそんなに長くかかっておりません。しかしながら、市町

○清水(達)政府委員 具体的な千葉県とか神奈川県とか、今そのデータを持っておりませんが、建設省が各都道府県に照会をしまして調査した結果では、全体としては、例えば事前協議、それから開発許可申請六カ月未満というものが大体六、七割ぐらゐるというふうな状況になっておりました。一年を超えるものというのはパーセントとしてはそんなに多くない。ただ、ひどいものは先生おっしゃるようなものもあるのは事実でございます。

○清水(達)政府委員 具体的な千葉県とか神奈川県とか、今そのデータを持っておりませんが、建設省が各都道府県に照会をしまして調査した結果では、全体としては、例えば事前協議、それから開発許可申請六カ月未満というものが大体六、七割ぐらゐるというふうな状況になっておりました。一年を超えるものというのはパーセントとしてはそんなに多くない。ただ、ひどいものは先生おっしゃるようなものもあるのは事実でございます。

先ほど申し上げましたように、できるだけ迅速化を図るよう努力をしたいと思ひます。

○田中(慶)委員 四十六課をどんな形で六カ月で回れるのですか。ですから問題にしているんですよ。それは役所はそういう答弁をするかもしれない。じゃあそれだったら、あなたの方でそれぞれこの業界にアンケートを出してごらんない。こういうことですから、やはりもう少しせいぜい肉の落とせるものは落とさなければだめなんです、はっきり申し上げて。そうでしょう。

では、都計審を見てごらんない。都市計画決定、最終的には建設省に上がってくるでしょう。あなたの方で決定された都市計画決定が、せっかくなので決定されたものが、現在それをそれぞれの都道府県で着工されているのは四〇%以下ですよ。都計審で審議をして決定された、下手をするとうるうるものが、宅地開発もあるでしょう、道路計画もあるでしょう、河川計画もあるでしょう。しかし道路計画なんというものは四割以下ですよ。こういうことを一つ考えても大きなネックになっていることは事実なんです。もう少し認識を新たにしながらも、これらのチェックをされて、そしてもっと回転を速くすることによって内需も拡大できるわけですから、その辺をもう一度述べてください。

○清水(通)政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、従来からも指導いたしておりますけれども、なかなか徹底しない、依然として批判が絶えないという実態にございますので、今度は具体的な事務処理のやり方をマニュアルにして第一線に流そう、そういうことによつて効果を上げたいというふうに考えております。

○田中(慶)委員 これはぜひマニュアルをつくつてそれでやっていたければ、もっと安い宅地でもっと内需の拡大ができるし、ぜひ肉が取れると思ひますので、ぜひお願いします。

また、例えば許認可の問題でいろいろな問題があるわけですが、こんな話を聞いたことはありますか。五十ヘクタールの宅地開発をしよう

とすると、許認可の書類だけでもダンボールが二十箱ぐらい要するので、図面から何から全部で、開発許可がおりるまで。あなたがマニュアルをつくるというんだからもうそれ以上言いません。だけれども、そういうことが現実なんだから、そういう点で今いろいろ問題で指摘を申し上げましたけれども、現実なんです。そういうことを含めて徹底してこれをやらなければだめ。例え建築基準法一つあつても、建築基準法というのは全体に全国一括ですけれども、それぞれの市町村によつてそこには上積みされているわけですよ。基準法だけではなく、日照の問題も出てくれば道路斜線、北側斜線、みんなそういう形で全部ぶつてきています。だから、そういうことを含めて指導方をもっと強硬にしなければ、あなたたちがすばらしい考え方を持っていて、それはできないんじゃないかと私は思ふ。

もう一つ、例えばこんな例があるんですね。千平米くらいの宅地開発、ミニ宅地開発をします。そうすると、その前提条件としてそこには遊水池というのか、この表現がいかにどうか、とにかく調整池みたいなものををつくる。そして河川が改修される。これは下水が入るまでということでは役所は指導するのですが、全国的に調整池というのは水害防止のために指導していらつしやると思ひます。しかし河川が改修されても、下水道がオーケーになつても、一度決めたものは、その調整池は解除しないのです。しかしそれは個人のものなんです。税金も払っているのです。こういう問題点が幾つもあつて、その際だからぜひやっていただきたいと思ふのです。そういう例を申し上げるならばまだ幾らでも出てくるのです。

ですから、そういう点で、例えば大きな団地等で考えてみますと、一つの団地を造成するのに、道路をつくるのはしょうがないにしても、公園も、学校用地も、さらには代替用地としてそこに公共用地をとるわけです。ですから、宅地をつくるために拠出をするというのか、全体的なそういう

ものが最近非常に多くなつてきている。ではそこに住んでいる人たちが現実にどれだけ利用できるのかという、わずかに一〇%くらい。下手をする、あと九〇%以上のものは、行政がやらなければいけないものをみんな民間が肩がわりしている。ですから最終的には消費者が高い物を買わされている。内需拡大どころではない。こういう問題があるのです。

建設大臣、今一連の話を申し上げましたけれども、この辺についての考え方を述べていただきたいと思ひます。

○本部國務大臣 今いろいろ御指摘いただいたわけですが、局長からも、マニュアルを策定しまして迅速な処理に努めるということをご答弁申し上げました。

こうした一連の指導要綱とか開発に取り組む事務処理の問題につきましては、周囲の環境の問題とか防災問題とか、住民の立場に立っていろいろな指導というものをかなりしていかなければならないというようなことを考えてみまして、役所は役所なりに一生懸命努力はされていると私は思ひます。しかし、今御指摘のありましたように、もう少し簡素にして迅速な処理をするということが当然時代の要請であり、行政はそういう方向で取り組んでいかなければならぬ、そういうふうに考えていますので、そうした点等をよく踏まえまして、私も真剣に検討し、指導してまいりたい、かように考えております。

○田中(慶)委員 大臣から御答弁いただいたように、ぜひこの問題は、特に直接内需の拡大に影響する問題が相当ありますので、もっとも本当に、皆さん得意のスクラップ・アンド・ビルドでやってください。私は本当にこれはもう半分以下でいいと思ふ。私もいろいろなことをチェックさせていたいて、半分以下でいいと思ふ。ですから、そういう点を含めてぜひお願いします。

次は、通産大臣がせっかくお見えいただいておりますので、質問をさせていただきますと思ひます。

す。通産大臣には、輸出の規制について、この関連を含めてお伺いしたいと思ふのです。

例えば現在の輸出検査法という法律がありますね。これは昭和三十三年に制定されたものでありますけれども、私はその法律の趣旨というものは既にクリアをされているのではないかと思ひますが、当時の考え方もまた現在に至つては大きく変わり、そしてその輸出検査法の成果というものはもう十二分に発揮できているのではないかと思ひますけれども、これらについて冒頭にお答えをいただきたいと思ひます。

○黒田(真)政府委員 お答えいたします。輸出検査法は昭和三十三年に、輸出検査を行うことによりまして輸出品の価値の維持及びその向上を図り、もつて輸出貿易の健全な発展に寄与するという目的でつくられたものでございまして。その当時、安からる悪からうといったような批判も一部にございましたので、相当広範囲な品目を指定いたしました。それから、定められた基準に適合しないものは輸出させないというような措置がとられたわけでございます。一時は日本の輸出の四割を超えるほどのものを対象にできたということでございます。

しかし、その後企業の技術水準というものは著しく向上いたしてきておりますし、また日本の輸出品の価値というものは極めて良好であるという評価を世界的に得るに至りましたことは大変喜ばしいことだと思つております。したがって、私も、そういった業界の実態の進展に際しまして、これらの輸出検査対象品目を逐次緩和するという措置を今日まで講じてきたところでございまして、既に輸出全体に占める輸出検査対象品目のカバレッジというものは七〇%程度というところまで下がっておりますし、品目の数え方というものはいろいろございまして、五百ばかりの品目が現在は百四十品目というふうになつております。

ただいま一般的に申しまして、ここまで日本の技術が上がつたのにまだ政府が手を加える必要が

あるのだからという御指摘はあるわけでございまして、日本の経済界等からもそういった御意見があることは私も十分承知しておるわけでございします。ただ、私も検査を実施しただけでございします立場から申し上げますと、実は相当有名な商品、既に日本における評価が定着したと考えられる商品、しかも比較的私も承知しているような企業でございまして、この検査におきまして基準に適合していない不合格品というものが実際に生じているということがございます。この理由をいたしましては、やはり時間がたてば当然のことながら品質管理が徹底して、品質も安定し、そのようなことが起こらないというところは当然期待できるわけでございしますけれども、新しい製品を開発するような場合には当然少し無理がかかってくる、あるいは部品の点数、工程数が増加するということもございします。私も、私どもが期待している一般的な考えに照らして、私どもにまで達していない品目も一部にあるわけでございまして、今直ちにこの輸出検査法というものを廃止する、あるいは輸出検査品目というものをなくしてしまうというわけにはいかないのではないかと思っております。

しかし、冒頭申し上げましたように、逐次こういった対象というものを減らしていくべきであるという必要については十分理解しておるところでございまして、行政改革の大綱等におきまして、今後三年間において三十品目を削除しようという計画をつくってこれを推進しているところでございします。

○田中(慶)委員 努力はわかりますけれども、日本の品物というものは国際的に評価をされ、もうここまでいろいろな形で、少なくとも自主検査を含めて独立してやれる段階にきていると思うのです。日本の品物は、対外的にいつてもその製品、品質というものは高く評価されているでしょう。ですからそういう点では、自由経済の中で国際的に十分に競争できるそれだけの体質を持った企業であり、製品だと私は思っております。今

おっしゃられていることは、逆に過剰指導である。ですから輸出が、あるいはまた輸入がというときに問題が出てくるわけです。

例えばカメラや時計等の問題で、同じく輸出検査をやつてますでしよう。なぜしなければいけないのか。当時は時計やカメラというスイスのものが一番いい。今アメリカへ行ってもあるはまたどこへ行っても、日本の時計、カメラというものは高く評価されている。そして現実、されているじゃないですか。独立できるんですよ。それも抜き取り検査でやつて、なおかつそこには、全個にそれぞれの検査料として料金を加算されているわけですから。ここに大きな問題が出てきているわけです。極端なことを言えば、抜き取り検査をしているのならばその検査分だけ手数料として払えばいいのでしよう。全個に検査料をかけるというじゃないですか。そしてそのお金をちょうだいして、それは先ほどの答弁にもあったように、あるいはまた私どもの和田委員の代表質問の答弁にもあったように、別会社に現実には払われている。それは天下りじゃないですか。私は、この制度やあるいはまた輸出検査法そのものが所期の目的を達成されてもそれを廃止できないというのは、天下り先を確保するために廃止できないんじゃないかな、こんな感じを持つ。現実にはそういう批評がされているんですよ。現実にはそういう評判が立っているんです。そういう点で、これらについてどう考えているか。

まして、これから中小零細企業が物を輸出しようとするときに、ドル高でなくとも円高になっているのです。二割高になっているのです。そして、なお検査料金まで出さなければいけない。こういうことであつてはいけなかつたと思うのです。むしろみずから品質保証を作成をして、その信頼のもとに、できるだけそういう間接的な経費をかける意味でもこういうことは廃止すべきじゃないかと思ひますけれども、答弁を願ひたいと思ひます。

○黒田(真)政府委員 天下り先となつてい

はないかという御指摘がございましたので、まずその点からお答えいたしますと、御指摘になりました時計及びカメラにつきましては、それぞれ輸出検査品目で検査協会というようなものがございしますが、例えば時計検査協会の四十名の常勤役員のうち、私も通商産業省出身した者は二名でございします。カメラ検査協会、百十四名の常勤役員がおりますが、通商産業省出身の者は一名でございまして、現に私どもの出身者がいるというところは事実でございしますが、天下り先というにしてはそうたくさん行つていっているわけではないという事実をちょっと申し上げておきたいと思ひます。

それから、抽出検査をしていながら全部の商品から検査料を徴収しているではないかという御指摘の点でございしますが、これは確かにそういうふうなことだと言ふこともできますが、むしろ輸出貨物全体が輸出をする前に検査を受けなければならぬ。したがって、すべての品目が輸出検査を受ける対象になっているわけでございします。

その検査の仕方として、一番初歩的な段階では全数の検査ということが行われ得るわけでございします。しかし、先ほどの御議論にございましたように、品質管理が非常に徹底してきておりますので、必ずしも全数検査を行う必要がなくなつてくる。そこで、その中から抽出を行うことによつて全数の推定をするという統計的な手法が導入されていることは御承知のとおりであります。その際、輸出検査の対象は全品目でございますから、そういう意味で全品目からいただくということになるわけでございします。

ただ、一つ申し上げておきたいと思ひますのは、会社、企業側自身の品質管理によりまして不合格率が低下する、品質管理が確められてい

先ほど、輸出検査というものが若干余計なことではないかという御指摘もございましたが、今日におきましては、品質を維持するということが輸出におきましては、何よりも重要なことでございまして、既に相当長期間にわたつてこの輸出検査制度が定着いたしておりますので、企業の検査体制、品質管理体制の中にうまく組み込まれて、第三者によるチェックということで十分活用されているのが実情である、かように理解しているところでございします。

○田中(慶)委員 限られている時間ですから要領よく答弁してください。

私がお願ひしているのは、こういう時勢であり、QC活動がこれだけ徹底してきている中で、この制度はもう不要になつてきているのではないかと、抜き取りをやつていられるにもかかわらず全品目に対してその機械の使用料をかけることはおかしいじゃないか、まして円高になつてきているときにこういふことをやられること自体がおかしいとはつきり申し上げておるわけです。そしてその機械の使用料はどこに入るのですか。例えばカメラならカメラ、五十万台ロットで輸出しますね。五十万台に対して一台当たり二十三元で一千五百万円、払っている四〇%が機械の借用料として払っているじゃないですか。あとは協会に対して委託料として払っているじゃないですか。もうこういうことは要らない。そういう時代じゃないのです。まして、自由経済の中でお互いに企業の存続をかけて命をかけてやつていられるのだから、あなたたちがそういうことをすること自体がおせっかいなんです。そういう時代になつてきている。ですから、こういうことは廃止すべきじゃないのです。業界もそういうことは迷惑だと言つてい

います。何か迷惑なことをしなくたっていいじゃないですか、独自在にそれだけ成長してきたのですから。この辺は大臣から答弁してください。

○村田国務大臣 輸出検査法が制定されましたから大分限がたちまして、だんだん縮減をしていっているという方向は黒田局長から申し上げたと

おりでございます。

今の田中委員からの御指摘もよくわかるところでございまして、今後そういった趣旨で漸次品目を減らしていくという観点でございます。例えば五十五年には百六十三ありましたが、六十年には百十八というわけで、五年間で三割削減をしておりますし、また今後も、六十年九月の行政改革大綱によって輸出検査品目数について整理・縮小基準が設けられているわけでございまして、これを中心にいたしまして三十品目程度、昭和六十年年度以降三年をめどに指定貨物から削除するというところで検討を続けてまいります。

○田中(慶)委員 大臣がそういう答弁をしているので、あなた、それぞれの変化に対応するのが行革の精神じゃないですか。昭和三十一年です。何年たっているのですか。何もここで骨と骨をつくれと言っているのじゃないのです。情勢の変化に対応するのが日本のためなんですよ。そういう点で、先ほどのような答弁でははっきり申し上げて納得しないのです。天下り云々に對してあなたが言っているけれども、輸出検査法にかかわるところだけでも、例えば日本時計検査協会とか四つあるでしょう。そんなことを指摘すると切りがないわけですから、そういう点を随時直していかないと、幾らそういうことをやろうとしたってできませんから、迷惑だと言っているのですから、何も役所がいつまでもそんなことをやる必要がないのですから、このことも含めて随時というよりもできるだけ早くやってください、それだけ言っておきます。

次に、また同じような形にならうかと思えますけれども、今度の規制の中で、やはり同じような安全確保のためにという規制と経済活動の活性化を図るためにという規制と、その規制を分けるべきじゃないかという二種類のうち、SマークとSGマーク、すなわちセーフティマークとセーフティグッズマーク、こういうものが安全の一つの目安になっておりますけれども、ここにもやはり大きな問題が出てきているのではない

かと思えます。例えばSマークは、人体に危害を与えるおそれがある特定品目、八品目についているわけでありまして、実際には四品目、家庭用の圧力なべとか乳児用のベッドとかローラー・スケートとか登山用ロープ、こういうものになっているわけですね。これも安全協会に委託して製品の検査を行っているところであります。すなわち、安全基準は認定基準と全く同一というように感じて受け取らざるを得ないわけでありまして。消費者は、Sマークが正しいのかSGマークが正しいのかわからない、これが実態ではないかと思えます。そういう点で、私はむしろ、Sマーク、SGマークは一本化した方がいんじゃないかと思うのですけれども、まずその辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○松尾政府委員 ただいまの御指摘でございますけれども、先生も述べになられましたように、Sマークの方は消費生活用製品の中で、構造、材質、使用状況等から見まして、一般消費者の生命、身体に特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品につきまして、国が審議会にも図りまして特定の製品として指定した製品につきまして、安全基準も国みずから定め、確かに一部検査につきましてはおっしゃいましたように代行業務を安全協会に行わせる等のことはございましてけれども、国が検定あるいは登録、型式承認を行いまし、製品の安全についてその確保を図るべく国の立場を明確にして進めている制度でございます。

他方、SGマークの方は、認可法人でございまして安全協会が自主的に選定した製品につきまして、また安全基準に相当いたします基準も民間側において自主的に定めて、協会がその基準に適合しているものとして認定した製品にマークを貼付するような仕組みになっており、この点については、特にSGの方は消費者が安全な品物を買ふ際の判断の指標として定着するとともに、製品の欠陥による被害者救済の円滑化に貢献する役割を果たしてきただけでございまして、翻って、先ほど申し上げましたSマークの方については、

消費生活用製品安全法に基づく国の規制、すなわちSマーク制度が安全性の確保に貢献してきたという意味において、危険度の差に応じた規制の対応の差を背景としたものと御理解をいただきたいと思います。

○田中(慶)委員 私は、その精神なり能書きを聞いているのじゃないのですよ。一緒にしたらどうだと言っているのです。いいですか。それでは、あなたが言っているにもかかわらず、ことしの六月二十五日に、Sマークがついた乳児用のベッドで生後六カ月の赤ちゃんが口と鼻をふさいで死んでしまったというじゃないですか。そうでしょう、現実にそういうことがあるじゃないですか。ですから、私は、そういうことを含めて、そういう決めたものは時代とともに変化をするんだから、ここで一本化したらどうだと言っているのです。あなたがおっしゃる意味はもうわかっている。しかしSマークがついているでしよう、Sマークがついていて死んだときは死ぬんですよ、はっきり言っています。ですから、Sマーク、SGマークというのはもうぼつぼつ統一をして考えるべきじゃないか、あるいは極端なことを言えば、自己認証制というものをもうとて厳しく取り入れて、そこで行くべきじゃないかという私の考え方を申し上げておるのです。何も紋切り型にその精神や生い立ちを述べられたってしょうがない、そんなことは知っていて物を申しているのだから、その辺もう一度聞かせてください。

○松尾政府委員 先生の御意見、まことに御示唆に富む御意見とは承りましたけれども、やはりSマークの製品につきましては、国が責任を持って安全基準を定め、危険のある、特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品についての対応を図っていくべき制度でございまして、今回法案を提出して御審議を賜っておりますように、その中にできるだけ自己認証制度を取り入れてまいりたいという考え方は取り入れているわけでございまして、

他方、SGマークの方については、先ほど来申し上げましたように民間の自主的な活動として、幅広い品目について消費者の購買選択の判断指標あるいは被害者救済の円滑化という観点から進めているものでございまして、できるだけ民間の自主性を尊重しながら、ただいま申し上げたような目的を達していこう、こういう制度でございまして、

ただし、両制度については御指摘のように関連するところも多々ございまして、したがって、両制度については、今後とも関連性についてよく留意しながら適切な運用を図ってまいりたいと思っております。

○田中(慶)委員 最後に大臣に答弁いただきますが、いまだ少しあるので少し待ってください。

いすれにしても、こういう一連の問題、Sマークが国の安全基準で、生命は大切だ、確かにそうかも知れないけれども、それで死んでしまったらどうしょう。ですから、SマークもSGマークもあるいはまた自己認証制度も、そういう事態なんだからもう少しちゃんとしなさいと申し上げているわけですね。何もそのものが張ってあるからすべて完全に保証されるというわけじゃないのだから、そういう点では逆に、民間のいいものを、SGマークでもそういうものを含めて取り入れていく、もうそういう時代であろうということを申し上げているわけですね。

次に、これは通産と国税に關係する問題でありますけれども、例えば輸入品の問題、特にお酒の問題で、先ほど指摘をされたようにワインやそういう問題、現実には入ってくるより日本国内の単価が全然高い、五倍も十倍もある。あるいは高級品と言われているヴィンソンのバックとか、何でもそういうものが、輸入業者から入ってくるときには例えば一円で入るとしますでしよう。一万円が入ったものがデパートに卸すときには一万四千円くらいになるんです。デパートが消費者に売るときは完全に二万円になっていくんです。ですから、こういうことを含めて、むしろこういうところ流通のめどや行政指導を通産がやら

なければ、幾ら片方でアクションプログラムを一生懸命やったところで、そういう問題があったのではならぬと思います。そういう点で、この一連の問題について、今申し上げているような問題について、これは大臣で結構ですから答弁していただきたいと思います。

○村田国務大臣 田中委員にお答え申し上げます。

先ほど来の御質問の趣旨はまさによくわかるんです。行政合理化そのものが、ここに後藤田長官おいでになります、いわゆる小さな政府をつくる、そして民主的な効率を上げるといふ趣旨であり、その趣旨から御提案をされたという趣旨で、その問題については、田中議員の真意は非常によくわかります。こちらで承っておりますが、よく考えていらつしやる、こう考えておつたところでございます。

ただ、行政の合理化という意味では、これを一挙にやってしまうと、国民の安全に関する問題その他、万一事故等が起こりましたとき非常に大きな問題になる可能性もございますし、政府のサイドから言いますと、自由な発想からおつしやつたことをすぐにキャッチャーとして受けとめかねる点もあるものでございまして、御趣旨はよくわかりますので、そういった御趣旨を体して検討してまいっており、また今後も続けてまいりたいと思っております。

○田中(慶)委員 いずれにしても、これからの日本のそれぞれ貿易やあるいはまた輸入輸出のいろいろな問題を含めて、通産大臣の取り組み方によっては日本の景気もよくなるし悪くなる、あるいはまた外国の非難もこうむることもあるでしょう。そういう点では、一番本当のキーポイントはあなたの今おつしやられた一言に尽きると私は思いますので、根強い官僚社会で大変だと思つていただいても、ぜひ頑張ってやっていたいただいことがあなた自身のためであり、また日本のためであり、すから、その辺を含めてお願いしたいと思つております。

国税、酒の問題でお酒があんなになぜ高くなるのか、やはりこの辺も批判をこうむつていふので、簡単に結構ですから、こういう問題を含めてお話を、ただん時間追つてきていふので、先ほど分けておりましたけれども、お酒類というところで答弁をいただきたいと思つております。

○村田政府委員 今回、輸入酒類の流通実態調査をいたしました結果、御承知のとおりウイスキーにつきましてはいろいろと言われております。輸入業者も流通業者だといふふうにとらえてみますと、スタンダード物、四千円程度のウイスキーでございまして、輸入業者のとり分が八ないし一二というところですが、輸入業者の高級ウイスキーになると輸入業者のマーキングが三五千から四五、こういうような実態になっております。これにつきましては私も調査をいたしましたところによりますと、一つは、輸入業者がマーケティングあるいは広告宣伝、販売促進活動、そういった販売活動を海外のメーカーにかつて行つていふ、これは国産でございましてメーカーが主になってやるものでございまして、そういうようなこと。あるいはFOB価格の変動ですとか為替レートの変動等のリスクを負つていふというようなこと。さらに、一部のものかもしませんけれども、商品の差別化あるいはブランドイメージ維持向上、そういうようなことを考えて高価格政策をとつていふというふうなことも思つておられます。

卸、小売のマーキングについては国産品と比べましてわずかに差がある程度でございまして、これはその取引のロットが小さくて商品の回転率が低い、したがって金利等の販売コストが割高になる、そういうことのために若干の開きがある、こういうこととございまして。

いずれにいたしましても、内外の関心が強い物資でもございまして、かねてから輸入業者に対しては適正な価格を設定するよう指導をいたしていただいておりますけれども、今後これが、今度の流通実態調査はアクションプログラム

に従つてやつたわけでございますが、物価安定政策会議の政策部会に輸入品の流通等に関する専門委員会、ここで検討が行われ、本年度末をめどに政策部会の意見または報告が出来るということになっております。そうしたことを踏まえまして、必要に応じ適切な指導をしてまいりたい、このように考えているところでございまして。

○田中(慶)委員 適切な指導をするというのですからそれ以上のことはなかりと思つていただいても、いづれにしても、輸入業者だけではなく販売の段階でもそういう問題が出てきているわけですから、例えば今のお酒の問題、小売でございども、輸入される時点と販売する時点で恐らく三割以上のアップということがよく言われる。ですから、現実には向こうから輸入してきて消費者に行かぬ段階までには、三段階から四段階になつていく。そういう点で非常にアップされていふ。倍倍じゃないでございども、そういう形になつていふので、いまだ少しその辺の指導をしていただかないと、特に酒類はいけないうるじゃないかと思つていふので、よろしく願ひいたします。積極的にやるというところでございどもあります。ただ問題は、通産大臣よく聞いておいていただきたいの、お酒ばかりじゃなく高級品と言われるものは、特に高級品と言われるもの、輸入業者が幾ら一生懸命努力して安く仕入れてきても、その品物を全部吐き出さなければいけないものから、大手のデパートに売りますでしよう、デパートが四割、五割掛けて売るので、はつきり申し上げて、そのかわり買ひ取り制だ。ですから、買ひ取つていただくからというところで売るのであれば、四割、五割です。ですから逆に仕入れた時点で調整してしまふわけですね。一万円で入つたものを一万四千円に逆上げてみたり自分で自己調整をそこでしてしまふところ、物が高くなつていふ。現実には私のところにいるこういう資料をちょうだいして私も驚いたわけですね。こういうことを含めて通産大臣、一生懸命やられて

もこういう問題があるから、ぜひいまいちそういう点をチェックしておいてください。これは要望しておきます。

通産大臣お忙しいのでしようから、あと私はほかのことになりますので結構でございます。

次に航空関係、運輸関係について質問したいと思います。特に、行革の一連で専売公社、電電公社あるいは今国鉄の問題が取りだされておりますけれども、今般日本航空の完全民営化の音が高まつていふわけでありまして、これらについて見解を伺つておきたいと思つております。

○西村政府委員 日本航空株式会社は昭和二十八年、特殊法人として設立されました。この特殊法人として設立された理由は、今日考えますと既に十分にその目的を達してきているという基本的な認識がございまして。

これは、当時競争の激しい国際市場の中で本邦企業が各国と伍して発展していくためには、当時の日本としては一社に路線を集中し、そしてその会社を政府が強力に助成をするといふことで国際的な発展を期してきたわけでございますが、今日の日本航空は、有償の旅客キロ、これの国際線では世界一といふところまで達しました。ただ、企業体としてはまだまだ世界的には大きな会社があるわけですが、一応はそこまで成長してまいりました。こういう点から私ども、日本航空が本来の設立の目的をまずその点では達してきたのではないだろうかといふことを基本的に考えております。

また、もう一つの事情として、例えば日米間ではアメリカ側は非常に多数の会社が日本側に乗り入れてまいります。こういった事情に対応して、日本側も複数社でこれに対抗していくといふことの必要性もまた生じてきておりますし、こういった点は、利用者サービスの向上という点から申しまして、複数社制の採用によるそういった消費者利便の確保という視点が強く要請されてきているわけでございます。

また、日本航空が特殊法人として長い間やつて

きました場合に、やはり会社全体として巨大化した点もございませう。今日、世上いろいろと日本航空の企業体質の問題など論じられておりますが、私も、日本航空が自主的な経営を行つていくということが今日の段階において適当なことではないかという基本的な認識がございませう。こういった点から、ことしの九月に運輸省では、運輸政策審議会に「航空企業の運営体制の在り方に関する基本方針について」、これを諮問したわけでございませうが、この中の一つの柱として日本航空の完全民営化ということも諮問しているわけでございませう。ただ、日本航空の完全民営化を行いますにつきましては、航空企業全体の運営体制の中でどう位置づけるかという問題もございませう。そういった点を含めまして現在審議会で審議中でございます。この御結論をいただきましたら、速やかにその方向で措置をしていくというふうな取り組み姿勢でございませう。

○田中(慶)委員 いずれにしても、国鉄も民営化の問題が真剣に問われている時期でありますし、日航だけがこの民営化というものをやれりどうしても避けて通れない、こういう時期に来ていると思ひます。やはり競争の原理というものをいろいろな角度ですることが、安全の問題やあるいはまたそれそれ独立に対する考え方も、甘えではなく、真剣に問われるのではないかと、こんなふうに思ひますので、真剣にやっていたらいいと思ひます。

また、最近の航空行政の中で、先般の日航の事故原因の問題、先ほども調査中であるということとでありますから、それ以上は詰めませんけれども、調査中にして少し長過ぎる。もつと原因をはつきりして、そういうことを明確にしてやる必要があると思ひます。これは墜落事故の問題を申し上げているのです。

また、私は、例えばチェック方法にも問題があると思ひます。今までのプロペラのチェックとジェット機のチェック、そしてサンプリングチェック方式をとっています。それはやはり自

動車だつて今までは二年に一回車検があつたわけですが、今は車検が三年になりましたけれども、飛行機はそういう全数点検はないわけですね。フライト時間が幾らあつても、そういう点での全数点検はない、そういうところから大きな問題が出てきていると思ひます。そういう点を含めてやはり管理体制とかチェック体制を万全にする。ある人に聞きますと、全部チェックすると二カ月かかる、ですから一年のうち十カ月しか商売できないから、それでは営業にならぬからという話も聞いたのでありますけれども、やはり人間の生命というものはそんなものじゃないわけですから、安全輸送確保のためにそういうことをせよやうにいただきたい、こういうふうに思ひます。それけれども、これらについてどう考へているか、お伺ひしたいと思ひます。

○大島政府委員 航空機の整備に關してお尋ねがございませうが、航空機の整備につきましましては、定時整備とそれから構造の点検整備とございませう。定時整備につきましましては、大体航空機が同じであれば同じような方法でやられているわけでございませう。例えば日本航空のジャンボの場合には、飛行三百時間ごとにこれはすべての飛行機について必要な点検を行います。あるいは三千時間ごとにC整備と申しますかなり深い整備を、これも全機について行つてございませう。

ただいま先生御指摘のサンプリング検査につきましましては、機体の構造検査についてサンプリング検査を採用しているところとございまして、これは昭和の全世界の航空機を対象としたしましてサンプリング検査をする、このサンプリング検査の結果のふくあひにつきましまして、また全世界の航空機にこの対策を適用する、こういうような方式、それからさらに、最近ではボーイング四〇大分古い機体になつてきましたので、古い機体に対する特別構造検査を設定するなど、十分安全性を考えた整備をやっているところとございませう。

○田中(慶)委員 いずれにしても、A、B、C、

それはよく存じ上げておりますが、ただサンプリングという問題だけではなく、全世界が云々というところも、先ほども議論があつたように、やはり事故を未然に防ごうという意味では、何もアメリカがこうだからというところも、それ独自の検査方法をやるべきだと思ひますので、今後そうしていただきたい。

時間の関係で次へ移らせてもらいますけれども、飛行機の関係で言うならば、これだけは何ともしてもいいという通行税の問題です。皆さ飛行機の利用がだんだん多くなつておるし、国鉄の通行税というものは新幹線のグリーン車だけ、船は特等、飛行機は全部なんですね。ファーストクラスだつたらわかるのでありますけれども、もうこれだけパブリックになつてきたのですから、一〇%かけること自体がやはり大きな問題ではないかと思ひます。こういう点について、これはどこになりますか。

○瀬川説明員 お答え申し上げます。通行税の性格論から申上げなければならぬと思ひますけれども、世上言われますように、通行税は奢侈課税でございせんので、ことの四月ですか、私ども的大臣から予算委員会においてお答え申し上げましたように、これは通常のものよりも質の高い輸送サービス、そういうものに対する消費に着目しまして負担を求め、こういう種類の租税でございまして、今おっしゃられたとおり、航空機の運賃、それから国鉄のグリーンあるいは船の特等、こういうものに課税しておるわけでございませう。航空機による輸送サービスにつきましましては、今おっしゃられたファーストクラスといひますか、今度でございましたスーパースペース、これに限らないで、要するに近代におきまして最も貴重である時間というものを稼ぐという意味で、他の各種の輸送手段よりは輸送サービスとして質が高いものであるというように我々は考へております。したがつて、航空機による輸送サービスにつきましまして、ファーストクラスにだけ負担を求めるといふことにつきましましてはむしろ適当

ではないと思ひます。最後にありますが、総務庁長官及び経企庁の方にもとめてお伺ひしたいわけですから、これは今度の規制緩和は大々的にいろいろと打ち出してございませうけれども、やはり何と云つても感じられることは、極端なことを言つて中身が余りないのじゃないかな、こんなことを指摘せざるを得ないわけでありませう。やはりこれからの許可あるいはまた認可、検査等々、そういう考へ方だけでも二十一の用途があるわけですから、あるいはまた、中央省庁の許可だけでも一万件以上あるわけですから、そういう問題を含めて行政指導というものを徹底的にやらなければ、本當の意味での行政改革も規制緩和もできないと思ひます。こういうことを含めて、私は後藤田長官にもっと積極的にやつていただきたいという意味で御答弁をいただきたいし、また経企庁には、現在これだけ大だ的に打ち出したのだったら、これだけやればそれだけの効果があるか、こんなことをお聞きしたい。

以上をもちまして、私は、それぞれ限られた時間でありませうけれども、最後にそういう皆さんの考へ方をお聞きして、私の質問を終わらしていただきたいと思ひます。

○後藤田国務大臣 私も田中さんの御意見と同じ認識のもとに将来とも取り組んでいきたい、かように考へております。

○勝村政府委員 規制緩和は、一般的に申しまして、長期的並びに短期的に経済成長並びに内需の拡大に大きく寄与するだろうと思ひます。今さら私から申し上げる必要はないことだと思ひます。特に民間分野におきまして、新規参入等競争条件が一層促進される、あるいは新しい市場が民間活動の対象になつてくるということ、言う

までもなく、今言ったような民間活動の一層の活性化ということが期待されるわけでございます。ただ、ただいま御質問の、それでは何%ぐらいの経済成長が期待できるのかということになりますと、実はまことに御期待に沿える御答弁を申し上げられなくて申しわけないのですが、これはどういたしまして、計測技術の困難性から、数値的に何%ということをお答え申し上げることはちょっと不可能かと存じます。

○田中(慶)委員 経企庁の問題については、また次回にチャンスがありますのでやらしていただきます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○中島委員 三浦久君。

○三浦(久)委員 最初に、金子国務大臣にお尋ねをいたします。

政府は、アメリカなどの対日要求にこたえた市場開放のためのアクションプログラムを発表なさいました。それに基づいて、消費生活用製品安全法やガス事業法、それから消防法、電波法、航空法等の改定を一括法の中に入れて提案をされてきているわけでありまして、しかし、これは国民の安全にかかわる重大な内容を含んでいると私は思うのです。

本来、この安全基準制度とか認証制度というのは、輸入規制を目的にして設けられたものではございません。製品の安全を保証して一般の消費者を保護する、そういう観点から設けられたものであります。それにもかかわらず、アメリカはいわゆる輸入の障壁だ、こういうことを言っている緩和を求めている、それに対して日本の政府は屈服をして、次から次へと譲歩に譲歩を重ねてきているということなんですね。ですから、安全という政策的な目的でつくられたものを全く別の政策的な目的、それによって緩和していくというのは筋違いな考え方か。こういう問題を考えるときには、もっと安全という問題を中心に考えていかなければならない。それを市場開放という全く別

の政策目的、そういう目的で緩和をしていくというのはいくらも考えられないことですね。そういう意味で大臣の御見解をお尋ねしたいと思うのです。

○金子国務大臣 今回のアクションプログラムの検討に当たりましては、原則自由、例外制限という観点から総点検をいたしましたけれども、三浦さんの御指摘の生命、身体、安全確保につきましまして、これを守ることが政府としては一番大事なことでございまして、ぎりぎりの例外として取り扱うことにしておるのでございまして、例えば医薬品につきましても、公の機関でオーソライズをされたものでも人種の別によって日本人にはそのまま適用されないものもありますから、これは十分検査をしようとか、あるいは航空機の安全保証にいたしまして、向こうの自己認証だけじゃ通しませんぞということ、そういう点は十分配慮して今度のアクションプログラムを決定したような次第でございまして、

具体的な事例につきましましては、なお御質問があれば政府委員からして答弁させていただきますが、対象となる製品等に係る品質の状況等につきましまして十分配慮した上で基準を決めた、こういうふうに御理解いただきたいと思います。

○三浦(久)委員 しかし、この法案が出てくる経過を見ますと、市場開放のためのアクションプログラムということで大々的に宣伝されて出てきているわけですね。ですから、安全性を中心にしてこういうものが考えられてきたということとは言いないうと私は思うのです。これはまた、後で具体的にずっと通産大臣の方にお尋ねをしていきます。

それそれの国にはそれぞれの歴史があり、文化があるわけですね。例えば食事の問題一つとっても、日本人は米を食うし外国人はパンを食うとか、同じ米を食ってもはしを使うとか手でつかむとかいろいろあるわけですね。食品添加物の問題一つとっても、日本は添加物が一番少ない国ですね。許可しているのが一番少ない。それはそれぞれの歴史的な経過があるからそうなっているわけ

です。それに対して、いや、それは輸入がどうだから輸出がどうだからと添加物を認めろとか、そういうことで外国がどんどんくちばしを入れてきて、それに対してこっちはどんどん屈服していくというふうなことは、日本の食生活文化といえますか、これは大変重要な問題ですが、そういうものに対する干渉でもあると思うわけですね。ですから、日本人のことはやはり日本の国が責任を持って決める、ましてやそういう食生活の問題とか安全の問題というのは日本が責任を持って、自主的な立場でもって判断をしていくということが必要なのじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○金子国務大臣 お話しの点は十分配慮して決定をいたしましたつもりでございます。

ただ、もうはつきりと検査を厳重にする必要のないものについても輸入手続が非常に厄介になっているようなものもたくさんございまして、ものごしらえから、そういうものはこの際全面的に見直しをして手続を簡単にしたい。しかし、国民の生命、身体に關するようなものは輸入に際して徹底的に検査をするようにしておる、こういうふうに御理解いただきたいと思います。

○三浦(久)委員 しかし、私は、政府の方針というのはいまだ右へならえだと思っております。右へならえというやり方なんです。

例えば、五十八年三月二十六日に基準・認証制度等連絡調整本部というものが「基準・認証制度の改善について」という文書を発表しております。これはアクションプログラムの基礎になったものでございまして、基準の「国際化の推進」ということを一項目挙げていろいろな書かれております。その中には、国際規格・基準への整合を促進するというふうになっているのです。これは自主的な立場だとは言えないと私は思う。どういふことかと申しますと、例えば登山用ロープの問題を一つとってみても、これは今度第一種と第二種に分けて、そのうちのどっちに入るのかまだわからないわけですが、ヨーロッパの山と

日本の山では違うわけですね。日本の登山用ロープの安全基準が厳し過ぎるという批判が外国からあるように思いますが、外国の高い山というのは全部岩に氷が張りついています。だからロープは直接氷に当たるわけですね。ところが日本の山というのはそういう山は余りないのです。やはりロープが岩に直接当たる。ですから、氷に当たる場合と岩に当たる場合と違いますが、やはりそういうものを基準にして慎重にやっつけていかなければならない、そうでなければ私も国民が安心して生活できないんじゃないかと私は思うのです。そういう日本の特殊な事情というものを十分に勘案して基準・認証制度の見直しをすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○金子国務大臣 国際的にオーソライズをされた程度のものは日本でもそれはそのまま認めてしかるべきではないか。今の登山用ロープの問題は私は具体的に存じませんが、お答えできませんけれども、やはり世界的に一定の規格が認められておるようなものについては、特に日本人として使用に困るというふうなものは別として、それはそのまま認めたって一向構わないんじゃないか。かえってそういうことによつて、日本自身も手間をかけていることでございまして、外国からの輸入に支障を生ずるというふうな問題も多々ございまして、

○三浦(久)委員 しかし、それじゃ安全を守るといふ観点には立っていないということになります。安全な観点から、国際的に認められていても、その国の特殊事情によつてやはりそれは安全が保てないというものがあつたわけですね。何でも国際的に右へならえじゃ安全が守れませんよという具体例として、今私は登山用ロープのことをお話し申し上げたわけですね。それに対して、いや、国際的に認められているのはもう認めるんだというのじゃ、安全確保という点はどういうふうになるのでしょうか。やはり日本の特殊事情にかんがみて、

日本では違うわけですね。日本の登山用ロープの安全基準が厳し過ぎるという批判が外国からあるように思いますが、外国の高い山というのは全部岩に氷が張りついています。だからロープは直接氷に当たるわけですね。ところが日本の山というのはそういう山は余りないのです。やはりロープが岩に直接当たる。ですから、氷に当たる場合と岩に当たる場合と違いますが、やはりそういうものを基準にして慎重にやっつけていかなければならない、そうでなければ私も国民が安心して生活できないんじゃないかと私は思うのです。そういう日本の特殊な事情というものを十分に勘案して基準・認証制度の見直しをすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

国際的なそういう安全基準ではとても国民の安全を守れないというものについては、それなりに具体的に検討した上でやらなければいけないのじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○村田国務大臣 登山用ロープの例示がございましたから、私の方からお答えしたいと思います。

登山用ロープの安全基準につきましては、各国の山岳団体の集まりであるアルピニスト協会国際連合、UIAAという組織がございまして、その定める基準を参考としながら、我が国の事情を考慮し、UIAA規格にない、例えば剪断衝撃試験、耐候衝撃試験による強度基準などを盛り込んでおるわけでございます。これは一つ一つのものをみまますと随分UIAAのものとは日本のものと違っておるわけでございます。

特定製品に係る安全基準を定めるに当たりましては、このように基本的には我が国の実情に即して、当該製品の通常の使用状況において危害が発生しないということを前提として定めることとしておりますが、国際規格との整合性の確保というものにも配慮してまいりたいということで対処をしておるところでございます。

○三浦(久)委員 それじゃ金子国務大臣、御退席願って結構でございます。

通産大臣からせっかく御答弁をいただきましたから、では通産大臣にお尋ねをいたします。

各国が低い安全基準の水準にあるから日本もそれに低くするということの発想では、国民の安全は守れないというのはいささかきつりしていることですね。ですから、安全という観点からどうするかということを中心と考えなければならぬと思うのです。例えば外国が高い水準にある場合には、日本としては安全の見地からそれを取り入れる、やはりそういうことはしなければならぬことではないでしょうか。しかし、何でもかんでも右へならえなんだという態度はとるべきじゃないと私は思うのです。

外国の安全基準は高いものがありますね。例えば今度の消安法の特定製品であるヘルメットなん

かそうですね。耐貫通性とかあひもの強度、これはアメリカや英国の方が高いですね。例えば日本では三キロのやりをメートルの高さから落として貫通するかどうかということに基づいて、しかしアメリカではこれは三メートルから落としていますね。イギリスでは二・五メートルから落としています。国際規格は三メートルとなつておるようですね。ですから、こういうような問題については、そういう国際規格とか外国の例を基準にしながらやはり安全性を確保するという観点から見直していく、そういうことが大事だと私は思うのです。

ですから認証制度、この認証制度の問題についても私は同じことが言えるんじゃないかと思うのです。各国政府では政府認証制度がない、だから政府認証は撤廃して自己認証制度にするんだ、こういうのは、やはり私は大衆国民は安全に不安を抱かれないかというふうなふうに思うわけであります。ですから、安全性をより強化するということ観点からやはり認証制度も検討するべきではないかというふうに考えますけれども、大臣どういうふうにお考えですか。

○村田国務大臣 例えば消費生活用製品に対する自己認証制度の導入ということを考えます場合に、現在と同水準の安全水準を確保して消費者保護上遺漏なきを期していかなければならぬ、これが三浦委員御質問の趣旨であらうかと思ひます。

その点は私も同感でありまして、具体的には、安全確保のために、第一に、自己認証品目の製造事業者及び輸入事業者に対して一定事項の届け出義務、それから製品の基準適合義務、自主検査義務等を課すとともに、義務違反に対しましては改善命令であるとか回収命令であるとか、こういうことを発することができるといふふうにしておりまして、所要の罰則を科することとしておる。こうした義務の履行を担保するわけですね。

それから第二に、製品が満たすべき安全基準につきましては、今後とも安全性の確保に遺漏なきよう国がこれを定めることとしております。

それから第三に、自己認証品目の具体的な選定に關しましては、当該品目に係る技術水準等を十分勘案した上で、審議会等を通じて広く意見を聴取して決定することとしておるといふことでございまして、通産省としては、今般の法改正において以上のような点に配慮を行ったところでございまして。

今後とも、消費者の安全の確保という問題は、これは何より政府として大事なことでございまして、十分注意し、努めてまいる所存でございます。

○三浦(久)委員 今、基準・認証制度を緩和しなればならないというふうな、そういう状況には私はないと思うのですよ。

ちょっとお尋ねしますけれども、これは消費生活用製品安全法、略して消安法と言っておりますが、この消安法の関係でちょっとお尋ねしますけれども、この消安法制定以後、この消費生活用製品関係でどのくらいの事故が発生をしているのか、お尋ねをいたしたいと思ひます。四十九年からですね。

○松尾政府委員 特定製品に係る事故の状況でございますけれども、これにつきましましては、私どもが持つております事故情報収集制度というものが基つきまして調査をいたしているわけでございまして。

四十九年以降全体で見ますと、特定製品の事故件数は、四十九年から五十九年までの十一年間で三百四件となつておりますが、最近三年間の状況を見ますと三年間で八十三件。ならしてみますと、一年当たり平均二十ないし三十件であるかと思ひますが、ちょっと一言補足させていただきますと、この事故件数の中には利用者が誤つて使用したことに由るものも含まれておりまして、製品の欠陥によるものと認められます事故件数は、ただいま申し上げた件数の、最近三年間ので申しますと八十三件と申し上げましたが、その三分の一程度ではないかというふうに考えております。

○松尾政府委員 はい。

○三浦(久)委員 そんなに少ないわけだ。SGマークも含めて全体としてのぐらいい出ているのかというところをお尋ねしたいと思ひます。

○松尾政府委員 ただいまは、仰せのとおり特定製品についての数字を申し上げたわけでございましてけれども、いわゆるSGマークの貼付された製品に係る事故の件数は、実はただいま特定製品のような意味での正確な統計がないのでございましてけれども、この制度に伴います損害賠償措置との関係で製品安全協会に届け出のございました事故件数を調べますと、制度発足の四十九年度から五十九年度までの十一年間で三百二十四件ございました。なお、この期間におきます具体的な損害賠償の件数はこのうちの百九十二件ということになっております。

○三浦(久)委員 そんなに少ないでしよう。

昭和四十九年は八十二件、五十年が百二十六件、五十一年が百四十六件、五十二年が二百五十八件、五十三年が二百六十八件、五十四年が二百三十一件、五十五年が二百六十六件、五十六年が二百六十七件、五十七年が百九十七件、五十八年が二百七十七件、五十九年が二百七十七件。

○松尾政府委員 ただいま先生の御指摘の数字はちょっと一々照合するいとまがございせんのでしたけれども、消費生活用製品安全法にかかわる数字を私の方は申し上げたわけでございましてけれども、今先生のおっしゃいました数字は、およそ一般的な意味での消費生活に關する製品の事故件数としてお述べになられたものと存じます。そういう意味で、私どもの手元にございまして、この消費生活用製品安全法とは直結しませんが、いろいろな種類の消費生活用の製品の事故件数を私どもの事故情報収集制度によつて見ますと、ただいま申し上げた手元に五十九年度の数字がございまして、四十九年から五十八年度まで合計いたしまして千九百四十七件という数字が手元にございまして。多分、先生の御指摘の数字と照合すべき

はこちらの数字であつたかと存じます。  
○三浦(久)委員 これはおたくからもらった資料なんです。これは「事故情報通知件数総表」というのもでらうっているんです。

それに例へば、一が家庭用電気製品、二が台所・食卓用品、三が燃焼器具、四が家具・住宅用品、五が乗物用品、六が身のまわり品、七が保健衛生用品、八がレジャー用品、九が乳幼児用品、十が繊維製品、十一がその他と、こうなっているんです。

これは消安法の対象外ですか。消安法で言う消費生活用製品じゃありませんか、これは。

○松尾政府委員 仰せのとおり消費生活に関係のある製品が対象になっているわけでございますけれども、この中にはほかの法律で規制の対象になっておりますもの、例えばガス事業法で対象になっているもの、あるいは電気用品取締法で対象になっているような種類の品物も含め、およそ家庭という消費生活におきまして使われる製品の事故の件数を総的に取りまとめた資料でございます。

〔委員長退席、宮下委員長代理着席〕

○三浦(久)委員 この法律では、「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品(別表に掲げるものを除く)をいう。というふうになっていますね。ですから、今私が言ったのは、ほとんど消安法で言う「生活用製品」と私は思いますよ。まあいいでしょう。

それで、あなたは私がさっき言った事故件数を認めましたけれども、それらの事故件数のうち、原因が製品の欠陥に起因しているもの、それはどのくらいありますか。

○松尾政府委員 ただいま先生の御指摘のございました分類によります内訳というのは、私ども消費生活用製品安全法の対象品目でございます特定製品の事故原因についてしかわからないのでございますけれども、それによりますと、先ほどちょっと申し上げました五十七ないし五十九年度の三年間の合計八十三件の事故のうち、製品の欠陥、

この中には取り扱い説明書不備というふうなものも含まれておりますけれども、いずれにしても、広い意味での製品の欠陥による件数は二十八件でございます。

○三浦(久)委員 私が通産省に尋ねたら、五十八年に消費生活用製品の事故が二百七十七件あった、そしてそのうちの百十二件がいわゆる製品の欠陥に起因するものだというふうにおっしゃったのです。そうするとこれは五〇%以上ということになります。あとの四十%は使用方法を誤ったからだというけれども、使用方法を誤るようなそういう製品というのは危険なものだということですね。この消安法というのは、使用方法を誤った、だからそれは消費者の責任だ、そういう立場にはなっていないはずですね。ですから、消安法制定以後の消費生活用製品の事故の推移をずっと見てみますと、全然減っていないのですね、横ばいなんです。

ことしの十月十八日に送られた産協審の答申がありまして、これはこう書いてありますよ。「近年、消費生活用製品に関する事故件数は落ち着いた動きをみせており、また、消費生活用製品の安全性に関する苦情件数は大幅に減少してきている。事故件数は減っているとは書いてないのですね、「落ち着いた動きをみせており」ということとおるのです。ですから、私は、消費生活用製品安全法に言う行政の目的というのは事故をなくしていく、事故を未然に防止していく、そういうことじゃないかと思うのですよ。その点はいかがですか。

○松尾政府委員 先生仰せのとおり、私どもの産協審消費経済部会での答申にも、特定製品に関する事故の件数は年間二、三十件でありまして、そのうち製品欠陥によるものが半数ということではございますが、件数自体は減っているというふうな趣旨のことは申し述べておりませんで、落ちついた推移を示している旨を述べているわけでございます。

この点の評価ということでございますけれども

も、一つには、それぞれ指定された商品の生産量あるいは流通量が拡大したということもあるいは一方においてあるかと思ひますし、その点から評価も別途必要だと思ひます。あるいは品物によりまして事故が明らかに減ってきている品物、あるいは最近の情勢ではむしろ注意をしなければならぬ品物、いろいろ品物によりましてその内容が味味しいかなければならない差異を持つていっているのではないかとこのように考えております。

○三浦(久)委員 大臣にお尋ねしますけれども、今言った消費生活用製品の安全行政のあり方としては、事故を未然に防止する、それから今事故が発生しているとするれば、それをゼロにするのは難しくとも極力少なくしていく、そういう方向でなされなければならぬだろうと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

○村田国務大臣 当然おっしゃるとおりだと思います。

○三浦(久)委員 そうしますと、この自己認証制度の導入によりまして事故は減少するのでしょうか。減少する可能性があるのでしょうか。

○松尾政府委員 ただいまの点につきましては、自己認証制度を導入する品物をどういうものにしていくかということにつきましては、これから法案がもし成立した場合には、関係審議会に諮りまして、慎重に検討した上で決定されることになるかと存じます。そういう意味で、現段階で、自己認証制度を導入することによって全体の事故件数が減るかふえるかということについては、この場での確かな答えを見通しとして申し上げることは難しいでございますけれども、私どももいたしましては、自己認証制度を導入し得る製品が何であるか、その点につきましてはいろいろな観点から、例えば製品について安全性を確保するために必要な製造技術の水準ですとか、普及度ですとか、あるいは検査技術の水準ですとか、そのまた検査技術の普及の度合いですとか、あるいは事故率の推移あるいはその現状、こういったことを踏まえ

て、自己認証制度によることにしても事故がふえるおそれのないものを慎重に選んで決めてまいることにはいたしたいということを申し上げさせていただきます。

○三浦(久)委員 だから、自己認証にしても事故の発生がないようなものを選んでやりたいんだ、こういうことでしょうか。そうすれば事故は減るといふことは絶対ないじゃないですか。ふえるといふことはあつても、事故が減るといふことは絶対ないですよ、自己認証制度を導入しても。それはどうですか。あなたは今ふえるといふことも減るといふこともどつちとも言えないと言つたけれども、減る可能性というのはいくらでも減る可能性があるといふことも、減るといふ可能性は全くありませんよ。それはどうですか。

○松尾政府委員 先ほど申し上げましたような観点から自己認証制度を導入するような製品を選定していくことになると思ひますので、そのような自己認証制度を導入いたしましたも、事故がふえないような製品を自己認証制度の対象にしていくという限りにおいて、ふえないようなことを目指していくことは少なくとも申し上げられると思ひます。しかし、それによつて必ず減るとか必ずふえるといふことにつきましては、この段階で明確な展望を申し上げるわけにまいりませんが、私どももいたしましては、先ほど大臣も答弁申し上げましたように、自己認証制度の導入によりまして、十分所要の措置を講ずることによりまして、今後とも、自己認証に移さない品物ともども、国それから企業、消費者、みんな関係者の新しい協調関係といひましようか役割分担のもとに、事故が減るような努力を引き続きあらゆる角度から進めていく、その気持ちだけはちょっと申し上げさせていただきますと思ひます。

〔宮下委員長代理退席、委員長着席〕  
○三浦(久)委員 気持ちじゃだめで、実際にやっていたかなければならぬのですよ。  
この産協審の答申はどういうことを言っているかといひますと、「自己認証制度の導入」といふ項



ことは安易にすべきではないというふうに私は思っているのですが、その点についての御見解を承りたい。

○松尾政府委員 先生お述べになりました金属バットにつきましては、私どももいたしましては、S製品からSG製品に移行いたしましたけれども、先般の折損事故につきましては、従来考えておらなかった技術面の要素が生じたことによつて起こった事故というふうに認識しておりますので、先ほど先生仰せになったような趣旨の答弁をいたしましたわけでございます。

ただ、いずれにいたしましても、特定製品の改廃、特に廃止に当たりましては、消費者利益の保護の観点から慎重な検討を要することは御指摘のとおりだと存じます。

具体的に、私どももいたしまして、製品安全審議会におきまして特定製品を見直しするための基準を定めておまして、関係審議会に図り、学識経験者、消費者代表等の意見を十分聞くことといたしております。また、検討に当たりましては、事故件数の推移だけではなく、試買テストですとか検定の合格率ですとか、あるいは製造技術の進歩の状況、業界の競争状況等いろいろ総合的に勘案して判断すべき事柄だと思っております。私どももいたしましては、今後とも、指定を外すような場合はこうした手続にのっとり慎重を期してまいることといたしたいと考えております。

○三浦(久)委員 それから、消安法の特定製品を今度第一種と第二種に区分するということなのですけれども、私これは大体無理があるのじゃないかと思うのです。法案を見ても大変おもしろいのです。例えば「特定製品」の定義というのは、「消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。」こうなっているわけですね。改正法案では、そのうち「第一種特定製品」についてはこういう定義をしておるの

です。その製造又は輸入の事業を行う者のうちに、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の確保が困難である者がいると認められる特定製品で政令で定めるものをいい、それ以外のものを第二種という、こうなっております。そうすると、こういう規定というものは珍しいですね。平たく言えば、ある種の業界の中に安全性の確保について余り熱心じゃない悪い業者がある、そういう製品は第一種だ、こういう規定なんです。ガス事業法では製品の性質に基づいて一種、二種を分けていますけれどもね。消安法の特定製品を一種、二種に分ける場合にはそうなっているんですよ。片一方は業界に悪い者がいたらこれは第一種なんだ。何でこうなるのか。

さっき言ったように、「特定製品」というのは「一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる」ものでしょう。これは一種、二種も共通なんですよ。それをまた「特に危害を及ぼす」というものを特に分けようとするから、いやあ、業界に悪いやつがいたらそれは第一種だみたいなそういう規定の仕方になっているのだらうと思うのです。

そこで、ちょっと私はよくわからないのでお尋ねするのですが、第一種と第二種を現実的に区別する、現実的に認定する基準をお知らせいただきたいと思う。

○松尾政府委員 仰せのとおり、「特定製品」は「特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品」でございますが、その中で第一種、第二種を区分しているわけでございます。この一種、二種の指定につきましては、今後関係審議会に諮りまして政令で具体的に指定されるわけでございますけれども、現在考えておりますところは、いずれにいたしまして、この法律上、第一種特定製品というものはその安全性の確保を企業の自己責任にゆだねることができないと判断される製品であり、第二種はこれをゆだね得ると判断される製品と簡単に申し上げるときには置かえてよろしい

かと思うのでございますが、これを具体的に考えてみる場合には、いずれにいたしまして審議会に諮りまして慎重に検討していただきたいと思っておりますけれども、現行の特定製品につきましても区分する際の視点は、大体次のようなことにならなはいかと考えております。

先ほどちょっと申し上げましたが、第一には、その製品につきまして安全性を確保するため必要な製造技術の水準や普及度はどうなっているか。

第二には、その製品につきまして安全性を確認するために必要な検査技術の水準あるいはその検査技術の普及の度合いは業界全体でどうなっているか。

第三には、当該製品に關します事故率の推移あるいは現在の状況、そのようなことを目安として審議会において審議、決定をしていくことにならうかと思っております。

○三浦(久)委員 今あなたの第一種、第二種の定義、選別する基準ですけれども、自己の力によつて安全性を確保できない、そういう業界の製品を第一種というわけでしょう。そうすると、それは言葉をかえれば、自己認識にいた方がよいものは第二種で、政府認定にいた方がよいのが第一種です。というのと何も変わっていないのです。それは政策的な議論であつて、製品の概念としてはもつと別の角度からびしと分けなければいけない問題だらうと思ふのです。それを分けられないということについての無理があるのじゃないかというふうに私は思ふのです。

それは技術上の問題ですから先に進みますけれども、例えば日本の企業がつかう場合は、今度の改正法によつても、第二種になった場合、事後にはあるけれども一応の立入検査というふうなものがございます。そうすると、輸入業者の場合には、立入検査といったって、外国に行つて立入検査しなければならぬということになります。そうすると立入検査もできない。そうする

と、この輸入製品についてどういうふうに安全性を担保するのでしょいか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○松尾政府委員 第二種の特定製品につきましても、御指摘のように立入検査あるいは改善命令等々の法規制を設けることといたしているわけでございますけれども、海外から輸入されます第二種特定製品につきましては、第一には、輸入事業者に対してただいま申し上げたような改善命令、回収命令等を厳正、機動的に発動することを常に心がけてみたいと思ひます。第二番目には、確かに外国のメーカーに立入検査するわけには仰せのとおりいかないわけでございますけれども、輸入事業者、販売事業者に対する立入検査あるいは輸入品に対する試買テストにつきましては、今後必要に応じて実施することといたしたいと考えておまして、そのような方法によりまして安全性の確保に十分な配慮をまいりたいと考えております。

○三浦(久)委員 それは、いずれにしてもその製品が市中に出回つた後の話ですね。ひょっとすれば、事故があつたらやるといふようなことになるのじゃないかと思ふのですけれども、事故が発生してからでは遅いと思ふのです。この消安法というのは、事故の発生を防止するというのが目的になっているわけですから、そうするとこういう第二種の問題についても、第二種の輸入製品についてです、事故が起る前に試買テスト、こういうものをやりますかどうかですか。

○松尾政府委員 もともと私ども、事故が起る前にも試買テストは行つつもりでございますし、輸入事業者の輸入段階でいろいろな規制を加えることにしておりますので、輸入品が販売される前の段階でも、私どもとしては所要の対応が図れるものと考えております。

○三浦(久)委員 そうすると、特定製品の第二種製品については、全部事故が発生する前に試買テストをやるといふふうに承つてよろしいのでしょ

うか。

○松尾政府委員 どういう品物につきまして第二種特定製品が何品目指定されるかというのは、これから審議会で諮り相談することでもございいますし、また予算の制約もあることでもございいますから、現段階ですべての品物について試買テストを行うというをお約束するわけにはまいりませんけれども、いずれにいたしましても、自己認証品目には重点を置いて試買テストを実施する等、十分な気配りをいたしてまいりたいと考えております。

○三浦(久)委員 ですから、今の御答弁にもあるように、国民はその製品の安全性についてやはり大きな不安を感じざるを得ない状況じゃありませんか。今の制度のままでいいじゃないですか。何でも一種、二種なんて分けなければいけないのですか。それによって国民の安全というものが犠牲にされる。これを望んでいるのは輸入業者であるとか日本のメーカーでしょう、メーカーは同じ基準でやるわけですから。やはり財界の要求でしよう。賛成しているのはそういう人たちですね。

それで、じゃ消費者はどうかといえ、消費者団体はこれに反対しているのですよ。技術水準が発達したからとか製品管理能力が向上したからとか、そういうことをおっしゃいますけれども、しかし技術が発達しようとして、それを使用する場合に金がかかるでしょう。そうすると資本家というのは、大企業でも普通の企業でもそうですが、利潤を上げていかなければつづけてしまうわけですから、技術水準が向上したって、それを使うことによってコストが高つくとも利潤が少なくなるということであれば、やはりもうけの多い方をとるのである。しかし事故が発生することがはつきりしていればそれによってまた損害をこうむるから、そういうことをいろいろ勘案しながらやっていくでしょう。だから技術水準が向上したからということだけで、ではそれを全部安全性の確保のために導入するかといえ、私はそれはならないと思うのです。

ですから、そういう観点で、公共性を持った国が利潤追求の必要はないわけでしょうから、ですから利潤追求という立場から離れて、公共性を持った国がやはり責任を持って安全性を確保する。そのために政府認証していくことが私は必要だと思ふのです。だから、技術水準の向上というような問題だけで自己認証制度に移行することはすべきではないというふうに私は思うわけであります。

航空機事故にしても炭鉱の事故にしても、私も副団長をやっておりますがカネミ油症の問題にしても、みんなそういうところから発生しているのです。それをびちとチェックしている今の体制がありながら、それを緩和していくということ、実際私は情けないという感じがするのです。ですから、この自己認証制度の運用については十分慎重に対処せられるように、私は強く要望をいたしたいと思ふいます。

次に、私は地代家賃統制の問題について質問をいたしたいと思ふますが、建設大臣が急がれておられるようございいますので、最初に建設大臣にお尋ねをいたしたいと思ふいます。

借地・借家法の改定が法制審で審議をされております。この改定作業について建設省はどのような関与をしたのか、お尋ねをいたしたいと思ふいます。

○渡辺(尚)政府委員 今、法制審議会の民法部会財産法小委員会という議論がなされているところでございいますけれども、その幹事に建設省から幹事として担当官が出ています。これは法務省の要請によるものであると理解しております。

○三浦(久)委員 たったそれだけでですか。法制審議会はずっと眠っていますね。昭和二十九年に民法について改正点があれば答申をしてくれというところで諮問を受けていますけれども、二十九年から今まで、ずっとこの借地・借家法の改正なんというの議論されてないのですよ。それが今度、急に六月から始まりましたね。それに対して、例えばあなたの建設省の方から法務省の方に

何か働きかけるとか、そういうようなことはないのですか。例えばこういういろいろな陳情がある、だからひとつ法制審を開いていただいて検討してもらえないかと、そういう連絡調整というのですか、そういうようなアクションはないのですか。

○渡辺(尚)政府委員 借地・借家法につきましては、大正十年に制定されておまして、その後若干の改正が行われたのみで今日に至っております。ごさいます、現在の土地、住宅事情等から見れば、必ずしも現状に合わない側面もあると考えられます。

例えば、建設省といたしましては、借地方式による宅地供給の推進を図る必要があるというふうに考えておられるわけございまして、また、良好な賃貸住宅の供給を図るためには、賃貸借関係の合理化あるいは適正化を進める必要があるというふうにごさいます。現在の借地・借家法の改正を含め、幅広い検討が必要であると考えております。

○三浦(久)委員 いや、質問に答えてください。それで法務省に働きかけたか聞いています。

○渡辺(尚)政府委員 私の理解では、特に働きかけたことはないと思ふいます。

○三浦(久)委員 それはうそですよ。そんなことはあり得ないでしょう。

それではお尋ねしますが、中曽根内閣になってから、急に民間活力の導入ということが政策の柱として主張され出してきたわけですから、それに勢いづきまして、民間デベロッパーが都市再開発をやっている、そのためにはこの借地・借家法が邪魔になる、そういうことで次から次へと借地・借家法見直しの提言をされていますね。

例えばおとしになりますか、五十八年の五月にはJAPIC、日本プロジェクト産業協議会が見直しの提言をしています。五十九年、昨年の四月には不動産協会がしています。五十九年十月には日本経済研究所がしていますね。それから六十

年、ことしに入って二月には日本高層住宅協会が見直し提言、それからまたことしの四月、日本ビルディング協会連合会も見直しの提言をしています。それから、ついこの間の七月十六日、これは地主家主協会というのが急にできたのですが、この地主家主協会が日経新聞の夕刊に見開き二ページにわたって意見広告を出しています。こういうふうに財界が借地・借家法の改正を強く要望しているのは今や明らかであります。

そこで、お尋ねしたいのです。大臣のところにも財界から、財界というのは、今言ったようないろいろな団体がありますが、また団体の構成員でも結構ですが、そういうところから借地・借家法の見直しを推進してほしいという陳情はあるのでしょうか。

○木部國務大臣 借地・借家法の問題につきましては、私の方でいたしまして、今三浦先生からお話のありましたような業界の皆さん方に、民活についてどういうふうなお考えをお持ちでしょうか、ということ、借地・借家法に限定しないで、民間活力を充実した国民の期待にこたえるにはどうしたらいいでしょうかというように意見を伺ったことはございいます。私も、常に国民各界各層の意見を承ることは非常に大事なことで、そういうふうな受けとめて、御意見を承ったことはございいます。

○三浦(久)委員 建設省は、港区の麻布台に通称狸穴分室という庁舎がございまして、大臣、ここをよく利用されていると報道されておりますが、ここですの三月一日ごろに、不動産業界の代表を招いて昼食をとりながら懇談をしたことがございいますか。そのときの出席者は、安藤太郎住友不動産の社長さん、西川英夫日本ビルディング協会連合会副会長さん、横山修二住宅産業開発協会の副会長さん、須藤英男全国住宅地産産連合会理事長さん、長谷部平吉日本ハウスビルダー協会理事長さん、こういう人々なんですけれども、ここでは今大臣が言われた民間活力活用の推進策についてというテーマでいろいろお話し合いがなされ

たと聞いておりますが、いかがでございますでしょうか。

○木部国務大臣 今三浦先生から御出席の皆さん方の代表者のお名前がございましたが、そのとおり、たしか三月の一日に狸穴の庁舎で意見を聞く会を持ったことは事実でございます。

○三浦(久)委員 そのとき出席された不動産業界の方々から、借地・借家法の改正に力を入れてほしい、民間活力を発揮するためにはどうしても借地・借家法の改正が必要なんだ、だからぜひこれを強力に推進してほしいというような要望はあったのでしょいか、なかったのでしょうか。

○木部国務大臣 別に正式の会議でもございませんで、出席者の皆さん方からそれぞれいろいろな御意見を承ったわけでございしますが、私の記憶では、借地・借家法について特別にこうしてほしいというような強い要望はなかったのじやないかなという感じがいたしております。

○三浦(久)委員 今、不動産業界が関心を持っている一番大きなものは借地・借家法の改正なんです。ですから、それが出なかったというのは何となく納得したい面がありますが、しかし、私が出席しているわけじやありませんので、大臣が出席されているのですから大臣の記憶をお聞きする以外にないわけですので、その点はそれで結構でございます。

この借地・借家法の改正は、今論議される地代家賃統制令と一緒にありますと、借地借家人の追い立てに物すごい威力を発揮します。今やろうとしているのは、大体明け渡しに正当事由というのを、例えば宅地の有効利用のために使うのだということまで入れようということなんです。だから、いわゆる明け渡しの正当事由の範囲をうんと拡大するわけです。そうするとたまたまのものじやありません。五百万人と言われる借地借家人が期限が来たらどんどん追い出されてしまうというような状況になるわけです。その後には何をやるかという、民間デベロッパーが地主と一緒に建て中層ビルをどんどん建てていくということ

でしょう。今の局長の方のお話によっても、良質な賃貸住宅を提供するとか土地の有効利用とか言われております。それは土地の有効利用も結構です。しかし、そのためにそこに入っている人々が犠牲になるというのはどういふことでしょうか。木造の家がたまたまたくさんあるのはみっともない、一階建て、二階建てぐらいじやないない、だから全部取っ払って中高層ビルを建てるのだというわけでしょう。もうかるのはだれか、デベロッパーです。三菱地所とか住友不動産、そういう人たちがもうかるのです。そのために住んでいる家を追っ払われてしまうという、これほど露骨な大企業奉仕はないと思うのです。

ですから、民間活力の導入といっても、よく具体的に見れば、我々が今まで批判しておいた大企業本位の政治ということ言葉をかえて言ったにすぎないと思ふのです。ですから、こんな借地・借家法の改正を早急にやるべきではないと思ふ。新聞の社説なんかを見ましてもかなり批判的です。ですから、この点について大臣の見解を承っておきたいと思ふのです。

○清水(達)政府委員 借地・借家法の改正問題につきましては、今法制審議会でも、各界から意見が出ていろいろの問題点を整理して、それについてさらに各界から意見を聞こうという段階と承っております。したがって、こういう方向でいうものはまだ出ていないと私どもは承知しているわけでございます。

ただ、私の方は宅地供給の方を担当しているわけでございますが、地主にいたしまして、今の社会に即したような借地借家法といふか借地契約関係ができれば借地を出したいという意向があるようにございまして、また土地を取得したい人たちに与りまして、今地価が非常に高いわけですから、権利金などが低い借地が出てくれば住宅建設などにとって非常にいいわけでございますから、そういう両方の接点をうまく探ったような新しい借地契約関係ができれば、宅地対策あるいは住宅建設上非常に望ましいというふうには考えて

おります。しかし、先ほど申し上げましたように、現在まだそういう問題点の整理の段階のようでございしますので、私どもとして特定の方向でこういふような考えはまだ持っていない段階でございます。

○三浦(久)委員 そんなことはないです。今法制審議会の民法部会ですか、あれが出した問題点は全部JAPICなんか指摘している問題ばかりじやないですか。それについて建設省がどういう考え方も持っていない、そんなことは全くうそだと私は思ふ。——大臣、お急ぎでしょうからもう結構でございます。

次に、一括法案の内容になっております地代家賃統制令の撤廃の問題についてお尋ねいたします。

私は本会議で、この統制令の撤廃は、借地・借家法の改悪と相まって、三井不動産とか三菱地所、住友不動産などの大手民間デベロッパーの利益のために借地借家人の立ち退きを合法化しようとするもので、断じて容認できないということと主張いたしましたわけでありまして、それに対して建設大臣は、住宅事情が改善し統制令の必要性がなくなった、廃止してもその影響は比較的小さい、このように答弁されたわけですね。そこで、私は改めて統制令廃止の理由を詳細にお聞きしたいと思います。

○渡辺(尚)政府委員 今先生がお話しになりましたこととでございますけれども、地代家賃統制令は戦後の著しい住宅難を背景として制定されたものであります。

まず第一には、今日では住宅事情が大幅に改善されております。統制の必要性が失われているというふうに考えられるわけでございまして。例えば終戦直後でございますと四百二十万戸の住宅不足というところもございました。推計によれば不足率というものが二六〇程度ということもございました。現在は一世帯当たり一・一というふうな状況にもなっております。それから、例

えば一人当たりの平均の畳数を見ても、多少年限が違いますが昭和二十三年が三・五畳であったわけでございますが、五十八年の住宅統計調査によりますと八・五五畳という形であり改善されております。

それから第一点として、統制の対象が一部の住宅に限定されているわけでございまして。御存じのとおり、昭和二十五年七月十日以前に建築された住宅、建築物について、これが対象となっているわけでございます。したがって、統制に服している住宅とそれ以外の住宅との間で均衡を失っているという問題があると思ふ。

それから第三には、統制対象住宅というものの維持修繕というものが十分に行われていないということ、老朽化が進むという弊害も出ています。そういうことから、今回約一年後に失効するということといたしたものでございまして。

○三浦(久)委員 住宅事情が改善されているということなんですけれども、今あなたは一世代当たり一・一の住宅があるのだ、こうおっしゃいましたね。しかし、人間の住める家というのはどのくらいあるのですか。あなたたちは空き家が多いということも言われておりますけれども、空き家は確かにあります。しかし、その空き家というのは四畳半一間とか六畳一間のアパートとか、そんなものをみんな入れているのです。それから、便所は共用だとか台所も共用だとかおふろはないとか、今の世の中、今の時代ではちょっと人間が住めるようなものじやないものもみんな空き家数に入れて、空き家があるから住宅事情が改善されたとか、今言っているように一世帯当たり一・一あるのだから住宅事情は改善された、こう言っているのですけれども、問題は人間が住める家がどのくらいあるかということでしょう。

そうしますと、あなたたちは最低居住水準というものを決めていますね。平均世帯四大家族でもって五十平米ですか、決めていますね。一人は幾ら、二人は幾ら、三人は幾ら、みんな決めていますね。そういう最低居住水準を満たす家屋がどの

くらいあるのかということが問題じゃないですか。それは何戸くらいありますか。

○渡辺(尚)政府委員 最低居住水準ということで見てみますと、世帯向けと単身向けということになるかと思ひます。

世帯向けでございますと、それも募集されているもの、つまり流通空家と言えはいいかと思ひますが、それにつきましては七十八万六千戸というところでございます。パーセントにいたしますと総住宅数の二〇％、それから、単身向けのものといたしましては六十七万四千戸、パーセントで言いますと総住宅数の一・七％、したがってまして両方合算しますと三・七％、そういう形でもって限定して見ました場合には三・七％が空家になる。全体としては空家率は八・六％でございますけれども、そういうことになるわけでございます。

しかしながら、そういうことを見てみましても住宅事情は一応量的には充足していると考えられるわけでございまして、また一方、公的住宅施策も往時に比べればかなり充実してきていて、そういうことを総合的に勘案しますれば住宅事情はかなり改善されているということが言えると思ひます。

○三浦(久)委員 ちょっと私の質問に答えていませんね。空家の数を聞いたわけじゃないのですよ。

ことしの六月十二日に、住宅地審議会が答申を出していますね。ここでは「最低居住水準未達世帯については、大都市地域を中心に解消に遅れがみられ、なお全国で三百九十五万世帯、主世帯総数の一・四％も残存している」、こういうふうにかかれていたのです。これは本当ですか。

○渡辺(尚)政府委員 五十八年の住宅統計調査によりまして、そういう数字になっております。

○三浦(久)委員 そうすると、あなたたちは今住宅事情は改善されていると言っていますけれども、それは前よりはよくなったということでしょう。しかし、四人家族で五十平米なんというの人間が生きているのぎりぎりじゃないですか。

りぎりですよ。そういうぎりぎりの基準を満たさないものがまだ三百九十五万戸もある。一〇％も残っているのですよ。それでどうして住宅事情が改善したと言ひのですか。昔と比べればいいかもしらぬけれども、健康で文化的な生活を営むという観点から見れば、住宅事情が改善したなんて言えないじゃありませんか。そしてあなたたちは、六十年代までにはそういう水準に満たない家はゼロにする、そういう方針を決定していますね。これは閣議決定しています。ところがもう六十年になつていますよ。それでもまだ三百九十五万世帯も残っているというのは、これはどういうことなんですか。

○渡辺(尚)政府委員 第四期の住宅建設五カ年計画におきまして、先生おっしゃる最低居住水準未達の世帯についてはこれを解消するという目標を掲げ、かつ、平均居住水準については半分ぐらいの世帯についてそれを満たすという目標を掲げたわけでございまして、結果として、先ほども申し上げましたように見込みも入れますと平均居住水準の方はおおむね達成したと言へると思ひますが、最低居住水準についてはまだ達成がなっていないということございまして、第五期の住宅五カ年計画、これはまだ建設省の案の段階でございしますけれども、その中でなるべく早期にその解消を図るという目標を掲げているところでございします。

○三浦(久)委員 そうすれば、いわゆる全世帯数に比べて人間が住める家、そういう家は足りないというところじゃないですか。それで住宅事情が改善した、だから統制令を取つていいんだとか、借地・借家法の改正をやつてもいいんだとか、そんな理屈にはならないと私は思ひます。

それで、統制令の対象の借地借家人というのは百二十四万戸あるというふうに言われていますが、平均して四人世帯とすると五百万ですよ。五百万人の生活に影響する問題ですよ。それを一部の人間の問題なんだからもう構わないのだというような政治というのがあります。それでしよ

う。五百万人というのは大きいですよ、あなた。五百万人の人々の生活に直接影響を及ぼす問題を一部の人間が云々というような発言は、私は憤然でしよと思ひます。

それからあなたたちは、よく統制令は実際に守られていない、だからもう実効性がなくなつていふのだ、だから廃止しても余り影響ないのだ、こういうことを言われますでしよ。それでしよ。そういうことも一つの原因になつていふのでしよ。

○渡辺(尚)政府委員 先ほども申し上げましたような住宅事情の改善と同時に、いわゆる統制対象住宅に入つておられて統制に服している方々とそうでない方々、これは全借家件数にいたしますと約七〇％になります、残りの三〇％の方々のパランスの問題もあるかと思ひます。また現実には、統制対象の建築物といふことが住宅がかなり老朽化しているという弊害もあるということと理由として申し上げているところでございします。

○三浦(久)委員 では、何で統制令が守られていないと思われているのですか。それはあなたたち建設省がこれを守ろうとしないからなんです。あなたたちが自身が、統制令があるんだと言つて積極的に国民に教えようとしていないでしよ。それどころか、あなたたちが自身が統制令に違反したことを次から次へやっているとしよ。

例えば統制令の第十四条に、貸主は地代家賃の統制額を市町村を通じて都道府県に届け出る、そして市町村は地代家賃の台帳に記載して公衆の閲覧に供しなければならぬ、こうなつていふのでしよ。あなたたちが、市町村にこういう台帳をつくれといふことを指導していますか。していないでしよ。どこにもないのですよ、こんな台帳。あなたたちが自身が法律に違反をして、そういう指導をしていないのです。どうですか、指導しているのですか。

○渡辺(尚)政府委員 統制令につきましては、午前中も出ておりましたが、廃止のための法案が提出されたことがございしますけれども、それが成立

しないまま推移する中で、経済の高度成長あるいは所得水準の上昇ということがあつたわけでございします。そこで現実問題として統制額と実態との乖離が生じて、先ほど先生もおっしゃいましたが守られていない、いわば遵守率が割から三割くらいあるという実態になつたわけでございします。そういうこともありまして統制の徹底を欠いたということだと思ひます。

このため、建設省といたしましては、社会情勢の変化に対応した公正な統制を実施するよう統制額の見直しを何度か進めてきたところでございしますけれども、各種の審議会等でも廃止の答申がなされておりますし、それから実態もございまして、統制の実施あるいは取り締まりに徹底を欠き、統制額を上回る額で賃料を決定するケースが非常に多くなつた、そういうことでございします。現時点では、そういう意味でこれを撤廃することが適當であると考えたわけでございします。

○三浦(久)委員 台帳はあるのですか。ないでしよ。

○渡辺(尚)政府委員 地代家賃統制令の第十四条の規定に基づきます貸主の届け出義務がございしますが、それによつて市町村が台帳を調製することになっております。しかし現在では、地代または家賃台帳が存在する市町村は三市町村にすぎませんで、これらのものにつきましても内容の更新等はほとんど行われていないというのが実態でございします。

○三浦(久)委員 それから、第十五条に地代家賃審査会というものも設置しなければならぬとなつていふでしよ。これだつてほとんど設置されていないでしよ。どうなんですか。

○渡辺(尚)政府委員 都道府県地代家賃審査会の設置されているところでございしますが、一々申し上げませんが十五都府県ございします。ただ、いづれも開催実績がなく、委員の任免も行われていないというのが実情でございします。

○三浦(久)委員 それじゃ、ないと一緒にやらないですか。そういうように、そういう実態であるこ

とを知りながら、あなたたちは、この統制令に基づいて審査会をつくりなさいとか台帳を整備しなさいということをやらないんだ。だから国民は地代家賃統制令があるなんて忘れてしまおうわけだ。そうでしょう。そういう広報活動もやらない、指導もしない、何にもしない。それでもって、いや、統制令がもう実効がなくなっているなんて、そんなことを言うのは私はちょっとおこがましいと思うのですよ。

今あなたは、その廃止のための法案が出された、こう言いましたね。だから積極的に指導しなかつたのだ、こう言いますけれども、三十五年から三十八年ですかにかけて四回出された。しかし、いずれも廃案になっていくんですよ。廃案になっていたら、地代家賃統制令というのは生きていくんじゃないですか。生きていく法律を守らないというのはどういうことなんですか。官吏というのは憲法とか法律とか法令とか、そういうものは守る義務があるんじゃないですか。それを、いや、いずれ廃止になるからまあ守らなくていい、そんなことで、あなた官吏としていいんですか、どうなんですか。

○渡辺(尚)政府委員 先ほども申し上げましたように、地代家賃統制令は、戦後の著しい住宅不足のもとでの地代家賃の高騰を防ぎ、国民生活の安定を図るために制定されたものでございます。しかるに、今日では、社会情勢も変化しております。統制令が実態と乖離したものととなっております。貸し主あるいは借り主双方に統制令遵守の意識が薄れてきているというのが実情だと思えます。先ほどの、台帳の作成の実態につきましても、こういった事情を反映したものであり、建設省といたしましても、これを完全に指導し切れないというのが実情でございます。○三浦(久)委員 だから、もう廃止の先取りをやっちゃっているんだよね。国家公務員がそんなことではけしからぬことです。法律を遵守する一番責任がある公務員がそういう態度じゃ困るのですよ。

それと、そのほかいろいろのことを言われましてね。修繕ができないから老朽化する、そういうものはあなたたちが積極的な政策をとればできることなんだ。修繕のためにはやはり国が低利の金を貸すとか、いろんな措置をとればできることですよ。そういう措置をとらないで、もう廃止へ廃止へとどんどん安楽死の方向へ。安楽死でもないんだ、これは五百万人いますから。そういう廃止の方向へ誘導しているとか言えないのですね。

局長、あなたたちのこの地代家賃統制令廃止の本当のねらいというのは、借地借家人を追い出すというところにあるんじゃないやありませんか。

○渡辺(尚)政府委員 先ほど来申し上げておりますように、現在においては統制の必要性がなくなつた、そういう判断のもとにこれを行うものでございまして、決して追い出しとかそういうことを目的にするものではございません。

○三浦(久)委員 統制令対象の家賃、これは東京、京都、大阪の三大都市では、対象外の平均して三分の一ぐらいいなっているんじゃないやありませんか。あなた調べていますね。

○渡辺(尚)政府委員 家賃でございますが、東京で申し上げますと、例えば公定家賃、これが平方メートル当たりでございますが、二百五十二円でございます。これは平均値でございますけれども、それに對しまして実際に払われている家賃というのは七百五十五円ということ、おっしゃるとおり大体三倍かと思えます。

それから京都でございますと、公定家賃が一平方メートル当たり二百三十七円余り、それに對して実際家賃は三百九十六円。

それから大阪に参りますと、公定家賃が三百十円、それに對して四百六十一円という状況でございます。

○三浦(久)委員 そうすると、地代家賃統制令が撤廃されれば当然上げてくるだろうと思うのですよ。そういうことは予想いたしておりますか。

○渡辺(尚)政府委員 全般的な状況につきまして、今申し上げたとおりでございます。しかしながら、やはり統制令を撤廃するという際にはいろいろのトラブルも考えられます。それから、便乗的なものも考えられます。また、確かに一部では値上げもあると思えます。そういうことも考えまして、いわば万全の策ということで先ほどから申し上げたわけでございます。

○三浦(久)委員 そんなこと、それを考えないで何でもさっきから聞いてると、追い出された人については公営住宅で措置するとか何とかいろいろ言うていくでしょう。だから結局は、値上げがあつてその値上げの負担に耐えられないで出ていくとか、そういうような人が出てくることを当然予想しているから、事後対策として公営住宅云々という話が出てくるんじゃないんですか。値上げを要求されることを予想してないなんて、あなたたちが四十七年のときに告示でもって二倍か三倍ぐらいいな上げたね。あのときだってわんわん値上げの要求が出てきたじゃないですか。値上げの要求を予想してないなんてそんなことが言えるんでしょ。ちょっとまじめに答弁してください。

○渡辺(尚)政府委員 全般的な状況につきまして、今申し上げたとおりでございます。しかしながら、やはり統制令を撤廃するという際にはいろいろのトラブルも考えられます。それから、便乗的なものも考えられます。また、確かに一部では値上げもあると思えます。そういうことも考えまして、いわば万全の策ということで先ほどから申し上げたわけでございます。

まず第一には、国なり地方公共団体が正確な情報を提供することによって、いろいろな誤解等によるトラブルが起こらないようにしたいというこ

とでございます。それから、経営者団体でありますとか仲介業者団体、こういったものに対して国あるいは公共団体から指導することによりまして、便乗値上げを防止したいということでございます。それから、やはり現実には多少は動きがあると思えます。そういう場合に住宅相談の必要性というのが出てくることは十分考えられますので、各市町村あるいは都道府県の住宅相談についての体制を整備してまいりたい。

そういうことをやった上で、なおかつ、例えば公営住宅に入る資格を有する者が非常に困る人が出てくる、そういう場合には、先ほどいいますか、午前中に申し上げたような対応策を講じて万全を期したいということでございます。

○三浦(久)委員 あなたは、これが借地借家人の追い出しを目的としたものではないとか、それからまた、ほんの一部なんだ、こういうことを言われていますね。しかし、昭和五十七年七月三十日の臨調の第三次答申は、地代家賃統制令の廃止を提言していますよね。そこに何て書いてあるか。「地代、家賃の改定と老朽借家の建替えの円滑化のため、現状と著しく乖離している地代家賃統制令を廃止するとともに、借地、借家に関する制度の合理化等を行い、良質な民間賃貸住宅の供給を促進する。」こうなっているのです。この地代家賃統制令の撤廃の目的、それは地代、家賃の改定と同時に、老朽借家の建てかえの円滑化のためと書いてあるじゃないですか。

これは臨調の答申だけじゃありませんよ。ことの七月二十二日に臨調行政改革推進審議会、いわゆる行革審と言われているものが答申を出しましたね。その中にも地代家賃統制令の廃止が提言されています。その中でも、「地代家賃の改訂と老朽家屋建替えの円滑化のため、現状と著しく乖離している地代家賃統制令は、早期に廃止する。」こうなっています。それから、「老朽家屋建替えの円滑化のため」ということはどういうことですか。入っている人たれを追いついて、そこに新しく中高層に、それは書いてないけれども建て

かえるということでしょう。建てかえたら出ていかなければいかぬでしょう。そういうことを円滑にするために統制令を撤廃するんだと書いてあるんじゃないですか。

あなたたちは臨調の答申、行革審の答申は尊重しなければならぬ義務を負っているわけだね。それに基づいて今仕事をしているわけだ。そうしたら、この法案の目的が、統制令の廃止の目的が住民の追出しにあるんだと私が言うのは当然じゃないですか。それでもあなたはそうじゃないと言われるのですか。

○渡辺(尚)政府委員 住民の追出しが目的でないことは先ほど申し上げたとおりでございます。ただ、我が国におきましては、住宅の水準といえますが非常に低いというところはございます。そういう意味で、非常に長期的にはそういったものの質を上げていかなければならないという政策課題もあると思います。それをいかに円滑にやっていくかということが課せられた課題であるというふうに考えておるわけでございます。

したがって、地代家賃統制令の廃止につきましては、先ほど幾つか挙げましたけれども、その中にやはり方向としてはそういう考え方も入っている。その考え方といえますのは、それによって、非常に長期的だとは思いますが、質の向上を円滑にやっていくことが入っているかと思えます。

○三浦(久)委員 そうすると、地代家賃統制令を撤廃するかどうかで建てかえが円滑にいくんですか。

○渡辺(尚)政府委員 ただいま申し上げましたように、これは直ちにそういうことには思っておりません。といえますのは、先ほど申しました理由で、影響は少ないというふうに考えているからでございます。しかし長期的に見れば、やはりこれは両者の合意によって、立ち退き料とかいろいろの問題はあると思えます。しかし、建設省といたしましていろいろの、いわゆる木賃住宅地域とか、そういうものに対する助成

措置といったようなものをしておりますし、いろいろな事業をやっております。そういうものも使いながら、都市の改善といえますか、という方向に長期的には向かっていくべきであるというふうに考えております。

○三浦(久)委員 長期的とか、そんなこと答申には何にも書いてないよ。むしろ、建てかえを円滑化するため早急にやれと書いてあるじゃないですか。そんな長期的な問題だったら、急いでやることないでしょう。長期的って何年。それなら何年か待たないでいいでしょう。あなたたちたった一年しか待たないでいいでしょう。答弁が矛盾していますよ。物を言えはいっていいわけじゃないのですよ、あなた。

例えば、さつきから聞いてみると、あなたは統制令が撤廃されても借地・借家法上の地位には影響ないからというのをよく言われますね。これだつてまやかashiですよ、議論が。それなら、今東京の下町で進んでいます、大阪なんか底地買いの問題があるでしょう。幾らデベロッパーが底地買ひをやつたって、家屋に入っている人の借地・借家法上の地位は変わらないのですよ。変わらないけれども、現実にはどんどん更地になつていっているじゃないですか。

人間というのは、さあ、建てかえるから出てくさいとか、いや、出ていかなきゃ家賃うんと上げるとか、そうやってわんわん、わんわんやられると、ああ、もうこんなところに出ていってしまうという気持ちになつて出ていくものなんですよ。今まで長い間ずっと家主とたな子が平穏な状況を保っている、信頼関係があるから毎日住んでいる家でしょう。信頼関係があれば住みやすいですね。しかし、貸している人間と信頼関係がなくなつたら、そんな家、毎日毎日、さあ、出ていってくれ出ていってくれと言われれば、借地・借家法上の地位に影響がなくなつて出ていかなざるを得ないじゃないですか。それはもう現実が証明していることとお茶を濁そうと思つてもだめですよ。

もつと実態に目を向けた論を展開してもらわないと私は困ると思うのですよ。

行革審とか臨調はちゃんと、言葉をかえれば追出しを円滑にするためにこれをやるんだ、早くやれ、こう言っているんだからね。あなたが四の五の言つたって、それは何を言っているとしたかと思いませんか。問題は結局、追い出される人間の身になってみるというのですよ。そうでしょう。長年住みなれていのですよ。あなたたち、今入っている人々の状況についてどういう認識をしていますか。その人たちは出たいと思つていますか。そうじゃないでしょう。所得は低いでしょう。母子世帯でしょう。老人が多いでしょう。それはあなたたちも認めますね。そしてなおかつ、そこに住んでいることに満足感を覚えているという人が多いでしょう、あなたたちの調査によつても。どうですか。

○渡辺(尚)政府委員 統制対象住宅の居住者の実態でございますけれども、まず世帯の主な働き手の年齢につきましては、一般民営借家と比べた場合でございますけれども、年齢六十歳以上の世帯が一般の民営借家では九・四％である……(三浦(久)委員「概略でいいです、もう資料がありますから」と呼ぶおっしゃるとおり、年齢につきましては高齢化の傾向が見られます。それから、世帯収入については低所得者がやや多い傾向がございますけれども、年収一千万円以上の世帯も存するというふうに、全体としては統制対象借家の居住者の所得水準が一般借家に比べて特に低いという状況になつておりません。また、世帯人員につきましては両者にほとんど差がない。また、入居時期でございますけれども、これにつきましては、やはり一般借家につきましては昭和三十五年以前

の世帯が四・八％であるというのに対して、三・七％と非常に多いということになっております。(三浦(久)委員「満足度は」と呼ぶ満足度につきましては、ちょっと今手元にデータを持っておりません。

○三浦(久)委員 いや、あなたたちの資料を読む

と、地代家賃統制令の対象家屋に居住している人は、長年そこに住んじやつて本当に満足しておるというふうに書いていますよ。だから私は言っているのですよ。そうするともう出たくないのですよ。死ぬまでそこにいたいと思つている人たちが、その人たちを強制的に追い出すというのは非常に非道なことであると私は思うのです。特に借地・借家法の改正と相まつたら、これは猛烈な威力を発揮しますね。

先ほども言いましたように、今不動産業界というのは新たな投資先が欲しくてしょうがない。ですから都市再開発をやろうとしているのでしょ。そこでいろいろの提案をされていますね。借地方式を利用するとか、それは今までのとおりですが、それからまた等価交換方式をやるとか、土地の信託制度を導入して利用してやるんだとか、いろいろのことを考えて提案されていますね。しかし、そういうものを、例えば借地方式にしても信託方式にしてもまた等価交換方式にしても、それをばつと華々しくやっていく、おれはうんともうける、そのためには地代家賃統制令とか借地・借家法が邪魔になるということなんですよ。そういう一部の民間デベロッパーのいうけのために何百万という人々の生活を犠牲にするなんということ、もう政治じゃない。これは政治じゃない。本当に考え直してもらいたいというふうに私は思うのです。

それで次に、借地・借家法の改正問題について法務省にお尋ねしたいと思います。改正審議に至った経過と現在の到達点をちょっとお知らせいただきたいと思ひます。

○演説説明員 先ほど建設省からも御答弁ございましたように、借地法及び借家法といひますのは、大正十年に制定され、昭和十六年にいひゆる正当事由方式といひものを導入するという重要な改正がなされました。その後昭和四十一年に若干の改正がなされましたけれども、基本的には大正十年及び昭和十六年の法律が現在まで維持されているというところでございます。ところが、これに對し

まして、住宅地問題及びそれをめぐる社会情勢というのは非常に大きな変化を遂げてきているわけでございます。そういう変化に応じて、これから将来の借地関係、借家関係におきまして貸し主と借り主との権利義務関係というものはどういふものであるべきかという観点からやはり見直しをしなければならぬという問題は、これはかねてから法制審議会で検討してしるべき重要な課題であつたわけでございます。

先ほどの先生の御質問の中に、昭和二十九年以来法制審議会は休眠状態だつたのではないかと、御指摘がございましたけれども、昭和三十一年の時点におきまして、これは直接法制審議会の民法部会を取り上げられたわけではございませんけれども、そのための準備会、借地法借家法改正準備会というものが設けられました。そこで今申しましたような立場から、借地法及び借家法の基本的な見直しのための検討がされたわけでございます。その結果といたしまして、いろいろな社会諸情勢がございまして、その際は基本的な見直しというものは一応見送られまして、緊急を要する改正点について昭和四十一年に一部改正がされたことといたしまして、引き続き法制審議会民法部会で検討すべき重要な課題の一つであつたということでございます。

その後、当時からさらに約二十年の間を経過しまして、社会情勢の変化というのはい層激しくなつています。そういう情勢の中で、貸し主及び借り主の権利義務関係はどういふものであるべきか、主として、これから将来の借地関係、借家関係というものを長い目で見た場合にどういふものであるべきかという観点から、この際検討をするのが適当ではないかという法制審議会の民法部会財産法小委員会の結論に至つたわけでございます。そういうことで、その決定がありましたのはことしの六月四日でございますけれども、これは国民の権利義務に影響を与える重要な問題でございますので、民法部会の中で本格的な審議をする

に先立って、借地借家問題についてどういふ問題点があるのか、その問題点についてどういふ方向で改正を検討すべきであるのかということにつきまして、広く関係各界の意見を聴取して、それを参考にしてこれから本格的な審議の参考にした、そういう趣旨で、つい先般、これまでの小委員会の審議に基づきまして、私も法務省民事局参事官室の名前で、意見を聞くための問題点の整理をいたしまして、それを関係各界に意見をいただくために送付したという段階にあるわけでございます。

○三浦(久)委員 法務省としては、ことしの初めまでは借地・借家法の改正は見直ししない、そういうような立場をとっておつたのではありませんか。

○濱崎説明員 法制審議会の民法の部門を担当しますのは民法部会でございますけれども、民法部会には、民法について改正する必要があるとすればその要綱を示されたいという一般的な包括的な諸問を受けているわけでございます。そういうことで、継続的に民法―民法と申しますのは広い意味の民法でございまして、必ずしも民法典に限らず、借地法、借家法もこれに入るのでございまして、そういう広い分野についてどういふ問題をまず取り上げるべきかというのを検討いたしまして……(三浦(久)委員)法務省のことを聞いています。法制審の事を聞いていますのじゃないですか。時間がないから簡潔に……(と呼ぶ)

結論から申し上げますと、取り上げるべき問題ではないというふうに考えていたわけではございません。いずれは法制審議会にお諮りして検討いただくべき、そしてそれを受けて、当局として検討すべき重要な課題の一つであるというふうに考えておりましたが、法制審議会で御審議をいただく機会がこれまでなかった。現在それを御審議いただくことになったというので、この際御審議をいただくことになったというのでございます。あな

で、法務省としては借地・借家法の見直しはしないというのを言明しているのです。そういうことはありませんか、最近。ことしじゃないですか。

○濱崎説明員 そういうことを言明したということとはないと存じております。

○三浦(久)委員 それはあなた、うそだよ。それは借地借家人組合の人が参事官の名前まで挙げて言っているのだから。そんなことはうそだよ、あなた。言っているんだよ。いつから態度が変わったかというのを私は聞きたいんだよ。あなたたちはずっと借地・借家法の改正をしないやならぬと考えておつたんですか。そんなことないでしょ。昭和五十五年に住宅地審議会から借地・借家法の見直しを要するような答申がなされてい

ます。それでいろいろ関係団体が法務省にも行っているのです。そのときに法務省としては、これは民法の基本的な問題だと。それはそれでしょ、民法の特別法ですから。賃貸借の中でも最も重要な問題についての特別法なんです。基本法と同じですよ、実際の効用から言へば。ですから、そういうことを言つて、基本的な法律なんだから見直しはしないんだ、そういうことを言明されているというのです。それをしているの。まだ審議の時間があるからね。まだ二十一日があるから。

○濱崎説明員 五十五年の住宅地審議会の答申がございまして、当時担当者というやりとりがあつたかというところは、公式のものではございませんので私もつまびらかにしておらないわけでございますが、当時、私も法務省民事局としてこの問題についてどういふふうに考えていたか、ということをお答えさせていただくことでかえさせていたかと思ひます。

借地・借家法の基本的な見直し、基本的な立場、長期的な立場に立つて見直しをするということとは、重要な基本的な課題であるということとは考

え、ただ、しかし、先ほどいろいろ御指摘がございましたように、当時、借地方式による宅地供給の促進であるとか土地の有効利用の促進であるとかいう観点から、早急に借地法、借家法を改正すべきであるという意見が直接間接にいろいろございしました。そういうことは私ももととして把握しておりました。そういう行為に対してどう対応するかということにつきましては、借地法、借家法とい

いますのは国民の基本的権利義務に関します重要な法律でございますから、ただ単にそういう観点からのみ早急に改正することができるとは、先ほど申ししておりますように法制審議会の慎重な審議をい

ただ、なかなかいけません。当時、法制審議会の民法部会では、建物の区分所有等に関する法律、いわゆるマンション法という法律でございまして、その法律の改正のための審議を集中的にやつておつた段階でございまして。そういう状況の中で、今すぐその問題、借地借家問題を法制審議会に取り上げていただくことができない状況にはない。そういう状況を踏まえまして、今の段階で直ちにこの問題に法務省として着手することは考えていない、そういう立場であつたわけでございます。

○三浦(久)委員 そうすると、それはいつまでという立場だつたのですか。

○濱崎説明員 今申しましたように、法制審議会民法部会で審議をしていただけた状況になつたという段階で、民法の中で重要な課題としてどういふものがあるかという観点から改めていろいろ検討をいたしまして、そして六月四日の小委員会にそういう問題点を掲げまして、その中でそれをまず現段階で審議をしていただくかを御検討いただいて、小委員会の決定として、借地借家問題を基本的な立場からじっくり取り上げてみようということになつたわけでございます。

○三浦(久)委員 そうすると、六月までは基本的に見直しという考えはなかつたということですか。

○濱崎説明員 御審議いただける機会があればい

ずれかの時期に御審議いただくべき問題であるというふうには従前から考えていたわけでございます。

○三浦(久)委員 時間がありませんから、終わります。

○中島委員長 この際、連合審査会開会に関する件についてお諮りいたします。

ただいま本委員会において審査中の許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案について、社会労働委員会、商工委員会及び運輸委員会から連合審査会開会の申し入れがありましたので、これを受諾することとしたし、また、他の関係委員会から連合審査会の申し入れがありましたならば、いずれもこれを受諾するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、連合審査会の開会日時につきましては、関係委員長間で協議の上、追って公報をもってお知らせいたします。

次回は、来る二十一日木曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時四十七分散会





昭和六十年十一月二十七日印刷

昭和六十年十一月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C